

令和8年度北海道農業担い手育成センター事業等推進会議

開催日 令和8年7月15日（水）13時から
場 所 公益財団法人北海道農業公社 会議室（札幌会場）
＜オンライン配信によるハイブリッド開催＞

次第

1 開会

2 挨拶

3 議題

- (1) 令和7年度事業の実施状況及び令和8年度事業計画について
- (2) (公財)北海道農業公社担い手本部所管事業について
 - ア. 担い手支援部（就農相談課・就農支援課・就農研修課）
 - イ. 農業経営相談室
- (3) 北海道農政部技術普及課所管事業について
- (4) 北海道立農業大学校所管事業について
- (5) 北海道立総合研究機構花・野菜技術センター所管事業について
- (6) 北海道農業協同組合中央会所管事業について
- (6) 北海道農業会議所管事業について
- (7) 日本政策金融公庫所管事業について
- (8) 北海道信用農業協同組合連合会所管事業について
- (9) その他

4 閉会

【目次】

令和7年度北海道農業担い手育成センター事業の実施状況	1
令和8年度北海道農業担い手育成センター事業計画書	
Ⅰ 基本方針	14
Ⅱ 重点推進事項	15
Ⅲ 事業計画	16
第1 就農促進支援活動	16
第2 農業青年海外派遣等事業	18
第3 農業次世代人材投資（準備型等）事業の実施	18
第4 就農支援資金の管理	18
第5 就農啓発基金事業	18
第6 農業経営相談室所管事業	19
〈参考〉北海道農業担い手育成センター及び地域担い手育成センターについて	20
担い手支援部（就農相談課・就農支援課・就農研修課）所管事業	
就農相談課	
就農相談課所管事業の概要と対応について	25
Ⅰ 地域の就農活動との連携強化	26
Ⅱ 就農相談及び就農促進活動の実施	28
Ⅲ 新規就農者等交流会・研修会への支援及び開催	29
Ⅳ グリーンパートナー活動の推進	30
Ⅴ 第三者農業経営継承の支援	31
Ⅵ 研修教育体制の整備	34
就農支援課	
Ⅰ 農業青年海外派遣事業について	37
Ⅱ 就農啓発基金事業について	38
Ⅲ 就農支援資金関係について	47
就農研修課	
農業次世代人材投資（準備型等）事業に係る留意事項	65
農業経営相談室所管事業	
農業経営者サポート事業の推進について	77
6次産業化サポート事業の推進について	83
北海道農政部	
技術普及課担い手対策係所管事業について	93
北海道立農業大学校	
道立農業大学校を活用した地域農業の担い手の育成・確保	111
農業研究本部花・野菜技術センター	
北海道花き・野菜総合技術研修研修生募集について	121
北海道農業協同組合中央会	
令和8年度北農5連JA営農サポート協議会「第3者継承支援事業」について	125
（一社）北海道農業会議	
雇用就農資金について	135
日本政策金融公庫	
青年等就農資金等について	147
北海道信用農業協同組合連合会	
JAバンク北海道の新規就農者向け資金について	157
参考資料	
Ⅰ 北海道農業担い手育成センターの設立及び変遷	163
Ⅱ センターの組織・業務体制	163
Ⅲ 新規就農優良農業経営者表彰事業歴代受賞者	165
Ⅳ センター職員等メールアドレスおよび主な担当業務一覧	170

令和7年度北海道農業担い手育成センター事業の実施状況

第1 就農促進支援活動

1 地域の就農活動との連携強化

北海道農業担い手育成センター事業等推進会議の開催

北海道農業公社（以下「公社」という。）は北海道農業担い手育成センター（以下「センター」という。）として、地域担い手育成センター（以下「地域センター」という。）及び関係機関・団体との連携強化を図り、就農促進支援活動を効率的かつ効果的に実施するため、札幌市においてオンライン併用による推進会議を開催しました。

[配付資料]

令和7年度北海道農業担い手センター事業地区別推進会議資料（北海道農業公社）

内容：センター事業計画、センター所管事業、道農政部関係課所管事業、農業大学校、花・野菜センター、農業会議、北海道信連、日本政策金融公庫関係資料
配布先：地域センター（市町村、農業委員会、農協ほか）、農協、中央会等農業団体、道関係機関、北海道指導農業士・農業士、公社支所

2 就農相談及び就農促進活動の実施

新規就農希望者の掘り起こしや就農意欲の醸成を図り、円滑な新規就農等を促進するため、インターネット等を活用した就農相談会や地域の就農情報の発信などの広報活動を展開しました。

また、オンラインによる就農相談の実施や「新・農業人フェア」など全国規模の相談会へ参加、農業系大学等の学生を対象とした就農ガイダンスの実施を行いました。

さらに、地域情報の提供を充実させるため、地域の訪問調査等により、コミュニケーションの強化を図り、道内各市町村の支援策や農業体験会などの情報を収集し、就農相談や「北海道新規就農フェア」を通じて提供しました。

加えて、農業法人等への就職希望者に対しては、職業安定法に基づく無料職業紹介事業により雇用情報を提供しました。

(1) 新規就農・体験実習等の相談活動

■ 新規就農・体験実習相談者数の推移

(単位：人、%)

区分	新規就農希望			体験実習希望			計			うちメールによる相談数	ホームページアクセス数
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計		
H7～ R元年度	15,561	2,967	18,528	4,214	4,523	8,737	19,775	7,490	27,265	5,745	3,315,195
2年度	387 (5)	133 (2)	520 (7)	17	7	24	404	140	544	109	165,838
3年度	373 (1)	129 (1)	502 (2)	12	3	15	385	132	517	85	155,524
4年度	413 (0)	152 (0)	565 (0)	12	10	22	425	162	587	64	136,015
5年度	312 (2)	127 (1)	439 (3)	19	14	33	331	141	472	46	118,263
6年度	349 (8)	182 (1)	531 (9)	25	19	44	374	201	575	52	150,015
7年度	350 (6)	158 (3)	508 (9)	16	14	30	366	172	538	40	143,363
前年比	100.3	86.8	95.7	64.0	73.7	68.2	97.9	85.6	98.8	76.9	95.6

※ () は、無料職業紹介での相談者数で内数。

■ R 7 年度相談者の希望作目 (単位：人、%)

区 分	酪農	稲作	畑作	野菜	花卉	軽種馬	その他	計
新規就農希望	35 (1)	64 (2)	47 (2)	177 (1)	8 (0)	4 (0)	173 (3)	508 (9)
構成比	6.9	12.6	9.2	34.8	1.6	0.8	34.1	100.0
体験実習希望	14	3	2	5	0	0	6	30
構成比	46.7	10.0	6.7	16.7	0	0	20.0	100.0
計	49 (1)	67 (2)	49 (2)	182 (1)	8 (0)	4 (0)	179 (3)	538 (9)
構成比	9.1	12.5	9.1	33.8	1.5	0.7	33.3	100.0
前年構成比	10.8	7.1	9.4	40.0	2.3	0.2	31.1	100.0

※ () は、無料職業紹介での相談者数で内数。

■ R 7 年度相談者の年齢 (単位：人、%)

区 分	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	不 明	計
新規就農希望	22 (1)	125 (0)	151 (3)	121 (3)	83 (2)	6 (0)	508 (9)
構成比	4.3	24.6	29.7	23.8	16.4	1.2	100.0
体験実習希望	9	12	4	3	1	1	30
構成比	30.0	40.0	13.3	10.0	3.3	3.3	100.0
計	31 (1)	137 (0)	155 (3)	124 (3)	84 (2)	7 (0)	538 (9)
構成比	5.8	25.5	28.8	23.0	15.6	1.3	100.0
前年構成比	7.7	24.0	21.7	24.3	19.5	2.8	100.0

※ () は、無料職業紹介での相談者数で内数。

■ R 7 年度相談者の職業 (単位：人、%)

区 分	会社員	自営業	農業従事	学生	フリーター	公務員	無職	その他	計
新規就農希望	230 (2)	42 (1)	24 (1)	47 (1)	39 (1)	34 (1)	42 (1)	50 (1)	508 (9)
構成比	45.3	8.3	4.7	9.2	7.7	6.7	8.3	9.8	100.0
体験実習希望	6	2	1	16	2	1	2	0	30
構成比	20.0	6.7	3.3	53.3	6.7	3.3	6.7	0	100.0
計	236 (2)	44 (1)	25 (1)	63 (1)	41 (1)	35 (1)	44 (1)	50 (1)	538 (9)
構成比	43.9	8.2	4.6	11.7	7.6	6.5	8.2	9.3	100.0
前年構成比	35.3	8.0	6.4	11.5	8.9	6.6	8.7	14.6	100.0

※ () は、無料職業紹介での相談者数で内数。

■ R7年度相談者の出身地

(単位:人、件、%)

区分	道内	東北	関東	中部	近畿	中四国	九州沖縄	その他	計
新規就農希望	238 (3)	15 (1)	76 (4)	28 (0)	49 (1)	18 (0)	11 (0)	73 (0)	508 (9)
構成比	46.8	3.0	15.0	5.5	9.6	3.5	2.2	14.4	100.0
体験実習希望	15	0	4	1	5	2	0	3	30
構成比	50.0	0	13.3	3.3	16.7	6.7	0	10.0	100.0
計	253 (3)	15 (1)	80 (4)	29 (0)	54 (1)	20 (0)	11 (0)	76 (0)	538 (9)
構成比	47.0	2.8	14.9	5.4	10.0	3.7	2.0	14.1	100.0
前年構成比	40.0	3.1	14.1	5.4	8.9	2.6	3.3	23.0	100.0

※ () は、無料職業紹介での相談者数で内数。

(2) 就農相談会等の開催

公社主催の「北海道新規就農フェア」を7月と2月に開催したほか、道主催の「就農フェア」や、国が主催する「新・農業人フェア」にも市町村とともに参加するなど、地域センターと連携した取組を進めました。また、「新規就農・農業体験相談」を21回開催しました。(直接面談及びオンラインによる個別相談を月2回土曜日に開催)

3 農業系大学等への就農ガイダンス

農業を学ぶ大学生等に対して就農意欲の喚起を図るための就農ガイダンス等を実施しました。

■ R7年度実績：農業系大学等 道内13校、道外8校

4 就農啓発・広報活動の実施

新規就農の啓発及び本道農業・農村の理解促進を目的として資料を作成し、相談者等へ配付しました。

■ R7年度実績：新規就農ガイドブック(2,400部)、新規就農者の横顔(2,000部)

5 新規就農者等交流会・女性農業後継者研修会の開催

(1) 新規就農者等交流会の開催

新規就農者や研修生等の情報交換会や仲間づくりを促進するため、総合振興局・振興局、農業改良普及センター(以下「普及センター」という。)等と連携し開催する指導農業士・農業士・研修生等受入農家などの関係機関との意見交換会や講習会、研究会の実施に対し、その経費の一部助成を実施しました。

■ R7年度実績：9回(6総合振興局・振興局)、助成額 329,000円

(2) 女性農業後継者研修会の開催

女性農業後継者を対象に、営農・生活技術の習得や仲間づくりを目的とした研修会をハイブリッド方式で開催しました。

■ R7年度実績：令和7年12月2日～3日、参加者34名

6 グリーンパートナー活動の推進

担い手の配偶者の確保を図るため、優良活動事例の紹介等、グリーンアドバイザー（結婚相談員）を対象とした研修を実施しました。

(1) グリーンアドバイザー研修会の開催

地域でグリーンパートナー対策の推進に取り組んでいるグリーンアドバイザーの研修会を行いました。

■ R7年度実績：令和7年11月18日、参加者57名

(2) グリーンユース交流会の開催

「北海道ふれあい交流会」をオンライン方式によるセミナー、並びに個別相談を行いました。

■ R7年度実績：令和7年11月27日、参加者27名

7 第三者農業経営継承の支援

後継者のいない移譲希望農業者が有する技術や経営ノウハウ、経営資産等の就農希望者への円滑な継承を推進するため、継承希望者の紹介、地域での移譲希望者と継承希望者とのコーディネート活動に対する支援などを実施しました。

■ R7年度実績：・事業説明・地域研修会への講師派遣、ホームページでの情報提供（経営移譲物件などを記載）

・取組状況：移譲希望登録数13件、マッチング実施件数1件、研修受入件数2件（R8年3月末現在）

・経営移譲成立件数：33件（H20年4月～R8年3月末まで）

8 研修教育体制の整備

(1) 研修生活機関の支援（家賃助成）

円滑な就農研修を支援するため、借家等に入居して、指導農業士など先進農家等で研修を受けている認定就農者に対し、家賃の一部助成を実施しました。

■ R7年度実績：2名、240千円

(2) 農家研修受入体制強化事業

就農研修や体験実習における事故防止や事故発生時の危機管理について、道や労働関係機関と連携し受入農家等への情報提供と普及啓発に努めるとともに、農家等で研修・実習する者の傷害保険の加入に対する掛金の一部助成を実施しました。

■ R7年度実績：35名、440千円

(3) 就農研修者大型特殊免許取得支援事業

研修生（新規就農希望者）の資質向上を図る目的で就農研修者に対し大型特殊自動車運転免許取得にかかる費用の一部助成を実施しました。

■ R7年度実績：18名、899千円

第2 就農支援資金の管理

1 就農支援資金の貸付等の状況

就農支援資金は、平成29年度の新規貸付を最後に、現在は資金の管理を行うとともに、償還免除の承認業務を現地確認等しながら適切に実施しました。

■ 貸付・償還等の状況

(単位：件、千円)

区 分	貸付累計額		償還等累計額						R7年度末 貸付残高		
			一時償還額		約定償還額等		償還免除額				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
就農研修	6,726	6,003,408	1,566	1,323,965	2,299	1,512,890	1,906	(36,051)	2,901,056	955	265,497
教育研修	4,669	2,764,210	888	444,623	1,354	532,663	1,759	(28,279)	1,674,519	668	112,405
農家研修	1,929	3,001,248	656	839,421	862	898,855	129	(7,151)	1,111,747	282	151,225
海外研修	128	237,950	22	39,921	83	81,372	18	(621)	114,790	5	1,867
就農準備	613	1,145,140	145	198,367	290	369,691	73	(2,615)	508,572	105	68,510
合 計	7,339	7,148,548	1,711	1,522,332	2,589	1,882,581	1,979	(38,666)	3,409,628	1,060	334,007
	3,785									590	

注) ①合計欄下段は実者数。

②償還等累計額欄の件数は回収件数。償還免除額欄の件数()は取扱年度ごとの承認累計件数。

③約定償還額等には条件変更後の分割償還額(毎月払等)及び繰上償還額を含む。

2 貸付業務の委託

就農支援資金事務委託契約書に基づく、就農支援資金の貸付に関する事務の一部を北海道信用農業協同組合連合会に委託しました。

■ R7年度実績：事務委託料 494千円

3 就農支援資金償還免除の実施

次代の本道農業を担う意欲あふれる青年等の就農を促進するため、知事が認定した就農計画に沿った就農を5年以上継続して行っている認定就農者に対して、就農支援資金の約定償還時点に、就農後の農業経営の負担軽減のための措置として、一定限度の範囲内で就農支援資金償還免除事業を実施しました。

■ R7年度償還免除件数及び金額

区 分	免除件数(免除対象者)	免除金額
令和7年4月30日償還分	就農研修資金	219件
	就農準備資金	49件
	計	268件(213者)
令和7年10月31日償還分	就農研修資金	38件
	就農準備資金	5件
	計	43件(39者)
合 計	就農研修資金	257件
	就農準備資金	54件
	計	311件(252者)

4 就農支援資金の貸倒引当金及び債権償却実績

- 貸倒引当金積立額 101,684千円
うち令和7年度貸倒引当金積立額 3,492千円
- 令和7年度末までの債権償却額 32,946千円
- 令和7年度末貸倒引当金残額 68,738千円

第3 農業青年海外派遣等事業

1 農業青年海外派遣事業

本道農業の将来を担う人材を育成するため、先進的な生産技術や経営管理能力、国際感覚等を習得するため、農家後継者等の海外派遣に対し支援を実施しました。

■ R7年度実績：ニュージーランド 園芸、1名

2 農業技術研修員受入等事業

発展途上国の様々な農業振興上の課題解決に資することを目的とした独立行政法人国際協力機構（JICA）が行う農業技術研修員受入事業を受託し、来日研修を実施しました。

■ R7年度実績：2025年度農民参加による農業農村開発コース、アフリカ圏6か国、6名

第4 就農啓発基金事業

1 新規就農優良農業経営者表彰事業

(1) 新規就農者

就農青年及び就農希望青年の就農意欲の啓発と高揚を促し新規就農を促進するため、就農青年及び新規就農希望青年の模範となるような優良な農業経営を行っている新規就農者1組を、令和7年11月21日、ホテルポールスター札幌において表彰しました。

■ R7年度実績：最優秀賞1組、酪農農業者（清水町・平成25年就農）

(2) 北海道立農業大学校卒業生

北海道立農業大学校の課程・部門を終了し、道内で直ちに就農する卒業生で、在学中、特に優秀な成績を修め他の模範となる卒業生を表彰（北海道農業公社理事長賞）しました。

■ R7年度実績：表彰者4名 畜産経営学科、畑作園芸経営学科、稲作経営専攻コース、農業経営研究科各1名を3月6日農業大学校卒業式において理事長から表彰。

2 新規就農者等育成団体支援事業

本道の農業・農村において、新規就農者や農業体験希望者など本道農業の担い手の育成・指導等や農村女性の活動支援、配偶者対策などのための活動を広域的に行っている団体等の活動を支援するため、その団体等が行う事業に要する経費について、その一部を助成しました。

■ R7年度実績：3団体、295,411円

3 研修生受入環境整備支援事業

新規就農希望者が就農に必要な農業技術又は経営方法を実地に習得するために実施する農家研修の受入環境を整備するため、地域センター等が行う施設等の整備について、その経費の一部を助成しました。

■ R7年度実績：1町、2,000千円

4 担い手育成確保対策調査・研究事業

担い手育成確保対策の効果的な推進を図るため、農業・農村の担い手育成確保事例の収集・分析さらには課題の洗い出しとその解決方法等の調査・研究を道内研究機関・団体等に委託しました。

■ R7年度実績：テーマ「新時代を迎えた第三者継承の推進方策に関わる調査研究」
(3か年事業の1年目)

委託先 (一社) 北海道地域農業研究所

委託費 1,800千円

第5 農業次世代人材投資(準備型等)事業

就農前の研修期間中の所得を確保し、青年の就農意欲を喚起するための資金を、道が認める道立農業大学校等の教育機関や先進農家・農業法人等で研修を行っている就農予定者からの申請に基づき交付しました。

■ R7年度実績：126名、179,375千円

■ 青年就農給付金・農業次世代人材投資資金(準備型)年度別給付実績

年度	受給者数	給付・交付額
平成24年度	129名	243,500千円
25年度	193名	226,125千円
26年度	202名	269,375千円
27年度	201名	274,375千円
28年度	231名	315,625千円
29年度	237名	327,000千円
30年度	195名	274,500千円
令和元年度	170名	243,750千円
2年度	155名	237,250千円
3年度	123名	213,000千円
4年度	132名	176,500千円
5年度	119名	193,125千円
6年度	90名	127,250千円
7年度	126名	179,375千円

第6 農業経営相談室所管事業

1 農業経営者サポート事業

北海道から受託して実施している農業経営者サポート事業については、担い手本部に農業経営相談室を設置し、農業経営の法人化や円滑な経営継承など、農業者が抱える多様な経営課題に対応するため、専門家（中小企業診断士等）の派遣や相談会の開催等による支援を行いました。

■ R7年度実績：専門家派遣 115回（支援対象者120件）、相談会・研修会 7回

2 6次産業化サポート事業

北海道から6次産業化サポート事業を受託し、農業経営相談室内に6次産業化サポートセンターを開設して、6次産業化に取り組む農業者等に対応した相談及び専門家（地域プランナー）の派遣による支援を行いました。

■ R7年度実績：相談対応 141回、専門家派遣 62回（支援対象者9件）

1 調査研究の趣旨と事例の位置づけ

北海道において農業を新たに始める新規就農者のうち、新規参入者は2012年以降、コンスタントに100人を超え、今や雇用就農を除く新規就農者の3人に1人が新規参入者になっている。

昨年度までの調査研究で、新規参入支援に取り組む全道各地において、意外なほど「第三者継承」方式が取り組まれて、実績を積み重ねていることが明らかとなり、かつ、第三者継承を実際に進める際の課題、問題点も併せて指摘されている。

かつて、第三者継承は、限られた地域での主体的、意図的な取り組みという印象が強く、「研修牧場・農場」をもたない地域で新規参入者を確保・育成し、独立就農を実現する仕組みとして編み出されたものであったが、現在は、経営形態を問わず、また、特段の地域限定性ももたず、全道各地で「普通に」第三者継承方式の就農支援が進められている現状があるように見受けられる。

実態として年間で100人を超える新規参入事例のうち、かなりの部分で第三者継承方式が取り組まれていると推察され、北海道における第三者継承は、今や「新時代」に入った感があり、現状の事例を詳細に把握することで、現場レベルで生まれているさまざまな工夫やノウハウが浮かび上がってくるものと考えられる。

本調査研究は、令和7年度から9年度までの3年間にわたって実施することとし、道内各地で取り組まれている第三者継承方式の新規参入支援に焦点を当て、その実情を詳細に把握し、独立自営就農との違いや継承のプロセスで生じている課題、問題点を洗い出し、その上で、関係機関はどのように関わるべきか、また、真に有効な支援方策のあり方について提案するための調査研究を進める。その際、継承のプロセスにおいて最も難題となる「資産評価」の内実について、可能な限り調査を進めていくこととしている。

初年度となる本年度については、これまでの調査研究で得られた第三者継承の事例を主な対象として濃密調査を行い、あわせて全道の地域担い手センターにアンケート調査を実施し、第三者継承支援の取り組みの有無、第三者継承方式による就農事例の有無を把握した。

【事例調査】

2 遠軽町生田原地区における第三者継承の事例分析

- 第三者継承は、その地で長らく営農を続けてきた移譲者から有形資産を譲り受け、独立就農を果たすプロセスであり、①資産評価と譲渡、②資金対応と各種補助事業の利用、③独立就農後の営農設計、という3つのことを同時並行で進める必要がある。関係機関の適切な関与なしに進めることは難しいと言えるが、鍵を握るのは金銭面での実態把握である。
- 事例経営の概要
 - ・ 承継者は札幌出身で、遠軽町農業担い手対策協議会の新規就農フェア（札幌市）への出展に応募し、移譲者の下で2年間の並走研修を経て、耕種経営として2023年に独立就農している。
 - ・ 承継者は、移譲者の多品目栽培のスタイルをそのまま継承することはせず、耕地も広げて自分なりのアレンジを加えて経営を組み立てている。
 - ・ 遠軽町（農業担い手対策協議会）が独自に使用している「農業経営継承合意書」は、個々のケースに即して要点を押さえた優れた内容となっている。遠軽町は農業部局の中に担

い手対策協議会を担当する専任職員を配置しており、地域を熟知し、第三者継承の現場に身を置き、このような合意書をまとめあげるコーディネーターの存在は不可欠であると言えよう。

- 承継者は、認定新規就農者として青年等就農資金や経営発展支援事業を活用した初期の農場開設費用は約1,200万円であったが、農地や作業機等を含めると約2,400万円となる。
 - 機械等については、有償譲渡と無償譲渡に区分されているのが特徴的で、資産評価は「ホクレン油機サービスが実施した査定評価額を基準」としている。
 - 農産物販売収入は概ね1,500万円弱で安定しており所得確保されているが、今後、経営安定資金が見込めなくなることは不安材料となっている。
- この事例に即して言えば、＜有形資産の譲渡額等（機械等・農地＋「運転資金」）＝移譲者の必要金額＞という恒等式が成り立っている。ここで何よりも大事なことは、移譲者の本音に迫り、真に求めている「必要金額」をつかむことである。この場合、移譲者の本音は転居費用をまかなうことができれば良い、というものであった。それ以上のものを求めなかったあらわれが「無償譲渡」である。おそらくはコーディネーターの存在が大きかっただろう。移譲者の本音をつかむことが、このケースでは重要だったと思われる。

3 第三者継承の実績と手法

- 鷹栖町の新規参入の特徴は、①施設きゅうり作に特化した小規模経営（500坪前後）であること、②第三者継承による土耕栽培か、1から整備する水耕栽培かの二択式であること、③無利子の制度資金に頼らない独自のリース返済方式（第三者継承のみ）を採用していることの3点が挙げられる。
- 鷹栖町は水稻複合経営が主流。畑作物やトマトが多く、きゅうりは多くない。小規模きゅうり移譲農家は、水稻作付水田を手放した農家や、引退を見越した水稻複合農家の2つのパターンがあり、農場の一部継承によって小規模ハウスきゅうり農家は生成されている。
- 第三者継承の受入れ体制と譲渡方式
- 研修の応募・申し込み条件はないが、2～3名が研修生として採用され2年間の研修を実施する。町、JA、受入れ農家協議会が関与し、協議会は研修中のトラブルを調停する役割も担う。
 - 譲渡物件の査定にあたっては、機械類は町内業者に査定を依頼し、施設類は固定資産評価額から算出。移譲者との調整を経て支払年数を検討するが、制度資金を利用するほどの金額にならないため、独自の償還制度（リース方式）が採用されている。
- 鷹栖町では、有形資産の継承という観点からすれば第三者継承に相当しない事例もあるが、利用権や経営権を継承するという広義の解釈をすれば、第三者継承に含めることにしている。鷹栖町の考え方は、農場の全部継承だけでなく一部継承も第三者継承に含めるという広範な捉え方をしている。
- 中断になった案件もあり、その理由は、作業に向き合う姿勢の相違が主因となっている。そのため、北海道全体での譲渡希望者向けのセミナー開催が望まれていた。
- また、機械類の査定においても、現在の一社見積もりでは価格の妥当性が担保されないと考えられている他に下取り価格の査定で協力してくれる会社が必要とされており、そのためのリストやシステムの整備が望まれている。

4 中山間地域における第三者継承の成立条件

- 「第三者経営継承」は、中山間地域農業を維持する有効な手段として位置づけられてきたが、農業経営は多額の固定資産を必要とし、中山間地では傾斜地の管理など地域特有の技術も求められるため、物的資産だけでなく経営技術や地域内の信頼関係といった無形資産の継承が必要不可欠である。
- せたな町の支援体制
 - ・ せたな町の新規就農者受入れ及び育成は、町、農業委員会、J A、農業改良普及センター支所等の関係機関が緊密に連携し、行政・関係機関・農家が一体となった支援体制を確立し、町独自の補助金等により円滑な独立を後押ししている。
 - ・ 特に注目されるのは酪農ヘルパー組合を活用した段階的な就農支援の仕組みで、地域おこし協力隊や酪農ヘルパー組合職員として就労しながら研修を進め、技術習得、所得確保、地域関係の構築を同時に実現する仕組みを整えている。また、就農後3年間にわたる伴走支援体制が整備されている点も特徴。
 - ・ 経営開始後の資金支援体系は、公的制度資金を基軸とし、J A資金が補完的に機能する二層的構造で形成されている。
- 第三者継承事例
 - ・ 愛知県から夫婦で移住し就農したケースの取得資産の購入金額は5,000万円であるが、その資産構成は、就農初年度から経営を開始することを前提とした実働資産が中心となっている点に特徴がある。
 - ・ 牛舎や家畜といった主要な経営資産が既存資産として引き継がれており、就農者が就農時点で新たに取得した資産は限定的
 - ・ 前経営者は現在も牛舎敷地内に居住しており、技術的助言を受けられる関係が維持されており、経営の安定性を高める要因となっている。
 - ・ 収支計画は、あえて厳しい乳価を前提として策定されており、経営環境が想定以上に悪化した場合でも対応可能な余力を確保している点が特徴
- 事例における第三者継承は、①既存資産を活用した最小限の資産構成と移譲前調整、②公的制度資金を中心とする資金支援の組合せ、③中山間地域条件に適応するための無形資産の継承、という3つの要素が相互に関連しながら成立していることが確認された。

5 譲渡側からみた第三者継承支援の実態と課題

- 過去25年間の間で20を超える第三者継承により、条件不利地域での放牧酪農の「聖地」となっただけでなく、地域内の人口減少に歯止めをかけるまでの成果を挙げているところが足寄町における第三者継承を中心とした新規参入者の受入れ支援事業の特徴で、町とJ Aによるワンフロア方式の一体的・長期的な体制により支援事業を実施してきた。
- これまでの調査結果からも研修期間を経た後の譲渡直前、もしくは譲渡後の当事者間のトラブルにも留意が必要であり、第三者として自治体やJ Aの担当職員が仲介するかたちで長期的な支援を行うことが重要である実態も明らかとなっているが、譲渡（離農）者側ではなく、新規参入者側の見解に寄りすぎていることも指摘されていた。
- 足寄町では自治体とJ Aの長期継続的な支援によって、多くの第三者継承が成功してきたとはいえ、それは金銭的支援や住居確保といった物理的支援のみではなく、新規に参入する就農者と農場を譲渡する者の両者の「思い」に寄り添って支援できる担当者が関与してきたことが大きい。譲渡価格の算定とともに、自治体とJ Aによる連携は、様々な就農資金を組み合わせ、可能な限り、新規就農者の直接的な負担を減らすことにも役立っている
- 事例分析

- 総じて今回の事例は、第三者継承の「優良事例」と呼べるもので、大きなトラブルがあった事例ではない
 - 1件目の事例は、経営主の怪我と高齢により、放牧酪農を目指す東京出身の若者に居抜きで経営移譲した事例。資産の引渡し価格は約5,400万円。移譲後も両者は良好な関係を構築している。
 - 2件目の事例は、「引き際の時期」を考えていた経営主夫妻が、埼玉出身の獣医師へ経営を移譲した事例。譲渡価格の算定は約1億円。移譲後も両者の交流は続いている。
 - 3件目の事例は、和牛繁殖経営主が酪農ヘルパー経験者へ経営移譲した事例。譲渡価格は約4,700万円。両者は経営に対する考え方の相違があって、関係が疎遠になってしまっている。
- 自治体と農協がワンフロア化して、譲渡価格の算定から関与しているため、トラブルが最小限に抑えられている。また、譲渡する側も、負債がなければ、可能な限り安く売って、新規参入者の負担にならないように心掛けていることも明らかになった。

6 るもい農協が確立した独自の就農サポート事業

- るもい農協の「段階的就農モデル」事業
- 2021年に4農協が合併した「るもい農協」は、合併以前の各農協においても新規参入者の受入とサポートに尽力してきたが、一部の市町村では、新規参入者が研修期間中に就農を断念、あるいは就農を実現したとしても数年後にやむなく離農・離村してしまうケースが大半を占めていた。
 - 農協でその要因の解明に努めた結果、以下の3点が参入者の就農および定着を阻む主たる要因である可能性が高いことを突き止めた。その3点は、「①参入者の多くが農業の実態を知らなすぎる事」、「②資金不足」、そして「③農村における慣習や人付き合いに対する不安」であった。
 - 上記の3点の要因除去を間接目的とする「段階的就農モデル」と称するこの事業は、就農希望者がひとまず農協職員として雇用される点に特徴がある。その後、就農希望者は2～3年を目安に農協の多岐に亘る業務に従事し、この間に農業の基礎知識と基本技術を学び、これらの習得が認められた段階で農協を退職して営農をスタートすることになる。こうしたプロセスを踏んで就農を果たす参入者に対するサポートが、この事業の本旨である。
 - 農協での勤務期間はあくまでも目安であり、好機に退職・就農すれば良いという見解が農協の方針である。退職・就農の際には退職金が支給され、就農祝い金も農協から贈呈される予定。また、就農形態に規程はなく、新規独立就農、第三者農業経営継承、雇用就農のいずれを選択しても良いことになっているが、事業開始間もないことから実績はない。

【アンケート調査】

- 令和7年6月から7月にかけて、地域農業担い手センターを対象に調査を依頼（郵送）し、選択・記述回答いただいた。結果として121組織から回答いただき、回収率は70.8%となった。
- 結果概要
- 第三者継承事例の有無の設問に対して、「事例がある」が47%、「就農を進めている事例がある」が6%、「事例はないが必要性を感じている」が37%であり、合計で90%

の組織が必要性を認識していると回答した。一方で、「必要性は感じていない」が8%、「難しい」と回答した組織が2%であった。

- 第三者継承事例は全道で189事例となるが、直近の64事例中では「酪農」が最多で全体の39%を占める。次いで「施設園芸」が25%、「畑作・露地野菜」が20%、「水田作」が6%、「肉用牛」が5%の順となっている。少数だが「花き」や「軽種馬」の事例もあった。直近5年では、調査前年の2024年が最多となっている。
- 地域での支援体制の設問に対しては、「連携で支援体制が整っている」が59%で、「関係機関が単独で支援する体制」が9%であり、支援体制がある組織は68%となった。一方で、「関係機関は、あまり関与しない」が17%、「体制がない」や「都度検討や対応をおこなう」等と回答した組織が16%であった。
- 第三者継承を進めるうえで重要と思われることについて、第三者継承事例がある組織の回答では、「関係機関、農業者も含めたサポートチームの体制づくり」が最多で70%、「独立就農後の継承者の経営安定サポート」が61%、「譲渡する資産価値の適正な評価」と「継承者の資金対応の充実」がともに56%を占めた。また、「第三者継承方式のメリット周知」、「継承者の支払い能力に応じた譲渡価格の調整」、「移譲者の引退計画の作成」、「並走期間中の研修プログラムの整備」等についても30~40%の回答を得ている。その他として、「地域農家の理解」、「移譲者と継承者の人間関係、約束事の整理」、「移譲者の発掘、引退タイミングの把握」等が挙げられている。
- 関係機関が必要とするサポートの具体的内容としては、「関連資料の作成・配布」や、「専門家やアドバイザーの派遣・指導」、「相談窓口の設置」、「新規就農者への補助金の充実」、「メリット・デメリット及び事例紹介」、「譲渡価格についての大きなくくりでの基準」、「ホームページやパンフレット作成に係る費用助成」、「マッチング体制の充実と公開」等が挙げられた。また、初期投資が高額すぎるとの意見もあった。

令和8年度北海道農業担い手育成センター事業計画書

I 基本方針

我が国全体で人口の減少や少子高齢化が進む中、農村部においても農家戸数や農業就業人口の減少が続いており、経済のグローバル化や気候変動の激化などにより、農業生産や農村社会を取り巻く情勢は厳しさを増しています。

また、世界的な穀物需要の増加や国際情勢の不安定化により、生産資材価格が高止まりするとともに、高温等の影響が懸念される中、農業経営をめぐる環境は厳しい状況が続いています。

こうした状況のもと、国では、昨年策定された新たな基本計画に基づき、農業者の収益力向上と食料自給力の強化、食料安全保障の確立に向け、令和7年からの5か年で農業構造を集中的に転換することとしています。

また、この基本計画の中で北海道が「主要穀物等の主産地」として位置づけられ、食料供給地域としての役割が一層期待される中、道では今年、「第7期北海道農業・農村振興推進計画」を策定し総合的に推進しています。

近年、本道では新規就農者の減少などにより担い手不足が深刻化しており、担い手や多様な人材の確保・育成に向け、就農相談から研修、定着まで各段階に応じたきめ細かな支援の強化が求められています。

こうしたことから、公社では、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営・就農支援センターと連携した北海道農業担い手育成センターとして、地域担い手育成センター、関係機関・団体、総合振興局・振興局および農業改良普及センター等と密接に連携しながら、就農希望者等への相談業務のほか、農業系学生等に対する就農ガイダンス等の開催、地域の就農支援策の情報提供などを実施します。さらに、これまでセンターが培ってきた新規就農支援のノウハウを活用し、地域活動に対する支援を強化するとともに、農業次世代人材投資事業（準備型等）の円滑な実施を行います。

また、「農業経営相談室」においては、様々な経営課題に対応するため、専門家の派遣や巡回指導による経営診断等を実施する農業経営者サポート事業や、6次産業化に取り組む農業者等を支援するための相談窓口の設置、地域プランナーの派遣により農業者等を支援する北海道6次産業化サポート事業を北海道から受託し、新規就農支援と一体的な担い手の育成・確保対策を推進します。

Ⅱ 重点推進事項

1 就農促進支援活動事業の推進

本道農業を担う多様な人材の育成・確保を図るため、国や道の各種支援策を活用した農業後継者（Uターンを含む）及び農外からの就農希望者（新規参入者）に対する就農相談の実施やHPを活用した地域情報等の提供、地域センターと連携した新規就農フェアや就農相談会の開催に取り組めます。

就農促進に向けて、農業系大学・高校の学生を対象とした就農ガイダンスやオンラインでの面談・会議等を有効に活用しながら推進します。

さらに、農業後継者が国際感覚の向上や先進的な技術の習得等のために行う海外研修に対して支援します。

また、農業経営サポート事業として、農業経営の様々な課題の解決や、地域の農業を守るための取組みを支援するため、戦略会議の開催や相談内容に即して専門家の派遣を行うなど農業経営のサポートをします。

2 農業次世代人材投資（準備型等）事業の推進

青年等の就農意欲を喚起し、円滑な就農研修を促進するため、就農前の研修期間中の所得を確保するための資金を交付する事業を推進します。

3 就農支援資金の管理

新規参入者や農業後継者の円滑な就農促進のため、平成7年度から平成29年度までに、就農計画に基づき融資した無利子の就農支援資金の償還免除の実施や円滑な償還の推進など適正な管理を行います。

4 就農啓発基金事業の促進

新規就農希望者の就農意欲の啓発等を図るため、優れた農業経営を行っている新規参入者や農業後継者の表彰、就農研修の受入環境整備への助成、担い手育成や農業・農村の理解を醸成する活動を行う団体への支援とともに、令和7年度以降の3カ年で第三者経営継承の推進方策に係る課題をテーマに調査・研究に取り組めます。

5 6次産業化サポート事業の推進

経営改善や6次産業化の取組などの課題解決に向け、専門家の設置や地域プランナーの派遣など行うサポート事業を北海道や関係機関などと連携し、新たな取組に挑戦する意欲ある農業者等を支援します。

Ⅲ 事業計画

第1 就農促進支援活動

1 地域の就農活動との連携強化

担い手育成・確保事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、事業推進会議の開催などにより、地域センターや関係機関・団体との一層の連携強化を図ります。

今年度は、地域センターが就農希望者と直接面談する機会として、公社主催の北海道新規就農フェア（札幌開催）を2回開催します。

また、農林水産省の補助事業による「新・農業人フェア」（東京、大阪）の開催が予定されており、地域センター等と連携した就農相談活動を実施します。

R8年度計画

・北海道新規就農フェアの開催

日 程	場 所
7月25日（土）	北海道庁旧本庁舎 赤れんが庁舎
3月6日（土）	ホテルポールスター札幌

・新・農業人フェアへの参加

開催地	開催数（開催月）
東京	2回（9月・11月）
大阪	1回（9月）

・北海道移住・交流フェアへの参加

開催地	開催数（開催月）
大阪	1回（9月）
東京	1回（10月）

2 就農相談及び就農促進活動の実施

新規就農希望者の掘り起こしや、就農意欲の醸成を通じた円滑な新規就農等を促進するため、インターネットを積極的に活用して就農情報の発信や広報活動を展開するとともに、通常の面談による就農相談に加えて、オンライン面談やメール相談を活用し、社会環境の変化に柔軟に対応しながら相談者の利便性に配慮した相談体制を構築します。

農業系大学等の学生を対象とした就農ガイダンスなどによる就農意欲喚起の取組みを、引き続き実施します。

また、農業法人等への就職希望者に対応するため、職業安定法に基づく無料職業紹介事業により、雇用情報の提供を推進します。

R8年度計画

・就農・農業体験相談

場 所	開催日数	備 考
札幌市、オンライン	24	直接面談、オンライン対応等

・就農ガイダンス：農業系大学等 道内10校、道外8校

3 新規就農者等交流会・研修会への支援・参加

(1) 農業研修生や体験実習者、後継者や経営を開始した新規参入者に対し、知識・技術の向上や情報交換、仲間づくり、地域農業者や地元消費者、地場産業関係者等との交流を促進するため、道、総合振興局・振興局、農業改良普及センター並びに指導農業士協会・農業士協会等と連携した各種交流会・研修会の開催を支援します。

また、新規参入者の就農後のフォローアップを図るため、総合振興局・振興局管内を範囲とする広域的な新規参入者のネットワークづくりを推進し、技術力や経営管理方法、付加価値の向上に結びつくような情報の提供を行うなど、新規参入者間のつながりや関係機関との結びつきを強めるための取組みを支援します。

R8年度計画：10回

(2) 新規就農者ステップアップセミナーの開催

先輩就農者を講師とした、次のステップアップに結びつけて行くためのセミナーを開催します。

R8年度計画

・新規就農者ステップアップセミナーの開催

日 程	場 所	備 考
12月上旬	札幌市等	会場とオンラインのハイブリッド方式

4 グリーンパートナー活動の推進

担い手の配偶者の確保を図るため、グリーンパートナー（結婚相談員）や市町村等の担当者への研修会を開催します。

R8年度計画

・全道グリーンパートナー研修会の開催

日 程	場 所
11月17日（火）	札幌市

5 農業経営の第三者継承

後継者のいない経営移譲希望農業者が有する技術や経営ノウハウなどを含めた経営資産について、就農を希望する第三者へ円滑に継承するため、継承希望者の紹介や円滑な継承合意に向けた関係者のコーディネート活動などに対する支援を行います。また、円滑な経営継承の推進のための地域研修会への講師の派遣を行うほか、これまでの推進経過や実績をまとめた第三者継承マニュアルを活用しながら、実施地域へのフォローアップを行います。

R8年度計画

・新規就農者の受入れ方策研修会（仮称）の開催（第三者農業経営継承の可能性について）

日 程	場 所	備 考
10月中下旬	札幌市	会場とオンライン（WEB視聴）、※修正変更の可能性あり

・事例調査、地域の研修会への講師派遣など ※修正変更の可能性あり

6 研修教育体制の整備支援

(1) 就農研修者家賃助成事業（研修生の生活基盤の支援）

円滑な就農研修を支援するため、借家等に入居して指導農業士など先進農家等の研修を受けている者に対し、家賃の一部を助成する就農研修者家賃助成事業を実施します。

R8年度計画：15名、1,500千円

〔家賃額の2分の1以内、月額10千円上限（3年以内）〕

（農業次世代人材投資資金受給者は、対象者から除きます。）

(2) 農家研修受入体制強化事業（傷害保険加入助成）

就農研修や体験実習における事故防止や事故発生時の危機管理について、道や労働関係機関と連携し受入農家等への情報提供や普及啓発を行うとともに、農家等で研修や実習する者の傷害保険加入を促進するため、保険料の一部を助成するなど研修体制の整備を支援します。

R8年度計画：25名、200千円

〔共済期間内掛金の3分の2以内、

（研修者）14,566円上限、（実習者）6,555円上限〕

(3) 就農研修者大型特殊免許取得支援事業

先進農家等で研修を受けている新規就農希望者（認定就農者）の資質向上を図るため、大型特殊自動車免許を取得する場合の経費の一部を助成する支援事業を実施します。

□ R8年度計画：30名、1,500千円〔取得経費の2分の1以内、50千円上限〕

第2 農業青年海外派遣等事業

本道農業の将来を担う人材の育成に資するため、農家後継者等が海外において行う先進的な生産技術や経営管理能力の習得及び国際的感覚等の取得・向上のための研修を支援します。

□ R8年度計画：1名（派遣国 ニュージーランド）

〔参考：派遣可能国 ニュージーランド、カナダ、アメリカ、デンマーク、オーストラリア〕

第3 農業次世代人材投資（準備型等）事業の実施

青年等の就農意欲を喚起し、円滑な就農研修を促進するため、就農前の研修期間中の所得を確保や、農業大学校等の農業経営者育成教育機関において研修を受ける者に対し、資金を交付する本事業について、地域センターとの連携の下、適切に取り進めます。

□ R8年度計画：交付対象者数 140名（新規80名、継続60名）

資金交付額 223,300千円（1,650千円／年・人、最長2年）

第4 就農支援資金の管理

1 資金管理

資金借受者の就農計画に基づく研修から就農に至る一連の経緯及び貸付額、貸付条件等の情報について、就農支援資金管理システム等により適正な管理を行います。

2 貸付業務の委託

就農支援資金の償還・回収に関する事務について、その一部を北海道信用農業協同組合連合会に委託します。

3 就農支援資金償還免除事業の実施

意欲ある青年等の就農を促進するため、市町村長が認定した就農計画に沿って5年以上継続して就農している者に対して、就農後の農業経営の負担軽減のための措置として、就農支援資金の約定償還時点において、一定限度の範囲で償還金を免除する北海道就農支援資金償還免除事業を実施します。

□ R8年度計画

・支払期日別免除計画

区 分	免除件数	免除金額
令和8年 4月30日償還分	200件	16,618千円
令和8年10月31日償還分	15件	1,013千円
合 計	215件	17,631千円

第5 就農啓発基金事業

1 新規就農優良農業経営者の表彰

就農青年及び就農希望青年の就農に対する意識の啓発と高揚を促し、新規就農を促進するため、新規就農者（新規参入者又は農業後継者）であって、就農青年及び就農希望青年の模範となる優良な農業経営を行っている者を広く紹介する新規就農優良農業経営者表彰事業を実施します。

また、北海道立農業大学校の課程・コースを終了し、道内で直ちに就農する卒業生で、

在学中特に優秀な成績を修め他の模範となる者への表彰を行います。

□ R8年度計画：優良経営者 若干名、農大卒業者 4名

2 研修生受入環境整備への支援

現地における効果的な研修と円滑な就農の促進を図るため、既存住宅の改修等による長期研修生の滞在場所の整備や研修農場などへの機械・施設整備を行う場合に、その必要経費の一部を助成する研修生受入環境整備支援事業を実施します。

□ R8年度計画：1件、2,000千円（必要経費の2分の1以内、2,000千円上限）

3 新規就農者等育成団体への支援

新規就農者、新規就農希望者、農業・農村体験希望者などを対象に、本道農業の担い手の育成・指導、農業・農村への理解の醸成のための広域的な活動を行っている団体並びに農村女性の活動促進のための広域的な活動を行っている団体等に対して、その活動経費の一部を助成する新規就農者等育成団体支援事業を実施します。

□ R8年度計画：3件、600千円（必要経費の2分の1以内、200千円上限）

4 調査・研究事業の実施

担い手育成確保対策の効果的な推進を図るため、農業・農村の担い手育成確保事例の収集・分析さらには課題の洗い出しとその解決方法等の調査・研究を道内研究機関・団体等に委託して、その成果の普及を図ります。

□ R8年度計画：テーマ「新時代を迎えた第三者継承の推進方策に関わる調査研究」
（3か年事業の2年目）

委託先 （一社）北海道地域農業研究所

委託費 1,800千円

第6 農業経営相談室所管事業

1 農業経営者サポート事業（北海道委託事業）

農業経営の法人化や円滑な経営継承など、農業経営の様々な課題の解決や、地域農業を守るための取組みを支援するため、中小企業診断士などの専門家の派遣を行うなど農業経営のサポートを行います。

□ R8年度計画：経営戦略会議の開催 11回、専門家派遣 110件、
支援対象者 120件、地域農業経営相談会等 6回

2 6次産業化サポート事業（北海道委託事業）

6次産業化等に取り組む農業者等の各種相談に対応するための相談窓口を設置し、経営改善が必要となる支援者に対して、経営全体の付加価値額（経常利益＋人件費＋減価償却費の合計）を増加させるため、専門家（地域プランナー）の派遣等を通じて、改善方策の策定や実践等の支援を行います。

□ R8年度計画：相談窓口開設 令和8年4月15日（水）～令和9年3月19日（金）
地域支援検証委員会の開催 8回、企画推進員（委嘱）の設置 4名、
支援対象者選定 9件、地域プランナー派遣 60回

<参考> 北海道農業担い手育成センター及び地域担い手育成センターについて

■ 北海道農業経営基盤強化促進基本方針（北海道R 8. 3）から抜粋

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

北海道は、農業経営基盤強化促進法第11条の11の規程に基づき、北海道農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」という。）を設置し、公益財団法人北海道農業公社（以下、「農業公社」という。）を支援センターの業務を行う拠点として位置付け、次のとおり業務を推進することとする。

(2) 農業公社

農業公社は、支援センターの業務を行う拠点として次の業務を行う。このうち、経営支援業務は北海道農業経営相談所、就農支援業務は北海道農業担い手育成センター（以下、「担い手センター」という。）が行い、それぞれ情報発信等を行うとともに、両業務の結びつきを強め、関係機関と連携することにより、就農から定着、経営発展までの一貫した支援を行う。

ア 経営支援

経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の計画的な継承、農業経営の法人化及び委託を受けて農作業を行う組織の設立等に関する相談対応と専門家の派遣を行う。

イ 就農支援

新たに農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者（以下、「就農等希望者」という。）などの農業を担う者及びその他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整を行う。

ウ 情報発信等

上記ア及びイに係る情報発信及び広報活動を行う。

4 関係機関の連携・役割分担の考え方

(1) 関係機関の連携・役割分担

農業を担う者の育成・確保に向け、支援センターが中心となり、関係機関・団体が連携して本道における取組を推進するとともに、地域においては、市町村、農業委員会、農業協同組合又はこれらの機関及び団体等から構成される機関及び団体のいずれかを地域センターとして定め、地域における取組を総合的に推進する。（以下略）

5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業公社（担い手センター）と地域センターは、次のとおり就農等希望者が必要とする情報収集・提供、相談対応、マッチング等を行う。

(1) 情報収集・提供

地域センターは、区域内における作付品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ、経営の移譲を希望する農業者など就農等希望者が必要とする情報を整理し、担い手センターに提供する。

担い手センターは、地域センターから提供された情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農等希望者にわかりやすく提供する。

(2) 相談対応及びマッチング

担い手センターは、就農等希望者の要望に応じ、必要とする情報を提供するとともに、相談対応を行い、その結果や雇用人材を求める農業者等からのニーズを踏まえ、希望に添った研修又は就農先が所在する区域の地域センターを紹介する。

地域センターは、担い手センターから紹介を受けた就農等希望者と面談等を行い、受入の可否を決定する。

なお、第三者による経営継承については、担い手センターと地域センターが連携、移譲希望者と継承希望者とのマッチングを支援する。

(3) フォローアップ

地域センターは、受入を決定した就農等希望者に対し、関係機関と連携し、受入から定着まで必要となる支援を行う。

担い手センターは、地域センター等と連携し、就農等希望者の研修・就職・定着に向けた助言・指導を行うとともに、研修又は就農先の変更が必要になった場合には、状況に応じて再度マッチングを行う。

■ 法制度上における位置付けの推移

平成 7年2月 青年就農促進法制定

9月 同法に基づく「北海道における青年等の就農促進に関する方針」に定める都道府県青年農業者育成センターとして、(社)北海道農業担い手育成センターが設立

平成 21年4月 北海道農業担い手育成センターが北海道農業開発公社に統合

平成 24年4月 公益財団法人北海道農業公社に移行

平成 26年4月 青年就農促進法が廃止、農業経営基盤強化促進法に組み込まれたため、同時に改定された北海道農業経営基盤強化促進基本方針の中で、「青年農業者等育成センター」として公社を位置付け

令和 5年4月 基盤強化法の改正に伴い、改定した基本方針の中で、「青年農業者等育成センター」に代わり、「農業経営・就農支援センター」の業務を行う拠点として公社を位置付け(担い手センターの名称は存続)

就農相談課資料

就農相談課所管事業の概要と対応について

令和8年度事業の就農促進支援活動の概要は次のとおりです。業務の推進につきまして、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

項 目	事業内容
I 地域の就農活動との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> • 担い手育成・確保事業の円滑かつ効率的な推進
II 就農相談及び就農促進活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 北海道新規就農・農業体験相談の開催 • 農業系学校への就農ガイダンス等の実施 • 体験・就農研修受入情報の共有 • 無料職業紹介
III 新規就農者等交流会・研修会への支援及び開催	<ul style="list-style-type: none"> • 新規就農者・研修会等交流会活動支援 • 新規就農者ステップアップセミナーの開催
IV グリーンパートナー活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 全道グリーンパートナー研修会の開催
V 第三者農業経営継承の支援	<ul style="list-style-type: none"> • 第三者農業経営継承の情報収集・共有化 • 離農物件（空き物件）の情報収集・共有化 • 新規就農者受入方策研修会（仮称）の開催
VI 研修教育体制の整備支援	<ul style="list-style-type: none"> • 就農研修者家賃助成事業（生活基盤支援） • 農家研修受入体制強化事業（研修等の保証担保） • 就農研修者大型特殊免許取得支援事業（就農円滑化支援）

I 地域の就農活動との連携強化


就農相談課では、就農相談を通じ会員の皆様の担い手確保・育成をサポートさせていただくとともに、北海道農業に対しさまざまな希望をお持ちの相談者に幅広く情報提供を行います。総合相談窓口として、今後も地域センターとの連携を密に行います。

1 担い手育成・確保事業の円滑かつ効率的な推進


(1) 令和8年度各種フェア

北海道農業公社
主催

新規就農フェア



札幌

令和8年 7月25日(土) 10:30~16:00 北海道庁旧本庁舎 (赤れんが庁舎) 札幌市中央区北3条西6丁目1	 事前申込は こちらから 入場無料!	令和9年 3月6日(土) 10:30~16:00 ホテルポールスター札幌 札幌市中央区北4条西6丁目2
---	---	---

☆この他札幌では、北海道主催の雇用就農フェア、新規就農フェアも開催予定!




新・農業人フェア

東京	令和8年 9月23日(水)祝日 10:30~16:00 東京国際フォーラム 東京都千代田区丸の内 3丁目5-1	11月15日(日) 10:30~16:00 東京ビックサイト 東京都江東区有明 3丁目1-1	大阪	令和8年 9月13日(日) 10:30~16:00 グランキューブ大阪 大阪府大阪市北区中の島 5丁目3-51
-----------	--	--	-----------	--

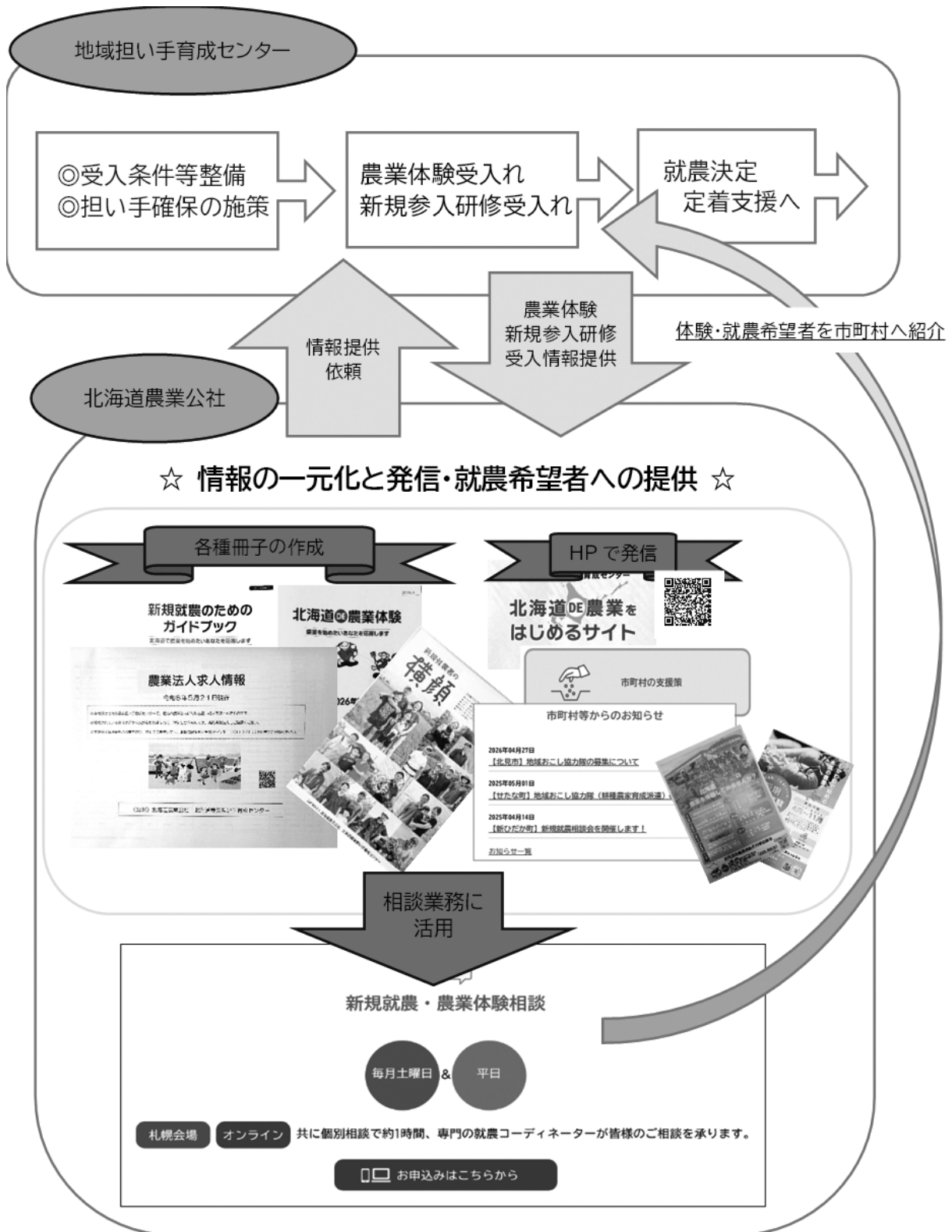
ここでも
ご相談 OK

北海道移住・交流フェア



東京	令和8年 10月31日(土) 10:30~17:00 東京交通会館 東京都千代田区有楽町 2-10-1	大阪	令和8年 9月25日(金)・26日(土) 18:00~20:00 10:30~16:00 大阪 OMMビル 大阪府大阪市中央区大手前1丁目7-31
-----------	--	-----------	---

(2) 体験・就農研修受入情報の収集・提供



Ⅱ 就農相談及び就農促進活動の実施

1 北海道新規就農・農業体験相談開催

(1) 土曜開催

毎月概ね2回、「公社内で対面相談」と「オンライン相談」で対応しています。

(2) 平日開催

随時受付（10：00～16：00）しています。「公社内で対面相談」、「オンライン相談」、「電話相談」、「メール相談」で対応しています。

2 農業系学校への就農ガイダンス等の実施

道内外の農業系学校を訪問し、学生及び職員を対象に北海道の新規就農状況や就農までのステップ等を説明しています。

3 体験・就農研修受入情報の共有

公社で毎年実施している「地域担い手育成センター活動状況調査」のご協力をお願いいたします。各地域センターで受け入れた「新規就農研修」及び「農業体験研修」について「受入決定通知」の情報提供をお願いいたします。

4 無料職業紹介

『無料職業紹介事業』の認可を取得し、相談者に対して農業法人の紹介ができるようになっています。取扱の範囲は農業とし、求人者は北海道の農業法人等、求職者は国内在住の方を対象とします。

公社主催の「北海道新規就農フェア」において、求人票コーナーを設け来場者に対して周知しています。

「北海道農業求人情報」として、ホームページ、冊子で紹介しています。詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/job/>



ホームページ QR コード
「就農したいかた」



Ⅲ 新規就農者等交流会・研修会への支援及び開催

1 新規就農者・研修会等交流会活動支援

(対象)

交流会実行委員会（指導機関：総合振興局・振興局・普及センター）

(目的)

新規就農者・就農研修者・体験実習者等と地域の農業後継者及び配偶者に対し、知識・技術の向上や情報交換・仲間づくり及び地域農業者や消費者、地場産業関係者等との広域的な交流を促進するため、道・総合振興局・振興局・普及センター並びに指導農業士・農業士会等と連携しながら交流会を開催する。

(1) 事業の概要

対象とする 交流会活動	(1) 知識・技術の向上や情報交換・仲間づくり及び地域農業者や消費者、地場産業関係者との 広域的な交流を促進する交流会 であること。
	(2) 新規就農者等による 実行委員会が組織 されていること。
	(3) 総合振興局・振興局又は農業改良普及センター（支所のみは除く。以下、「指導機関」という。）が指導・助言等を行い、 新規就農者等を主な対象として開催される研修会・セミナー・見学会等 であること。
	(4) 北海道農業公社を後援とし開催する交流会 であること。
支援内容	1 開催当たりの助成額の上限を5万円とし、1 総合振興局・振興局単位原則2回までとする。ただし、予算の範囲内。
申請期間	6 / 8～随時
助成金交付	助成決定通知後、翌月末

(2) 留意点

- レクリエーションのみの交流会等については本事業の対象としません。
- 既存4日クラブやヤングミズの組織活動は本事業の対象としません。
- 交流会開催の原則1か月前までに実施計画申請書等を揃えて指導機関を經由し申請してください。
- 交流会活動終了後は速やかに関係書類を作成し、報告及び助成金交付願を提出してください。

(3) 令和8年度予算

（単位：千円、件）

事業名	令和8年度		令和7年度	
	予算額	件数	予算額	件数
新規就農者・研修者等交流会活動事業	500	10	500	10

2 新規就農者ステップアップセミナーの開催

【目的】

北海道における新規参入者（概ね5年以内）及び就農研修者を対象に、就農開始語、経営を軌道にのせ安定化させるために農業技術、経営管理、生活と働き方、家族の未来設計、そして地域コミュニティとの協力関係、仲間づくりなどについて、情報交換・交流する場を設け、地域定着・活性化につなげることを目的とする。

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| (1) 日 時 | 令和8年12月上旬 |
| (2) 場 所 | 札幌市（ビジネススペース又は公社会議室） |
| (3) 参集範囲 | 北海道で就農して概ね5年以内の新規参入者及び就農研修生、地域センター担当者 |
| (4) 内 容 | ①セミナー・事例紹介
②意見交換会 |

Ⅳ グリーンパートナー活動の推進

1 全道グリーンパートナー研修会の開催

【目的】

地域での結婚支援活動に取り組んでいる結婚相談員や、婚活に悩みを抱えている結婚希望者に集まって頂き、結婚相談員と結婚希望者の気持ちを合わせていただくため、交流会や出会いづくりの動機づけやきっかけづくりとなるようなセミナーを実施する。

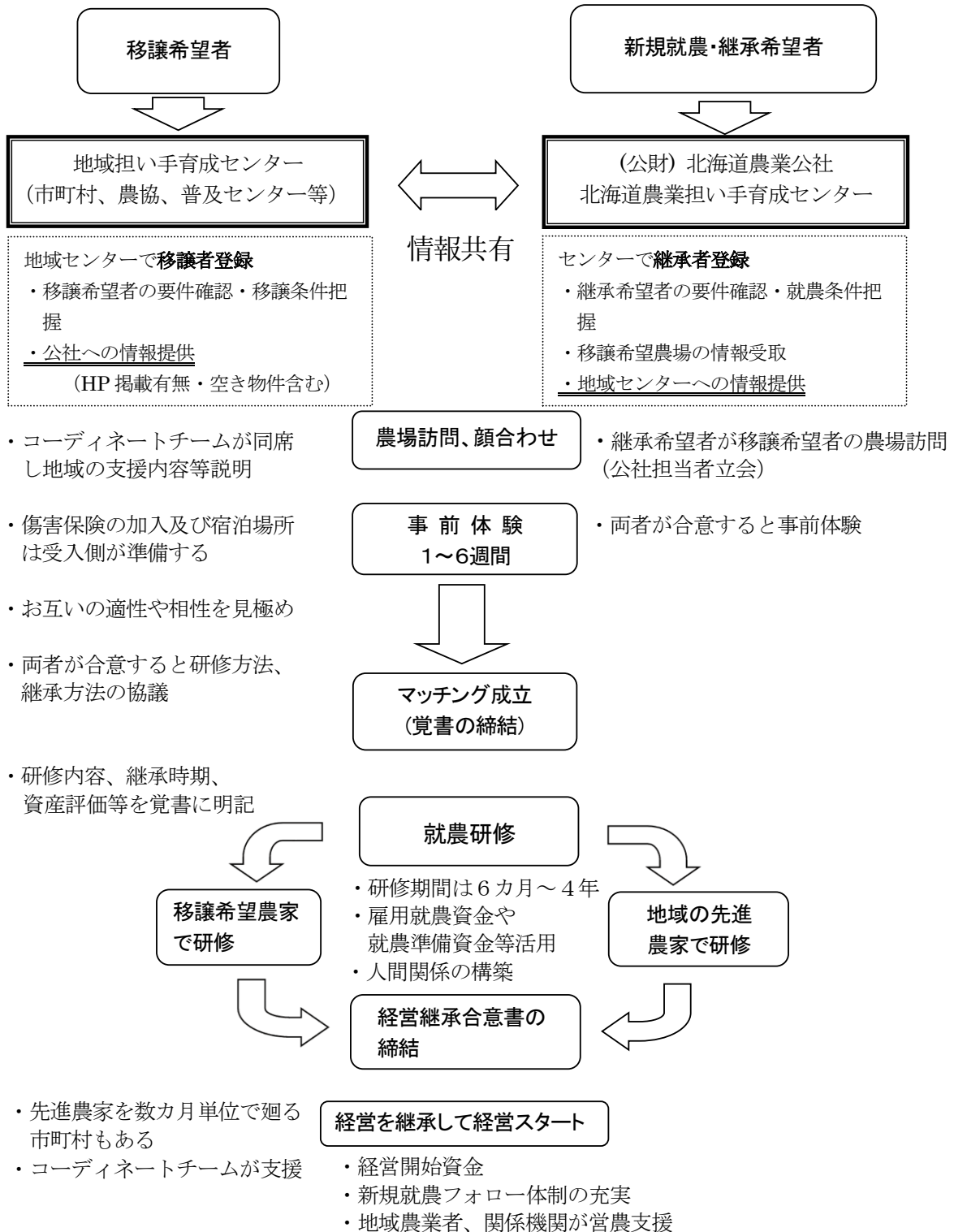
- | | |
|----------|---|
| (1) 日 時 | 令和8年11月17日（火） |
| (2) 場 所 | ホテルポールスター札幌 |
| (3) 参集範囲 | 各市町村のグリーンアドバイザー（結婚相談員）並びに関係機関・団体担当者及び結婚を希望する農業者 |
| (4) 内 容 | （予定）講演・事例紹介 |

V 第三者農業経営継承の支援

公社では、後継者のいない農家が保有する経営資産・営農技術等を就農希望者へ円滑に継承するため、移譲希望者及び継承希望者の情報を収集・登録し、ホームページで公開するとともに、マッチング等を行い、地域のコーディネートチームと第三者農業経営継承を推進します。

1 第三者農業経営継承の情報収集・共有化

(1) 登録（ホームページ公開）物件のフローチャート

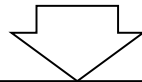


(2) 移譲希望者情報の公社への登録について

関係機関及び地域のコーディネーターチーム等が農業研修及び資産譲渡等について、責任を持ってサポート出来ることが条件となります。

(3) 継承を行う地域支援体制のチェックリスト

「地域関係者への周知」、「地域担い手確保・育成戦略としての位置づけ」が必要です。



経営継承地域支援体制		
1. 組織名	<input type="text"/>	
2. 継承希望者登録の地域関係者の周知について（該当へ○印）		
<input type="checkbox"/> 市町村	<input type="checkbox"/> 農業委員会	<input type="checkbox"/> 指導農業士
<input type="checkbox"/> JA	<input type="checkbox"/> 普及センター	<input type="checkbox"/> 地域農業者等
3. 第三者経営継承を地域担い手確保・育成戦略としての位置づけについて（該当に○印）		
<input type="checkbox"/> 地域計画に位置付けている		
<input type="checkbox"/> 位置付けを予定		

(4) ホームページでの公開の有無は選択できます（登録期間は1～2年再登録も可）

【 ホームページ掲載例 】

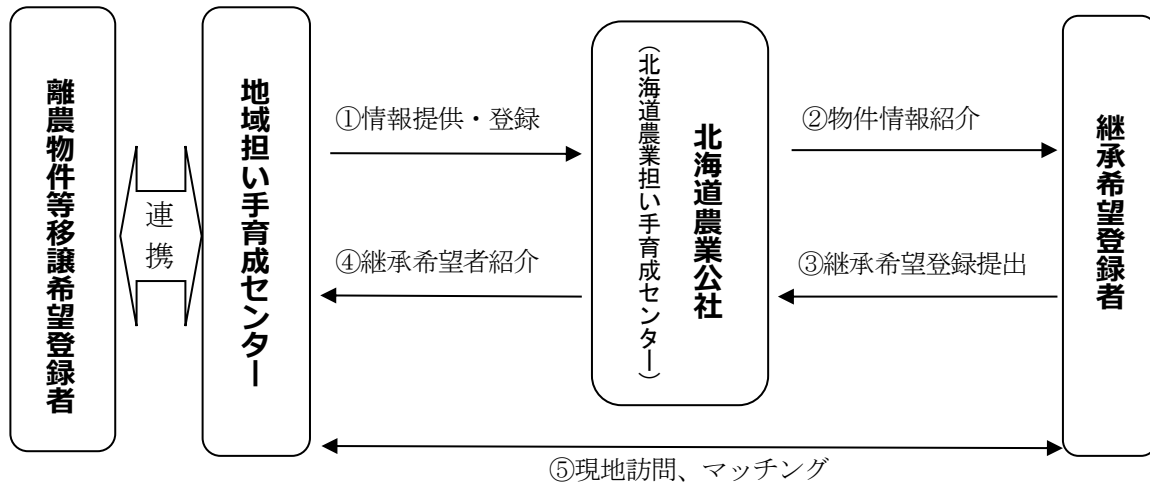
- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 1 農場番号 | 100 |
| 2 登録年度 | R6 |
| 3 農場所在地 | ○△□町 |
| 4 経営形態・規模 | 酪農 |
| 5 作付面積・飼養頭数 | 乳牛：80頭 経産牛：50頭 |
| 6 年間売上額 | 4,000万円 |
| 7 移譲方法 | 農地、施設、機械：有償譲渡 |
| 8 移譲時期 | R7年12月まで |
| 9 住居 | 住宅を譲渡し転居する |
| 10 コメント | 牧草収穫はコントラクタ、育成は育成牧場に預託、放牧可能 |
| 11 写真 | |



2 離農物件（空き物件）の情報収集・共有化

第三者継承事業とは別に、離農物件（空き物件）情報を公社と地域センターで簡素な様式により共有（ホームページ公開しない）し、就農希望登録者の地域センターへの紹介業務をより円滑に進めます。

(1) 離農物件情報のフローチャート



(2) 離農物件情報の登録・共有化

●手続き

- 離農物件の希望登録者は、「離農物件情報共有申込書」と「物件情報」を地域センターと連携のもと作成し、公社に提出する。

●共有期間

- 共有期間は申込月日から2年間とする。
- 再登録申請がない場合は、最終日をもって取り下げる。

3 新規就農者受入方策研修会（仮称）の開催

～ 第三者農業経営継承の可能性について ～

【目的】

北海道における新規就農の受入方式のひとつとして「第三者農業経営継承」（以下「第三者継承」という。）への関心が高まっています。第三者継承の先行地区や、第三者継承を選択しなかった地区の事例をもとに、新規就農者の受入方式について情報交換を行います。

- 日 時：令和8年10月中下旬
- 場 所：札幌市内
- 参集範囲：地域センター
- 開催形式：会場+オンライン（WEB視聴）
- 内 容：情報提供
 - 第三者継承の取組状況（令和8年度北海道地域農業研究所調査）
 - 北海道農業公社の第三者継承の取組事例紹介 新規就農受入れ2事例（耕種・畜産）

Ⅵ 研修教育体制の整備支援

1 センター各種支援事業の概要

	就農研修者 家賃助成事業	農家研修受入 体制強化事業		就農研修者 大型特殊免許 取得支援事業
事業目的	生活基盤支援	研修等の補償担保		就農円滑化支援
対象者 要件	[研修者] 1年以上の研修を行 う認定新規就農者へ の認定が見込まれる 者で月額家賃が1万 円以上の借家等に居 住する者 ※就農準備資金受給 者、地域おこし協 力隊員は対象外	[研修者] 1年以上の研修 を行う認定新規 就農者への認定 が見込まれる者	[実習者] 1か月以上1年 未満の農業体験 を行う者	[研修者] 農外から新たに就 農を目指して先進 農家などで研修を 行っている者で 青年等就農計画の 認定が見込まれる 者。かつ申請年度 内に完了できる者
支援内容	家賃額の2分の1以 内とし1万円/月を 限度で3年以内	研修及び実習期間で、かつ加入した 共済期間内掛金の3分の2以内 14,566円/1契約 6,555円/年1回 を限度 限りを限度 複数年度にわたる場合は、合計金額 が助成限度額を超えない		大型特殊免許取得 に係わる経費に対 し2分の1以内で 5万円を上限
申請受付	6月1日 ~ 11月30日			4月1日～随時
助成金交付	R9年4月9日	R9年4月15日		随時

※多年度にわたり事業を実施する際には、年度毎の申請が必要です。

※申請期間を超えての申請は、一部の事業（大型特殊免許取得）を除き受付けておりませんので予めご了承ください。

※各様式は既に一斉メール送信でご案内していますが、ホームページからもダウンロードできますのでご利用下さい。

2 令和8年度予算

(単位：千円、件)

事業名	令和8年度		令和7年度	
	予算額	件数	予算額	件数
就農研修者家賃助成事業	1,000	10	1,000	10
大型特殊免許取得支援事業	1,500	30	1,500	30
農家研修受入体制強化事業	700	50	701	50

3 個人情報の取り扱い

- 申請にあたっては、別添の「個人情報利用目的説明書」を申請者に配布の上、申請者から個人情報の利用についての同意（署名）を得ていただき申請書に添付してください。
- 複数の事業を申請する場合は1部のみで省略可です。

就農支援課資料

I 農業青年海外派遣事業について

平成21年に北海道国際農業交流協会から引き継いで事業を実施し、同協会から通算しおよそ30年間で800余人の研修生を派遣しており、帰国研修生は北海道農業・農村をけん引する担い手として活躍しています。

海外派遣は、農業研修希望者からの所定様式による申込みに基づき、個別面接や語学テスト等により派遣の可否を決定し、希望する研修条件等を確認しつつ受入先を選定します。受入先確定後、必要となる諸手続（旅券申請、健康診断、航空手配等）を進めます。

派遣対象は下記5か国で、各国とも現地受入機関との連携により研修全般を支援します。

なお、問い合わせ・申込みから出国までには、およそ6カ月の期間を要します。

令和7年度はニュージーランドへ1名派遣し、今年度は、ニュージーランドへ1名派遣しています。

■研修先の一覧

区分	ニュージーランド	オーストラリア	アメリカ	カナダ	デンマーク
研修分野	野菜、果樹、酪農等	酪農、羊、畑作、野菜、果樹、切花等	酪農、肉牛、養豚、畑作、野菜、果樹、ワイン等	酪農、肉牛、養豚、畑作、野菜等	酪農、養豚、養鶏、ミンク、畑作、野菜、果樹等
研修期間	原則6～12カ月間で任意の期日を設定可能。	原則6～12カ月間。開始月は原則3月、7月、9月	原則6～12カ月間で任意の期日を設定可能。	原則6～12カ月間で任意の期日を設定可能。	原則6～12カ月間で任意の期日を設定可能。
ビザ等	ワーキングホリデービザ	ワーキングホリデービザ	J1ビザ	ワーキングホリデービザ	居住許可・労働許可ビザ
年齢	18～30歳	18～30歳	18～原則28歳	18～35歳	19～28歳(24歳までが望ましい)、独身者
農業経験等	農業実習経験者(期間は問いません)または農業系学校の在校生・卒業生。	農業実習経験者(2年以上)または農業系学校の在校生・卒業生。	①農業系大学・短大で学位や資格を取得し1年以上就農経験がある、または5年以上就農経験がある。 ②農業系大学・短大に在学中または卒業後研修開始日まで1年以内	農業実習経験者(1年以上)。農業機械の経験があること	農業系大学の在校生。研修分野と専攻科目が同じであること。
語学力	英語で簡単な意思疎通ができること。語学学校通学可能(1カ月間)	英語で意思疎通ができること。	英語の自己紹介ビデオまたはオンライン英語面接が必須	英語で意思疎通ができること。	IELTSのスコア5.5以上(1年以内)。CEFR(英語国際基準)でB1以上。英語の自己紹介ビデオ
自動車運転面書等(大型特殊取得推奨)	運転免許取得者が望ましい。	運転免許取得者であること。	運転免許取得者であること。	運転免許取得者であること。	運転免許取得者であること。
推薦書について	市町村、農協、学校等からの推薦書	学校または農業雇用主等からの推薦書2通。	学校、市町村、農協等からの推薦書(元雇用主または大学講師が望ましい)。	農業雇用主及び2年以上知り合いの知人からの推薦書2通。	2人の推薦者からの推薦書。
費用の目安	約155万円(語学学校・ホームステイ費含む)	約115万円	約130万円	約120万円	約130万円
その他	場合によっては指定病院(札幌)で健康診断が必要。	場合によっては指定病院(札幌)で健康診断が必要。	領事館(札幌)で英語による個人面接。	ビザ申請センター(東京または大阪)で生体認証登録。	ビザ申請センター(東京)で生体認証登録。

※研修にかかる費用の補助として、要件を満たせば農林水産省の補助金(最大60万円)を申請することができます。

※研修中、多くは研修手当てが支給されますが、宿泊・食事提供で無給の場合もあります。(ニュージーランド)

※詳細は、ホームページをご覧ください。<https://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/abroad/>

Ⅱ 就農啓発基金事業について

1 就農啓発基金事業の概要

就農啓発基金は、平成9年に個人からの寄付により基金造成し、その用途は、本道農業の担い手の育成・確保を図るため、就農希望青年及び就農青年の就農に対する意識の啓発と高揚を促すための必要な事業並びに能率的な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修を円滑に行うために必要な事業に充当することとし、現在、以下の4事業を実施しています。

(1) 新規就農優良農業経営者表彰事業（平成9年度から）

（事業の目的）

次代の就農青年及び就農希望青年の模範となる優良な農業経営を行っている新規就農者を表彰するもので、地域センターから候補者の推薦が必要となります。また、北海道立農業大学の課程・コースを修了し、道内で直ちに就農する卒業生で、在学中特に優秀な成績を修め他の模範となる者への表彰を行います。

(2) 研修生受入環境整備支援事業（平成12年度から）

（事業の目的）

新規就農希望者が就農に必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するために実施する先進農家研修等に関する受入環境の整備等を地域センター等が行う場合、その経費の一部を助成するもので、助成を希望する者は、事業計画を作成して公社理事長に提出します。

(3) 新規就農者等育成団体支援事業（平成20年度から）

（事業の目的）

本道農業の担い手の育成・指導及び農業・農村への理解の醸成のための啓蒙・普及や受入活動、農村女性の活動支援及び農村未婚青年の配偶者対策のための活動を広域的に行っている団体等の活動経費の一部を支援します。

なお、道内全域を活動対象とする団体等にあつては、直接公社理事長に、本道の一部地域を活動対象とする団体等にあつては、代表者が所在する市町村の地域センターを経由して公社理事長に助成申請書を提出します。

(4) 担い手育成確保対策に係る調査・研究事業（平成23年度から）

（事業の目的）

本道各地域における担い手育成確保事例の収集・分析や各地域の課題解決方法等を調査・研究し、その成果を地域センター等に広く周知することにより、担い手育成確保対策の効果的な推進・普及を図ります。

2 各事業の留意事項

(1) 新規就農優良農業経営者表彰事業は令和8年10月5日（月）まで、(2) 研修生受入環境整備支援事業は令和8年12月21日（月）までを申請、推薦応募の受付期間と設定していますので留意してください。

なお、事業の実施、表彰者の推薦等は、就農支援課にご連絡・相談をお願いします。

3 お知らせ

各事業の実施要領、様式類は、ホームページに掲載しています。

<https://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/>

「北海道 DE 農業をはじめるサイト」 > 関係機関の皆様へ > 関係者専用サイト

※ログイン ID 及びパスワードは「ninaite」です。

※ファイルにより、関係者専用サイトに入らなくても取得できるものもあります。

(参考資料)

(1) 新規就農優良農業経営者表彰事業実施要領

平成10年1月6日制定

改正 平成12年11月6日 平成21年1月30日 平成21年4月1日 平成24年4月1日
令和6年10月1日

(目的)

第1条 この要領は、就農啓発基金規程（以下「規程」という。）第2条に基づき実施する新規就農優良農業経営者表彰事業の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）は、新規参入者又は農業後継者（以下「新規就農者」という。）が、就農青年及び就農希望青年の模範となる次に掲げる優良な農業経営を行っている場合に、その新規就農者に対し表彰を行うものとする。

- (1) 特別な飼育あるいは作物管理などにより、品質等に大きな評価を得ていること。
- (2) 新たな経営部門に取り組み、収益の増大等で大きな評価を得ていること。
- (3) 多角的な経営を実践し、経営の安定等で大きな評価を得ていること。
- (4) その他、特に意欲的な取組みを行い、地域において大きな評価を得ていること。

第2条の2 公社は、前条で定める新規就農者のほか、北海道立農業大学校（以下「農業大学校」という。）の課程・部門を終了し、道内で直ちに就農する卒業生で、在学中特に優秀な成績を修め、他の模範となるものに対して表彰を行うものとする。

(地域センターの推薦)

第3条 地域担い手育成センター（以下「地域センター」という。）の長は、関係機関・団体と協議の上、第2条に該当すると認められる新規就農者について、新規就農優良農業経営者推薦書に当該市町村を所管する農業改良普及センターの意見書を添えて、公社理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

(選考)

第4条 理事長は、前条により地域センターから推薦のあった者について、新規就農優良農業経営者選考委員会（就農支援企画会議）に被表彰者の選考を付託するものとする。

(表彰)

第5条 理事長は、選考委員会の選考結果に基づき、賞状の授与及び副賞と記念品を贈呈し、表彰するものとする。

(農業大学校卒業生に対する表彰)

第5条の2 第2条の2で定める農業大学校の卒業生に対する表彰の手続きについては、第3条から第5条までによらず、当該大学校の定めにより選考し、理事長は、その選考結果に基づき、賞状を授与し、表彰するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則 ～ 略 ～

○ 新規就農優良農業経営者表彰事業事務取扱

平成10年1月6日制定

改正 平成11年1月6日 平成11年12月13日 平成12年11月6日 平成18年5月19日
平成21年4月1日 平成24年4月1日 令和4年11月25日

(目 的)

第1 この取扱は、新規就農優良農業経営者表彰事業実施要領（以下「要領」という。）に基づく細部事務について、必要な事項を定めるものとする。

(新規就農者の定義)

第2 要領第2条に規定する「新規就農者」とは、就農してから概ね10年以内の者とする。

(推薦書等の様式等)

第3 要領第3条に規定する地域担い手育成センターから公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）への推薦書の提出期限は、理事長が別に定める日とする。

2 推薦書等の様式は、次のとおりとする。

- (1) 新規就農優良農業経営者推薦書（別記第1号様式）
- (2) 新規就農優良農業経営者推薦に関する意見書（別記第2号様式）

(被表彰者の選考)

第4 要領第4条の規定による被表彰者の選考は、原則として次によるものとする。

- (1) 最優秀賞 1名
- (2) 優秀賞 概ね4名
- (3) 奨励賞 若干名

(表 彰)

第5 要領第5条の規定による表彰は、理事長が別に定める日に行うものとする。

(優良事例の紹介等)

第6 公社は推薦のあった優良事例を就農啓発に必要な資料として適宜使用することができるものとする。

(委 任)

第7 この取扱に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則 ～ 略 ～

別記第1～2号様式 ～ 略 ～

(2) 研修生受入環境整備支援事業実施要領

平成12年11月6日制定

改正 平成17年4月1日 平成21年4月1日 平成24年4月1日 平成26年4月1日
令和6年4月1日

(趣 旨)

第1条 この要領は、就農啓発基金規程第2条に基づき、就農希望青年が就農に必要な能率的な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修を円滑に行うために実施する研修生受入環境整備支援事業に係る公募方法及び事業の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）は、新規就農希望者が就農に必要な能率的な農業の技術又は経営方法を実地に習得するために実施する先進農家研修の受入環境の整備を促進するため、地域担い手育成センター（「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」（平成26年4月1日付け経営第2098号農政部長通知）第5の4の（2）に規定する地域担い手育成センターをいう。以下「地域センター」という。）等が行う施設等の整備について予算の範囲内でその経費の一部を助成するものとする。

(事業の応募資格)

第3条 本事業の助成対象者となる応募資格は、農外から新たに就農を目指して道内で実践的な研修を行う研修生を受入れて指導を行う次に該当する機関・団体等とする。

- (1) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者）となることが確実な新規就農希望者（以下「新規就農希望者」という。）を、継続的に受け入れて指導している機関・団体等
- (2) 新規就農希望者等を本事業による施設等の整備後、継続的に受け入れて指導することが確実と見込まれる機関・団体等
- (3) その他公社理事長が特に必要と認めた機関・団体等

(公募方法及び事業計画の選定)

第4条 前条で定める応募者は、別記第1号様式により事業計画を作成して、別に定める日までに公社理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

2 理事長は、前項で提出された事業計画について、次の審査基準に基づき、事業計画を選定し、助成対象者として選定した者と、それ以外の者に、審査結果をそれぞれ通知するものとする。

- (1) 事業の趣旨との整合性
- (2) 事業内容の妥当性
- (3) 事業実施方法の妥当性
- (4) 事業遂行の効率性
- (5) 事業実施主体の適格性

(助成の内容)

第5条 前条で選定された事業計画に基づく施設等整備に係る経費に対する助成は、整備に係る合計額の2分の1以内とし、助成額は原則200万円を限度とする。

(助成の申請)

第6条 第4条第4項により助成対象者として通知を受けた者は、別記第2号様式の研修生受入環境整備支援事業助成申請書に次に掲げる関係書類を添えて、助成対象者が地域センターの場合にあっては直接、それ以外の者の場合にあっては、地域センターを経由して、理事長に提出するものとする。

- (1) 研修生の受け入れ等に関する確約書（別添参考様式を参照して作成）
- (2) 納税対応状況申出書（別記第3号様式）

2 助成対象者は、前項の助成申請書の提出に当たっては、当該助成金の経費について仕入れ

に係わる消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係わる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合にはこれを助成申請額から減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りではない。

3 地域センターは、第1項の助成申請書を受理した場合は、内容を確認の上、理事長に提出するものとする。

（助成の決定）

第7条 理事長は、前条の申請書及び添付書類の内容を審査し、適当と認めるときは、別記第4号様式の研修生受入環境整備支援事業助成決定通知書により、直接又は地域センターを経由して、助成対象者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第8条 助成対象者は、前条の助成決定があった後において、次に掲げる事業計画の変更を行おうとする場合は、あらかじめ別記第5号様式の研修生受入環境整備支援事業変更申請書を、直接又は地域センターを経由して理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 施工箇所又は設置場所の変更
- (3) 事業種目の変更又は工事内容（構造又は工法、間取り等）の大幅な変更
- (4) 事業費又は助成金の30%を超える変更

2 理事長は、前項による申請があった場合、その変更が事業計画の内容に本質的な内容の変更と認められる場合にあっては、その承認に際して、担い手育成委員会の承認を受けるものとする。

（事業の完了報告）

第9条 助成対象者は、助成対象事業が完了したときは別記第6号様式の研修生受入環境整備支援事業完了報告書に、工事が伴う場合にあっては、工事完成報告書（別記第7号様式）等関係書類を添えて、直接又は地域センターを経由して理事長に提出するものとする。

2 助成対象者は、第6条第2項のただし書きにより助成申請を行った場合において、前項の実績報告書の提出に当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを助成金額から減額して報告するものとする。

3 助成対象者は、第6条第2項のただし書きにより助成申請を行った場合において、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の確定申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額（第2項の規定により減額した場合については、減じた金額を上回る部分の金額）を別記第8号様式の消費税仕入れ控除額報告書により、直接又は地域センターを経由して理事長に報告するとともに、公社に返還しなければならない。

（助成金の交付）

第10条 理事長は、前条の実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成対象事業が適正に行われたと認めるときは、交付する助成額を確定し、別記第9号様式の研修生受入環境整備支援事業助成金確定通知書により、直接又は地域センターを経由して助成対象者に通知するとともに、助成金を助成対象者指定の金融機関口座に口座振替払いにより交付する。

（事業完了後の報告等）

第11条 助成対象者は、本事業による施設等の整備が完了した年度の翌年度から起算して10年間に経過するまでの間に次に掲げる変更等をしようとする場合は、あらかじめ別記第10号

様式の研修生受入環境整備支援事業変更報告書により、直接又は地域センターを経由して理事長に報告し、理事長の指示に従わなければならない。

- (1) 認定就農者等の研修の受け入れを中止する場合
- (2) 認定就農者等の受け入れを1年以上実施できない場合
- (3) 本事業により整備した施設等を処分する場合
- (4) 施工箇所について大幅な改修等を行う場合
- (5) 施設の設置場所を変更する場合

(助成金の返還等)

第12条 理事長は、助成対象者が虚偽の事業計画その他不正の行為を行った場合、又は第7条の決定通知に際して附した条件その他法令等に違反した場合、第7条の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

2 理事長は、助成対象者が正当な理由がなく前条第1号から第3号の変更等を生じた場合、本事業により取得した施設等を理事長が指定する者に理事長が認める適正な価格で譲渡すること、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

(帳簿等の整備保管)

第13条 助成対象者は、この事業に係る経理については、他の経理と明確に区分して整理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類並びに整備に係る仕様書、図面及び写真等の関係書類を整備保管するものとし、その保管期間は事業が完了した年度の翌年度から起算して10年間とする。

(その他の必要事項)

第14条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に当たって必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則 ～ 略 ～

なお、改正前の要領に基づいて事業を実施した者に対する規定は、改正前の規定による。

別記第1～10号様式 ～略～

(3) 新規就農者等育成団体支援事業実施要領

平成 20 年 3 月 31 日制定

改正 平成 21 年 4 月 1 日 平成 21 年 8 月 10 日 平成 24 年 4 月 1 日 平成 25 年 4 月 1 日
令和 5 年 4 月 1 日 令和 6 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、就農啓発基金規程（以下「規程」という。）に基づき実施する本道の農業・農村において新規就農者等農業の担い手の指導・育成、並びに地域農業・農村の振興を通じて担い手の育成に努めている団体等の活動を支援するために行う新規就農者等育成団体支援事業に係る公募方法及び事業の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第 2 条 公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）は、本道の農業・農村において、新規就農者、新規就農希望者、農業・農村体験希望者など本道農業の担い手の育成・指導、及び農業・農村への理解の醸成のための啓蒙・普及や受入活動などを広域的に行っている団体等、並びに農村女性の活動支援及び農村未婚青年の配偶者対策のための活動を広域的に行っている団体等の活動を支援するため、団体等が行う事業に要する経費について予算の範囲内で、その一部を助成するものとする。

(助成対象団体の要件)

第 3 条 本事業に応募できる助成対象団体は、代表者の定めがあって、営利を目的とせず本事業要領第 2 条に掲げる事業を行なう組織体とする。

(助成対象経費)

第 4 条 本事業による助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 団体等の構成員の資質向上及び情報交換のために開催する研修会、情報交換会等の開催に要する経費
- (2) その他本事業の趣旨に沿った事業を行なうのに必要な経費

(助成の内容)

第 4 条の 2 前条で定める経費に対する助成は、その合計額の 2 分の 1 以内とし、助成額は原則 20 万円を限度とする。

(公募方法及び事業計画の選定)

第 4 条の 3 第 3 条で定める応募者は、別記第 1 号様式により事業計画を作成して、別に定める日までに公社理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

2 理事長は、前項で提出された事業計画について、次の審査基準に基づき、事業計画を選定し、助成対象団体として選定した者と、それ以外の者に、審査結果をそれぞれ通知するものとする。

- (1) 事業の趣旨との整合性
- (2) 事業内容の妥当性
- (3) 事業実施方法の妥当性
- (4) 事業遂行の効率性
- (5) 事業実施主体の適格性

(助成の申請)

第 5 条 前条第 4 項により助成対象団体として通知を受けた者は、別記第 2 号様式の助成申請書を理事長に提出するものとする。この場合、北海道全域を活動対象とする団体等にあつては、直接理事長に、北海道の一部地域を活動対象とする団体等にあつては、代表者が所在する市町村の地域担い手育成センター（以下「地域センター」という。）を經由して理事長に提出するものとする。

(助成の決定)

第 6 条 理事長は、前条の助成申請書及び添付書類等の内容を審査して適当と認めるときは、別記第 3 号の助成決定通知書により、助成しようとする金額等を直接若しくは地域担い手センター

を經由して助成申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第7条 助成交付決定後、次に掲げる事業計画の変更を行おうとする場合は、予め別記第4号様式の変更申請書を直接若しくは地域担い手センターを經由して理事長に提出し、承認を受けるものとする。

(1) 助成対象事業の中止または廃止

(2) 助成対象事業費の20パーセントを超える減

2 理事長は、前項による申請があった場合、その変更が事業計画の内容に本質的な内容の変更と認められる場合にあっては、その承認に際して、担い手育成委員会の承認を受けるものとする。

(助成金の交付)

第8条 助成対象団体は、事業が完了した場合は、速やかに別記第6号様式の事業完了報告書を理事長に提出するものとする。理事長は、事業完了報告書及び添付書類を確認のうえ、助成金額を確定して、直接若しくは地域センターを經由して助成申請者に通知するとともに、助成金を助成希望者が指定する団体名義の金融機関口座に払い込むものとする。

なお、必要に応じて助成金の概算払いを行うことができるものとし、概算払いを希望する助成申請者は、別記第5号様式の概算払申請書を助成申請書と併せて提出するものとする。この場合理事長は、概算払いを要する事由等を審査のうえ、必要と認めたときは助成金の概算払いを行うものとする。

(助成金の返還等)

第9条 理事長は、助成申請者が虚偽の申請その他不正な行為を行った場合、若しくは第6条の交付決定に際し付した条件その他法令等に違反した場合、第6条で決定した助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は、第8条で交付した助成金の全部または一部の返還を命じることができるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に当たって必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則 ～ 略 ～

別記第1～6号様式 ～略～

Ⅲ 就農支援資金関係について

1 償還免除事業について

償還免除事業とは、公社が新規就農者へ貸付した就農支援資金について、「償還免除要件」を満たした場合に「償還免除の上限額」に達するまで償還金を免除する事業です。

公社は、償還免除した額と同額を道から助成金（補助金の交付）を受けて、就農支援資金の償還に充てています。

(1) 償還免除の上限額

就農区分	新規参入（個人・法人）		法人の構成員・農家後継
就農計画認定申請時の年齢	15～39歳	40～45歳	15～45歳
償還免除の上限額	200万円	100万円	50万円
	※同一経営で借受者が2人以上の場合、免除額は合算して上記金額		※農家後継は、H23年6月までの就農計画認定者が対象
	※H23年7月以降の就農計画認定者は、借入金額の3分の1の額。但し、上記金額が上限。		

(2) 実施スケジュールと償還免除申請書類

償還免除は、支払期日の都度、借受者から公社へ償還免除申請を行い、公社は申請書類の内容が「償還免除の要件」を満たしているかどうかを審査しています。

なお、償還免除要件を満たしていない場合は、道（農政部）と協議しています。

支払期日	日程	償還免除申請書類
4月30日	1月下旬	ア. 免除申請様式の送付《公社⇒地域センター》 公社は、①就農状況確認報告書、②償還免除申請書、③農業所得基準確認基礎表の様式を地域担い手センターへ送付する。
10月31日	7月中旬	
4月30日	3月下旬	イ. 免除申請《免除申請者・地域センター・農協⇒公社》 地域担い手センター等は、前記アの免除申請書類を作成し、公社へ提出する。
10月31日	8月下旬	
4月30日	4月中旬	ウ. 免除承認通知《公社⇒免除申請者》 公社は、提出された免除申請書類の内容を審査し、償還免除要件を満たしている場合、「承認通知書」を免除申請者（地域センター経由）へ送付する。なお、農協にも承認連絡する。
10月31日	10月中旬	
4月30日	5～6月	※現地調査《公社・北海道⇒免除申請者》 償還免除要件を満たしていない場合、道（農政部）と協議を行い、必要に応じて現地調査を実施（再審査）する。 ※現地調査の日程調整は、地域センターに依頼している。 【参集者】 免除申請者、地域センター、農協、他関係者 【調査者】 公社、道（農政部）
10月31日	9～10月	

(3) 償還免除の要件

償 還 免 除 要 件	
ア	<ul style="list-style-type: none"> 償還免除事業を実施する年度において5年以上継続して就農しており、かつ、新たに資本装備し農業経営を行なっていること。 農家後継（H23年6月まで）または、農業生産法人に出資し、当該法人の構成員として5年以上従事していること。
イ	<ul style="list-style-type: none"> 実際の営農部門と就農地が、就農計画の記載内容と一致していること。
ウ	<ul style="list-style-type: none"> 借受者本人が、農業に年間150日以上従事していること。
エ	<ul style="list-style-type: none"> 直近年の農業所得が、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想の基本的指標のおおむね5割達成（40%以上）していること。〔農業所得基準〕

[留意事項]

前記エの農業所得基準の達成率が40%未満の場合、別紙（様式任意）に次の項目について、農協等と連携して具体的に記入する。

- ① 目標達成に向けて、経営改善に意欲的に取り組んでいる事項について
- ② 農協等関係機関の指導状況や支援体制について

2 約定償還開始案内について

(1) 償還免除額が「償還免除の上限額」に達した場合、又は据置期限が終了した場合に償還開始になりますが、償還開始を了知していない借入者が多いことから、支払期日の約2カ月前に、「償還開始のご案内」を送付して、事前にお知らせしています。

(2) 実際に償還開始になる場合、次の2つケースがあります。

A：R7年に償還免除額が「償還免除の上限額」に達した場合（R7年で免除終了）

B：R8年に償還免除額が「償還免除の上限額」に達したが、免除額が償還額に満たない場合（償還免除と、実際の償還額の両方有り）

《参考例（償還免除の上限額 1,200千円）》

		償 還 額	償還免除額	実 際 の 償 還 額	免除累計額	免除余裕額
A の ケース	R7年	300千円	300千円	0円	1,200千円	0円
	R8年	300千円	0円	300千円		
	R9年	300千円	0円	300千円		
B の ケース	R7年	300千円	300千円	0円	1,000千円	200千円
	R8年	300千円	200千円	100千円	1,200千円	0千円
	R9年	300千円	0円	300千円		

[留意事項]

BのケースのR8年で、償還免除200千円承認後に、実償還額100千円が資金不足により延滞した場合は、償還免除承認が取消しになるので留意のこと。

就農支援資金約定償還開始のご案内

就農支援第〇〇〇号
令和××年8月27日

〒060-0005

〇〇郡〇〇町字〇〇番地1

公社 太郎 様

公益財団法人 北海道農業公社理事長
(取扱店 △△△ 農業協同組合)

毎々格別のお引立をいただき、誠にありがとうございます。

さて、当社があなた様にご融資しております下記の就農支援資金につきまして、償還免除額(下記3の償還免除予定額を含む)が免除上限額に達したこと、又は据置期限が終了したことにより、次回以降の支払期日から元金償還が開始になりますことを事前にご連絡いたします。

また、後日「償還案内通知書」をお取扱い農協経由で送付いたします

つきましては、下記の償還金額を支払期日の前営業日までに、お取扱い農協の償還口座にご入金されますようお願い申し上げます。

なお、支払期日に償還金額の口座残高がなく延滞となった場合は、借用証書特約条項により支払期日の翌日からお支払日までの日数に年12.25%の違約金をいただくこととなりますのでご留意願います。

記載例は、Bのケース

記

1. 就農支援資金の内容

認定番号：H20-0180

貸付番号	資金種類	貸付実行日	当初貸付金額	お支払前残元金
H25 2-045	農家研修	平成25年7月15日	1,800,000円	750,000円
H26 2-051	就農準備	平成26年7月15日	1,800,000円	750,000円
合 計			3,600,000円	1,500,000円

2. 次回以降の償還金額

支払期日	償還金額
令和8年10月31日	100,000円
令和9年10月31日	300,000円
令和10年10月31日	300,000円
令和11年10月31日	300,000円
令和12年10月31日	300,000円

支払期日	償還金額
	円
	円
	円
	円
合 計	1,300,000円

※ 支払期日毎の約定償還額(複数借入の場合は合算金額)です。

3. 次回支払期日の償還免除予定額(複数借入の場合は合算金額)

200,000円

以 上

3 各種変更届出について

就農支援資金の借受者、連帯債務者、及び連帯保証人が、下記の変更項目に該当する場合は、貸付取扱要領および借用証書特約条項により公社宛届出または承認が必要です。

■変更項目と届出様式

変更項目	様式(様式番号)	添付書類・留意事項
ア 償還口座の変更 (同一農協内)	口座振替依頼書の写し (別記第8号様式)	<ul style="list-style-type: none"> • 原本は農協で保管し、写しを公社へ送付
イ 氏名、法人の名称 代表者又は住所、 所在地の変更	氏名・住所等変更届出 (別記第10号様式)	<ul style="list-style-type: none"> • (個人) 住民票、(法人) 商業登記簿 謄本 • 住民票は、3ヶ月以内に交付したもの。 • 変更届出の対象者は、借受者、連帯債務者及び連帯保証人。
ウ 償還金の支払場所 の変更 (他の農協に変更)	支払場所変更届出書 (別記第11号様式) 口座振替依頼書の写し (別記第8号様式)	<ul style="list-style-type: none"> • 借受者、連帯債務者、連帯保証人等の印鑑登録証明書(3ヶ月以内に交付したもの) • 原本は、農協保管。
エ 連帯債務者、連帯 保証人の変更	就農支援資金連帯債務 加入及び免除申込書 (別記第16号様式) 就農支援資金連帯保証 加入及び免除申込書 (別記第17号様式)	<ul style="list-style-type: none"> • 加入申込者の前年度の所得証明書 • 連帯債務者、連帯保証人等が死亡した場合は相続手続を取進める。
オ 借受者の就農状況 に著しい変動	就農状況報告書 (別記第40号様式) ➤ 地域センターが作成	<ul style="list-style-type: none"> • 借受者が、1か月超休業したとき、又は営農を中止したとき、またそのおそれがあるとき。
カ 約定償還金の延滞	就農支援資金延滞報告書 (別記第2号様式) ➤ 事務委託農協が作成	<ul style="list-style-type: none"> • 北海道信連経由で公社に報告。

※上記様式が無い場合は、公社までお問い合わせ願います。

(参考資料)

北海道就農支援資金償還免除事業実施要領

制定	平成 13 年 9 月 18 日付け農改第 897 号農政部長通知
改正	平成 16 年 4 月 1 日付け農改第 10976 号農政部長通知
改正	平成 16 年 12 月 3 日付け農改第 1445 号農政部長通知
改正	平成 21 年 4 月 1 日付け経営第 1305 号農政部長通知
改正	平成 23 年 4 月 1 日付け経営第 1336 号農政部長通知
改正	平成 24 年 4 月 2 日付け経営第 1356 号農政部長通知
改正	平成 25 年 4 月 1 日付け経営第 1190 号農政部長通知
改正	平成 26 年 8 月 1 日付け経営第 802 号農政部長通知
改正	平成 27 年 3 月 30 日付け経営第 2027 号農政部長通知
改正	平成 28 年 5 月 13 日付け経営第 287 号農政部長通知
改正	平成 30 年 4 月 2 日付け経営第 1811 号農政部長通知
改正	平成 31 年 3 月 14 日付け経営第 1588 号農政部長通知
改正	令和 8 年 4 月 1 日付け技普第 1871 号農政部長通知

第 1 目 的

本道農業において、新たな担い手の育成・確保を図るため、道が平成 7 年 9 月に策定した「北海道の就農促進に関する方針」(以下「就農方針」という。)に基づく施策の一つとして、新規就農者を対象とした就農支援資金の貸付けに係る償還免除事業を実施する。

この事業を推進するため、予算の範囲内において、当該事業の実施主体である公益財団法人北海道農業公社(以下「公社」という。)に対し、北海道就農支援資金償還免除事業費補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、北海道補助金等交付規則(昭和 47 年北海道規則第 34 号)の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

第 2 事業実施主体

この事業の実施主体は、公社とする。

第 3 事業の内容

この事業は、公社が融資している就農支援資金について、より一層円滑な就農促進を推進するため、次の要件に基づき公社が実施する資金の償還免除措置について、その実施に必要な財源の助成を行うものとする。

1 償還免除の対象資金

公社が融資している就農支援資金(以下「資金」という。)のうち、次に掲げる資金を対象とする。ただし、3の(1)のイに該当する者については、(1)のみを対象とする。

- (1) 就農研修資金(指導研修を除く。)
- (2) 就農準備資金

2 償還免除の対象者

資金を公社から借り受けた認定就農者(就農方針 3の(1)に規定する認定就農者。以下「借受者」という。)のうち、就農計画認定申請時の年齢が 15 歳以上 46 歳未満の者とする。

3 償還免除の要件

- (1) 借受者が、北海道知事の認定した就農計画(平成 27 年 3 月 30 日付け経営第 2025 号農政部長通知により、なお効力を有するとされた北海道就農計画認定制度実施要領(平成 7 年 9 月 20 日農改第 1078 号農政部長通知) 10 の規定に基づき当該計画に係る変更

の届出を行った場合にあっては、変更後の内容が別に定める方法により適正と認められた変更就農計画を含む)に基づき、本事業を実施する年度において5年以上継続して就農しており、かつ、次のいずれかに該当する場合について、償還免除を実施することができる。

ア 新たに資本装備し、農業経営を行っているとき

イ 農地所有適格法人に出資し、当該法人の構成員として5年以上従事しているとき（親等が法人経営である場合の農家子弟については、当該法人に就農した場合を除く。）

(2) 償還免除を実施する際には、公社は、償還免除対象借受者について(1)の要件を満たしていることを確認しなければならない。

4 償還免除限度額

毎年の償還免除限度額は、当該年度に係る借受者の約定償還額とし、過年度実施分を含めた通算の償還免除の限度額は、次のとおりとする。ただし、二人以上の借受者について同一の農業経営を営んでいると認められる場合については、該当する借受者の通算償還免除額を合わせた額は次の(1)から(3)の限度額とし、二人以上の借受者が次の(1)及び(2)のそれぞれに該当する場合には、(1)の限度額を適用する。

(1) 3の(1)のアに該当する者で、2による年齢が15歳以上40歳未満の者

対象資金の借入合計額の3分の1の額又は200万円のいずれか低い額

(2) 3の(1)のアに該当する者で、2による年齢が40歳以上46歳未満の者

対象資金の借入合計額の3分の1の額又は100万円のいずれか低い額

(3) 3の(1)のイに該当する者

対象資金の借入合計額の3分の1の額又は50万円のいずれか低い額

第4 事業の実施手続

1 事業実施計画書の提出

公社が、第3の要件を満たす借受者に対して資金の償還免除を行おうとする場合は、別記第1号様式の事業実施計画承認申請書に別記第2号様式の事業実施計画書を添えて知事に提出するものとする。

2 事業計画の承認

知事は、提出された実施計画の内容が適当であると認めたときは、承認を行うものとする。

3 事業実施計画の変更

公社が、実施計画について重要な変更（償還免除額の増又は20%を超える減）を行おうとするときは、1及び2に準じて行うものとする。

第5 補助金の交付等

1 補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

事業名	補助対象経費	補助率
北海道就農支援資金償還免除事業	就農支援資金の償還免除措置の実施に要する経費	10分の10以内

2 補助金の交付申請

(1) 公社は、規則第3条の2に基づく補助金の交付を受けようとするときは補助金等交付申請書（別記第3号様式）に、次に掲げる関係書類を添えて知事に申請しなければならない。

ア 事業計画書

(別記第4号様式)

- イ 補助金等交付申請額算出調書（別記第5号様式）
- ウ 経費の配分調書（別記第6号様式）
- エ 事業予算書（別記第7号様式）
- オ 資金収支計画書（別記第8号様式）
- カ 事業実施計画書（別記第2号様式）
- キ 電子交付申出書兼メールアドレス確認書（別記第9号様式）

（※電子交付を希望する場合に提出）

（2）補助金等交付申請書の提出は、次により行うものとする。

- ア 提出部数 1部
- イ 提出期限 知事が別途指示する日
- ウ 提出先 北海道農政部生産振興局技術普及課

3 補助金の交付の決定

知事は、補助金の交付の申請があったときはその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行ない、申請者に交付の決定の内容及び交付条件を別記第18号様式により公社に通知するものとする。

4 補助金の交付の条件

知事は、補助金の交付の決定に当たっては、次の条件を付すものとする。

- （1）規則、この要領及び決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- （2）補助対象事業の内容の重要な変更（補助金額の増又は20%を超える減）をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- （3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- （4）補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

5 申請の取下げ

- （1）公社は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内に、補助金等交付申請取下書（別記第10号様式）を知事に提出し、申請の取下げをすることができる。
- （2）（1）の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

6 事情変更による交付の決定の取消し

- （1）知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後 の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。
- （2）知事が（1）の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。
 - ア 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - イ 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他 の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部

分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

7 補助事業の遂行

公社は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

8 補助事業の変更

(1) 公社が、規則第5条及び第5の4(2)に定める内容の変更をしようとするときは、補助事業等変更承認申請書（別記第11号様式）に関係書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 知事は、(1)の変更承認申請書を審査の上、承認するときは、別記第19号様式により公社に通知するものとする。

9 補助事業の中止又は廃止

(1) 公社は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ知事に補助事業等中止（廃止）承認申請書（別記第12号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 知事は、(1)の申請に係る承認又は不承認について、別記第20号様式により公社に通知するものとする。

10 補助事業の執行の遅延又は不能

(1) 公社は、補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに知事に補助事業等執行遅延（不能）報告書（別記第13号様式）を提出し、その指示を受けなければならない。

(2) 知事は、(1)の報告に基づき公社に対して事業遂行の指示をするときは、別記第21号様式により行うものとする。

11 補助事業の状況報告等

公社は、当該事業の遂行の状況等に関し、知事から報告を求められたときは指示された日までに報告を行い、又は道の職員による調査を受けたときは調査に協力しなければならない。

12 補助事業の遂行等の命令

公社は、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを知事から命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

13 補助金の概算払

(1) 公社は、規則第9条第2項の規定に基づく補助金の概算払の申請をしようとするときは、補助金等概算払申請書（別記第14号様式）に最新の資金収支計画書（別記第8号様式）を添付して行うものとする。

(2) 知事は、(1)により提出された申請書を審査の上、概算払の必要があると認めるときは、当該概算払の決定を行い、別記第22号様式により公社に通知するものとする。

14 実績報告

公社は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（別記第15号様式）に、次に掲げる関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- ア 事業実績書 (別記第4号様式)
- イ 補助金等精算書 (別記第16号様式)
- ウ 事業精算書 (別記第17号様式)
- エ 事業実施実績書 (別記第2号様式)

15 補助金の額の確定

- (1) 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第23号様式により公社に通知するものとする。
- (2) 知事は、補助金の額の確定に伴い、既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第24号様式により公社にその超過額の返還を命ずるものとする。

16 交付の決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。
 - ア 補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。
 - イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - ウ 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が公社に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
 - エ アからウまでに掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (2) (1)の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

17 補助事業に関する帳簿及び書類

- (1) 公社は補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外との経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (2) (1)により備えるべき帳簿及び書類は、次のとおりとする。
 - ア 帳簿、伝票、通帳、領収証書、その他収支状況を確認できる書類
 - イ 交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、交付の決定に関する書類

第6 電子メールによる申請等

公社は、補助金の交付の申請、届出、その他この補助事業に関し道に行う通知については、当該申請等に係る書類の電磁的記録を別に指定する電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に基づき必要な事項については、別に定めるものとする。

(参考資料)

北海道就農支援資金償還免除事業実施要領の運用について

制定 平成 13 年 9 月 18 日農改第 793 号農政部長通知
改正 平成 16 年 12 月 3 日農改第 1446 号農政部長通知
改正 平成 21 年 4 月 1 日経営第 1306 号農政部長通知
改正 平成 24 年 4 月 2 日経営第 1357 号農政部長通知

第 1 償還免除の要件について

- 1 要領第 3 の 3 の (1) に定める北海道知事の認定した就農計画に基づき就農していることの判断は、次によることとする。
 - (1) 実際の営農部門及び就農地が就農計画の 1 の (2) の記載内容と一致していること。
 - (2) 実際の就農年月日と就農計画の 1 の (2) に記載されている就農時期との差が、原則 1 年以内であること。
 - (3) 借受者本人が農業（自らの農業に関連する製造・加工事業等を含む）に年間 150 日以上従事していること。
 - (4) 直近年の農業所得が、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想の基本的指標（新規参入者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者についてはそのおおむね 5 割）をおおむね達成していること。

ただし、(4) については、単年度の所得が基準に達していない場合であっても、目標達成に向けて関係機関の指導を受けながら意欲的に取り組んでおり、近い将来目標達成が確実と見込まれる場合は、償還免除の対象として判断することができるものとする。
- 2 要領第 3 の 3 の (1) のアに定める新たに資本装備し農業経営を行っているものとは、具体的には次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 農業以外の他産業に従事していた者などが、農外から参入し、新たに本格的な農業経営を開始している者
 - (2) 農家子弟であるが親や親類縁者以外の第三者から農地等一切の資本装備を新たに取得し、親の農業経営等から独立して本格的な農業経営を開始している者
 - (3) 前 2 項に該当する者のみを構成員として法人を設立し、農地等一切の資本装備を新たに取得して本格的な農業経営を開始している場合のそれぞれの構成員（農業生産活動に常時従事している者に限る。）
- 3 平成 23 年 5 月 26 日付け経営第 1336 号による改正前の要領第 3 の 3 の (1) のイの要件に該当する者については、次に掲げる条件をいずれも満たしている必要があるものとする。
 - (1) 経営的役割や位置づけ及び自らの将来の農業経営の構想が明確であること
 - (2) 野菜、花き等の戦略部門を担当するなど主体的に経営に参画していること

第2 償還免除要件の確認について

要領第3の3の(2)に定める北海道農業公社(以下、「公社」という。)の償還免除要件の確認については、次により行うこととする。

- 1 公社は、償還免除の対象となる借受者について、「北海道における青年等の就農促進に関する方針」の4の(1)に定める地域農業担い手育成センター(以下、「地域センター」という。)に対し、別紙様式により就農状況確認報告書の提出を求めることとする。
- 2 公社は、地域センターから提出のあった就農状況等確認報告書の内容を審査し、必要に応じ現地調査を実施するものとする。
- 3 公社は、2の審査が終了したときは、就農状況等確認報告書の写しとともに、その旨を北海道に報告するものとする。

第3 通算償還免除限度額について

要領第3の4に定める同一の農業経営を営んでいると認められる場合とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合とする。

- 1 同一の農業経営を営み、生計を一にしている夫婦等
- 2 同一の農業生産法人の構成員となり、生計を一にしている夫婦等

第4 事業実施計画の重要な変更

要領第4の3に定める重要な変更とは、増額又は償還免除実施予定額の20%を超える変更とする。

就農状況確認報告書

市町村名： _____

上段：就農計画の記載内容、下段：現況（ 年 月 日現在）

番号 (同一経営)	借受者氏名 (認定番号)	営農部門	就農地	就農時期	就農区分	就農年数	経営規模 ha	主な作目	年間農業従事日数		農業所得の状況		備考 (目標未達成の場合における 目標達成に向けた取組み状況)	
									本人	家族等	認定時目標 (直近所得)	市町村指標 (A/B)		
1 ()	()					年	ha		日	日	万円	B	万円	
							ha		日	日	A()	()	()	
2 ()	()					年	ha		日	日	万円	B	万円	
							ha		日	日	A()	()	()	
3 ()	()					年	ha		日	日	万円	B	万円	
							ha		日	日	A()	()	()	
4 ()	()					年	ha		日	日	万円	B	万円	
							ha		日	日	A()	()	()	
5 ()	()					年	ha		日	日	万円	B	万円	
							ha		日	日	A()	()	()	

上記の者については、令和 年 月 日 現在において、営農を継続していることを証明します。

令和 年 月 日

(地域担い手育成センター)

印

令和01年分

フリガナ 氏名 研修コーチ 木村一虎

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

① 収入金額の内訳 (現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください。)

区分	作付面積 (畝) (頭羽数)	本年 収穫量 (kg)	農産物の 農産物 期首 数量		農産物の 期末 数量	農産物 の 高 額	家事 消費 金額	事業 消費 金額	販売金額	の 高 額
			kg	kg						
米	a							9,300,000		
野菜								320,000		
田										
畑										
果										
樹										
特殊 施設										
農産物計	耕作面積 a							9,620,000		⑤
畜産物 その他	頭羽									⑥
合計								9,620,000		①

区分	金額	数量	高 額	金 額
雑				
収				1,750,000
入				125,000
合計				③ 1,875,000

② 農産物以外の棚卸高の内訳 (現金主義によっている人は、記入しないでください。)

区分	数量	高 額	金 額
未収種			
農産物			
販売用動物			
種畜			
飼料			
農薬			
材料			
その他			
合計			④

③ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名 6月24日	日数 延日	支金		給物		所得税及び復興 特別 所得税の額
		円	円	円	円	
		300,000			300,000	
その他(人分)						
計		300,000			300,000	

④ 専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢 歳	従事 月数	支料		所得税及び復興 特別 所得税の額
				円	円	
計					⑧	

(注)①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の金額は、それぞれを1ページの①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の欄に移記してください。

税務署長
令和 〇 年 月 日 **令和 06 年分の 所得税及び 復興特別所得税 の 申告書**

納税地	〒	個人番号 (マイナンバー)	※ 個人番号は複写されません			生年月日	
現在の住所又は居所事業所等	フリガナ					氏名	
令和7年1月1日の住所	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄			
振替継続希望	種類	青色	分離	国出	損失	修正	特農の特示
整理番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯					

(単位は円)

収入金額等	事業	営業等	区分	ア				
	業	農業	区分	イ				
	不動産	区分1	ウ					
	配当	区分	エ					
	給与	区分	オ					
	雑	公的年金等	区分	カ				
		業務	区分	キ				
		その他	区分	ク				
	総合譲渡	短期	ク					
		長期	コ					
一時	サ							
所得金額等	事業	営業等	①					
	業	農業	②					
	不動産	③						
	利子	④						
	配当	⑤						
	給与	区分	⑥					
	雑	公的年金等	⑦					
		業務	⑧					
		その他	⑨					
	⑦から⑨までの計	⑩						
総合譲渡・一時⑦+{(⑧+⑨)×1/2}	⑪							
合計(①から⑩までの計+⑪)	⑫							
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬						
	小規模企業共済等掛金控除	⑭						
	生命保険料控除	⑮						
	地震保険料控除	⑯						
	寡婦、ひとり親控除	区分	⑰~⑱			0000		
	勤労学生、障害者控除	⑲~⑳				0000		
	配偶者(特別)控除	区分1	㉑			0000		
	扶養控除	区分	㉒			0000		
	基礎控除	㉓				0000		
	⑬から㉓までの計	㉔				0000		
雑損控除	雑損控除	㉕						
	医療費控除	区分	㉖					
	寄附金控除	㉗						
	合計(㉕+㉖+㉗+㉘)	㉘						

税金の計算	課税される所得金額(12-29)又は第三表	⑳				000
	上の㉑に対する税額又は第三表の㉒	㉑				
	配当控除	㉒				
	区分	㉓				
	(特定増改築等)住宅購入金等特別控除	区分1	㉔			00
	区分2	㉕				
	政党等寄附金等特別控除	㉖~㉗				00
	住宅耐震改修特別控除等	区分	㉘~㉙			
	差引所得税額(㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗-㉘-㉙)	㉚				
	災害減免額	㉛				
その他	再差引所得税額(㉚-㉛)	㉜				
	令和6年分人特別税額控除(3万円×人数)	㉝				0000
	再々差引所得税額(基準所得税額)(㉜-㉝)(赤字のときは0)	㉞				
	復興特別所得税額(㉞×2.1%)	㉟				
	所得税及び復興特別所得税の額(㉞+㉟)	㊱				
	外国税額控除等	区分	㊲~㊳			
	源泉徴収税額	㊴				
	申告納税額(㊱-㊲-㊳-㊴)	㊵				
	予定納税額(第1期分・第2期分)	㊶				
	第3期分納める税金の税額(㊵-㊶)	㊷				00
還付される税金(㊷)	㊸				△	
延届納の出	修正前の第3期分の税額(還付の場合は頭に△を記載)	㊹				
	第3期分の税額の増加額	㊺				00
	公的年金等以外の合計所得金額	㊻				
	配偶者の合計所得金額	㊼				
	専従者給与(控除)額の合計額	㊽				
	青色申告特別控除額	㊾				
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	㊿				
	未納付の源泉徴収税額	㊽				
	本年分で差し引く繰越損失額	㊿				
	平均課税対象金額	㊽				
変動・臨時所得金額	区分	㊽				
延届納の出	申告期限までに納付する金額	㊽				00
	延届納出額	㊽				0000
還受付される税金の場所	銀行 金庫・組合 農協・漁協					本店・支店 出張所 本所・支所
	郵便局 名等					預金 普通 当座 納税準備 貯蓄
公金受取口座登録の同意						公金受取口座の利用

第一表 ○この用紙は控用です。

← 定額減税実施済額は、㉜と㉝のいずれか少ない方の金額です。

○ この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要がありません。

○ 所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。

就農研修課資料

農業次世代人材投資（準備型等）事業推進に係る留意事項

《事業の趣旨》

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要があることから、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階に資する就農準備資金の交付を通じ、農政新時代に必要な人材力の強化を図る。

《事業の概要》

- 交付対象者：就農予定時に原則50歳未満の研修生
- 交付額：13.75万円/月（165万円/年）を最長2年
- 交付主体：公益財団法人北海道農業公社（北海道の場合）
- 主な交付要件：
 - ① 独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を目指すこと
 - ※独立・自営就農の場合は、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること
 - ※親元就農の場合は、就農後5年以内に経営を継承（法人の場合は共同経営者になること）すること
 - ② 北海道が認めた研修機関、先進農家、先進農業法人で、おおむね1年以上かつおおむね年間1,200時間以上研修を受けること
 - ③ 常勤の雇用契約を締結していないこと
 - ④ 生活保護、雇用保険、求職者支援、地域おこし協力隊など生活費を支給する国の他の制度と重複受給しないこと
 - ⑤ 原則として、前年の世帯所得が600万円以下であること
 - ⑥ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

《事業規程・事業取扱要領の主な変更点（令和8年6月16日一部改正）》

1. 交付金額の変更
 - 令和7年度以前の研修 12.5万円/月（150万円/年）
 - 令和8年度の研修 13.75万円/月（165万円/年）
2. 就農状況確認期間中の農業従事時間の変更 ※就農状況報告及び作業日誌
 - 令和7年度以前 概ね150日かつ1,200時間
 - 令和8年度 おおむね150日かつおおむね1,500時間

《各種様式における留意事項》

【研修計画】（別紙様式第1号）

○ 親元就農と独立・自営就農を以下の通り整理（「継続研修計画」・「就農届」の様式も同様）。

- ① 独立・自営就農
 - ・新たに農業経営を開始 ⇒ 非農家出身者
 - ・就農時に親（三親等以内の親族含む）の農業経営とは別部門を開始 ⇒ 農家出身者で親の農業経営を継承しないで就農する場合
 - ・就農時に親の農業経営を継承 ⇒ 就農時に親の農業経営を継承する場合
- ② 雇用就農
（略）
- ③ 親元就農
 - ・就農後5年以内に親の農業経営の全体を継承
 - ・就農後5年以内に法人（共同）経営
 - ・就農後5年以内に親の農業経営とは別に新たな部門を開始

- 研修期間中における就農形態の変更の際には、変更後の研修計画を再提出願います。

【重要事項説明書】（別添12）

- 「研修計画」策定時において、研修生との本事業の交付要件や交付後の返還要件等に係る認識共有のため、研修生と研修機関や地域担い手育成センターが面談により各項目を確認いただき、署名の上、原本を提出願います。
- 特に面談時には、就農についての強い意欲を確認するとともに、研修終了後1年以内に就農できない場合や、各種の報告を適切に行わない場合、親元就農者が就農後5年以内の経営継承できない場合などは返還になることを十分に説明願います。

【研修状況報告書】（別紙様式第4-1号、4-2号）

- 研修開始後半年ごとに、1か月以内に提出することとなっています。本報告書をもとに公社職員が研修状況の確認に伺いますので、日程調整等のご協力をお願いします。
- 研修時間は、おおむね年間1,200時間以上かつ一月の研修日数・時間が最低でも15日以上かつ60時間以上となるよう、冬期間も含め農業経営管理など座学（自習は除く）による研修を実施してください。
- 農業経営力の向上に資する研修として、令和7年度以降の交付対象者は交付期間内に『農業経営人材育成研修プログラム』（農水省作製のオンライン講座）を受講し、修了することが義務づけられておりますので、必ず受講し「修了証書」の写しを提出願います。

【農林水産省HP（農業経営人材育成研修プログラム掲載）】

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/>

[ikusei_kyogikai.html#program1](https://www.maff.go.jp/j/keiei/ikusei_kyogikai.html#program1)



▶ 初級コース(PDF:1.902KB)



▶ 中級コース(PDF:1.199KB)

【就農届】（別紙様式14号）

- 就農後1か月以内に以下の添付書類を含め提出願います。

①独立・自営就農

- 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類、農業機械・施設を自ら所有し、または借りていることが確認できる書類及び通帳の写し
- 経営開始資金の交付を受ける場合は、青年等就農計画の認定書の写し
- 資金交付を受けた夫婦が就農する場合は、経営資産の共有と締結した家族経営協定等の写し

②雇用就農

- 雇用契約書等の写し

③親元就農

- 青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）の写し

【就農状況報告】（別紙様式9-1号、9-2号、9-3号）

- 交付対象者は1～6月分を7月に、7～12月分を翌年1月に提出することとなり、研修終了後6年間の報告義務が課せられています。経営開始型以外の交付対象者については、本報告をもとに公社職員が就農状況の確認に伺いますので、日程調整等のご協力をお願いします。
- 経営開始型の交付対象者は、交付主体の市町村に提出された就農状況報告と市町村が作成した就農状況確認チェックリストの写しを公社に提供願います。

《事業推進に当たってのお願い》

- 本事業は、次世代を担う農業者となることを志向する研修生に対し交付するもので、交付事務そのものは交付主体である公社が行うものの、研修計画の申請や各種報告書の提出については、道が認めた研修機関や地域担い手育成センターを通じて研修生自らが行うこととされています。
- 研修生の中には、制度の内容を十分理解せず、「研修さえ受けていれば資金がもらえる」という安易な考えで資金交付を受ける者も見受けられ、交付対象者の要件を満たすことができず、交付した資金を返還するケース（例：交付対象者が親元就農で就農したものの、経営者である親の年齢も若く、就農後5年以内の経営継承ができず返還）も発生しています。
- また、研修受入先の中には、研修生が就農し、就農後5年以内に農業経営を継承することができるよう、適切な生産技術等の指導をすることになっているにもかかわらず、どのような指導をしていくかなど事前の協議がないまま取り進めているケースも見受けられます。
- 研修計画は、研修生が研修先での研修プログラムを実践することで就農を実現するビジョンについて、道が認めた研修機関や地域担い手育成センターからの推薦の上、申請するものです。
- 研修機関や地域担い手育成センターについては、事業の趣旨や交付金が全額国費で対応していることを鑑み、研修生と研修先、保証人に対して本事業の十分な理解を得た上での推薦及び研修生等への定期的な対応を宜しくお願いします。
- また、道立農業大学校等の研修機関で資金の交付を受けた学生（研修生）の大半が、道内で雇用就農又は親元就農しています。研修機関には学生が就農後に地元市町村に必ず訪問するよう指導いただくとともに、学生が就農した市町村には就農後の書類の経由や就農状況確認等について、ご協力をいただきますよう宜しくお願いします。

【北海道 DE 農業をはじめのサイト（事業要領・様式掲載）】

<https://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/related/funds/>

【北海道 HP（農業次世代人材投資資金の要領・様式掲載）】

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gjf/seinen/syuunou/kyuhukin.html>

- 本事業に係る質問・相談等につきましては、メール・電話等で就農研修課まで問合せ願います。

《問い合わせ先》

担い手支援部 就農研修課（大岡・宇野・鈴木・内田）

電話 011-271-2255

Fax 011-271-3776

E-mail n-jisedai@adhokkaido.or.jp

重要事項説明書

※ 本様式は、研修計画を提出するにあたって、農業次世代人材投資（準備型等）事業の制度について理解を深めていただくことを目的としています。資金の交付を受けるには一定の義務が生じること、また、その義務を履行しなければ交付された資金の返還となってしまうことをご承知おきください。

● 提出書類の確認（研修計画提出時）

<input type="checkbox"/>	研修計画（別紙様式第1号）
<input type="checkbox"/>	研修実施計画（別添1） ※農業経営者育成教育機関及び研修教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラムのほか、受講が認められていることを証する書類を添付。
<input type="checkbox"/>	履歴書（別添2） ※最終離職日は必ず明記すること。
<input type="checkbox"/>	雇用保険被保険者 離職票-1 及び 離職票-2 の原本又は雇用保険受給資格者証の写し（別添3） ※離職票の提示ができない場合は申立書（様式任意）を添付し、前職がない場合は不要。 <u>また、離職票の原本は面談実施機関で確認し、写しを公社へ提出すること。</u>
<input type="checkbox"/>	農業研修に関する確認書（別添4）の写し ※先進農家等で研修する場合に添付。
<input type="checkbox"/>	確約書（別添5）及び確約書(補足)（別添5-2） ※親元就農の場合に添付。
<input type="checkbox"/>	傷害保険に加入したことがわかる保険証書の写し（別添6）
<input type="checkbox"/>	前年の世帯全員の所得を証明する書類（別添7） ※世帯所得が600万円を超えているにもかかわらず交付が必要な場合に、理由書（別添7-1）及び当該理由を証明できる書類を添付。
<input type="checkbox"/>	先進農家等経営概要書（別添8） ※指導農業士以外の先進農家等で研修を受ける場合に添付。
<input type="checkbox"/>	個人情報の取扱い同意書（別添9）
<input type="checkbox"/>	身分証明書（別添10） ※本人及び保証人の運転免許証等の写しを添付。
<input type="checkbox"/>	書類の経由に関する同意書（別添11） ※農業経営者育成教育機関で研修を受ける者のうち親元就農する場合、又は研修先と異なる市町村での就農が確定している場合に添付。
<input type="checkbox"/>	重要事項説明書（別添12） ※本様式の原本を公社に提出すること。

● 資金交付対象者としての要件の確認（全て満たす必要があります）

<input type="checkbox"/>	就農予定時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
<input type="checkbox"/>	研修終了後、独立・自営就農、雇用就農、又は親元就農を目指す計画であること
<input type="checkbox"/>	研修先が研修機関等の場合、北海道が認め「新規就農支援ポータルサイト」に公表されている認定研修機関等であること
<input type="checkbox"/>	研修先が先進農家等の場合、①その経営主が申請者の親族ではないこと、②当該研修先と過去に雇用契約（短期のパートやアルバイトは除く）を締結していないこと
<input type="checkbox"/>	上記の研修先において、おおむね1年かつおおむね年間1,200時間以上、就農に必要な技術や知識を研修すること
<input type="checkbox"/>	常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう）の雇用契約を締結していないこと
<input type="checkbox"/>	生活費の確保を目的とした国の他の事業（生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)、求職者支援制度、傷病手当、遺族年金、地域おこし協力隊等）による給付等を受けていないこと
<input type="checkbox"/>	過去に準備型等による資金交付を受けていないこと
<input type="checkbox"/>	原則として、過去に「農の雇用事業」及び「雇用就農資金」の対象となっていないこと
<input type="checkbox"/>	原則として、前年の世帯全体の所得の合計が600万円以下であること
<input type="checkbox"/>	研修中の事故によるケガ等に備えて、傷害保険に加入していること
<input type="checkbox"/>	交付期間内に農業経営人材育成研修プログラム等の研修を修了すること

◀独立・自営就農を目指す場合▶	
<input type="checkbox"/>	農地の所有権又は利用権を有すること
<input type="checkbox"/>	主要な農業機械・施設を所有し、又は借りること
<input type="checkbox"/>	生産物や生産資材等を、自らの名義で出荷・取引すること
<input type="checkbox"/>	農産物等の売上げや経費の支出等の経営収支を、自らの名義の通帳及び帳簿で管理すること
<input type="checkbox"/>	農業経営に関する主宰権を有すること
<input type="checkbox"/>	就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けること
◀雇用就農を目指す場合▶	
<input type="checkbox"/>	研修終了後1年以内に常勤の雇用契約（契約期間の定めがない又は通算5年以上の有期のもの）を締結すること
<input type="checkbox"/>	独立を前提としている場合は、就農後5年以内に独立・自営就農または法人の共同経営者となること
<input type="checkbox"/>	原則として、就農先が自らの三親等以内の親族ではないこと
◀親元就農を目指す場合▶	
<input type="checkbox"/>	家族経営協定等により、自らの責任や役割（農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること
<input type="checkbox"/>	就農後5年以内に、①経営を継承する②農業法人の共同経営者になる③独立・自営就農する、のいずれかを実施すること
<input type="checkbox"/>	親元就農後に独立・自営就農する場合は、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者になること

● 交付金の主な返還要件の確認（いずれかに該当した場合）

<input type="checkbox"/>	研修を途中で休止又は中止し、1年以内に就農しなかった場合
<input type="checkbox"/>	研修中、必要な書類（研修状況報告、継続研修計画など）が期限までに提出されなかった場合
<input type="checkbox"/>	公社が行う研修状況の確認において、適切な研修を行っていない（研修期間がおおむね1年かつおおむね1,200時間以上、一月の研修時間が15日以上かつ60時間以上を満たさない場合を含む）と判断された場合
<input type="checkbox"/>	研修終了後1年以内に、原則5歳未満で独立・自営就農、雇用就農、又は親元就農しなかった場合
<input type="checkbox"/>	独立・自営就農者が、就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合
<input type="checkbox"/>	雇用就農者が、正社員として期間の定めのない、又は通算5年以上の雇用契約を締結しなかった場合
<input type="checkbox"/>	親元就農者が、就農後5年以内に、①経営を継承する、②農業法人の共同経営者になる、③独立・自営就農する、のいずれも実施しなかった場合
<input type="checkbox"/>	資金交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、就農を継続しなかった場合、又はその間の農業従事日数が一定（おおむね年間150日かつおおむね年間1,500時間）未満である場合
<input type="checkbox"/>	就農後、必要な書類（就農届、就農状況報告など）が期限までに提出されなかった場合
<input type="checkbox"/>	公社が行う就農状況の確認に応じなかった場合
<input type="checkbox"/>	虚偽の申請を行った場合（交付期間内に、農水省の研修プログラム等を修了しなかった場合を含む）

● 公社への申請、報告及び各種届に関する確認

<input type="checkbox"/>	研修計画（研修計画が変更となる場合は、計画の変更申請が必須）
<input type="checkbox"/>	研修状況報告（研修中、研修開始日を始期とした半年ごと、1か月以内に提出）
<input type="checkbox"/>	中止届（研修中止後に提出）
<input type="checkbox"/>	休止届及び研修再開届（研修休止後及び研修再開後1か月以内に提出）
<input type="checkbox"/>	継続研修計画（研修期間終了後1か月以内に継続研修を開始することが必須のため、研修期間が終了する2か月前までに提出）
<input type="checkbox"/>	継続研修届（継続研修計画の承認後1か月以内に提出）
<input type="checkbox"/>	住所等変更届（交付期間終了後6年間、住所等を変更した場合、変更後1か月以内に提出）
<input type="checkbox"/>	就農遅延届（研修終了後1年以内に提出）
<input type="checkbox"/>	就農届（就農後及び就農形態等の変更後1か月以内に提出）
<input type="checkbox"/>	就農状況報告（研修終了後6年間、毎年2回、7月末までに1～6月分を、1月末までに7～12月分を提出）※ 就農していない又は中断している者も期日までに提出しなければならないこと
<input type="checkbox"/>	就農中断届及び就農再開届（就農中断後及び就農再開後1か月以内に提出）
<input type="checkbox"/>	離農届（交付期間終了後6年間、離農後1か月以内に提出）
<input type="checkbox"/>	上記提出期限は厳守のうえ、期限を守れなかった場合は交付金返還となることを理解すること

● その他

<input type="checkbox"/>	交付金は「雑所得」扱いとなるため、自らが税務申告を行わなければならないこと
--------------------------	---------------------------------------

※ 研修計画（別添資料含む。）及び本票（重要事項説明書）については、原本を公社へ提出し、写しを申請者及び申請者との面談実施機関でそれぞれ所有するものとする。

年 月 日

申請者との 団 体 名：
面談実施者 担当者氏名：

申請者 氏 名：

※ 申請者は、自署すること

農業次世代人材投資（準備型等）事業・FAQ（よくある質問） ～事業担当者用～

[R8. 7. 15] 就農研修課

Q 農業次世代人材投資資金（就農準備資金）を申請したいが、いつ申し込めばよいか。

A 例年、6月頃と12月頃の年2回、地域担い手育成センターを通じて研修計画の申請の受付をしています。また、資金は1年間遡っての交付が認められていますので、仮に4月から研修を実施していて6月頃の第1回目に申請できなくても、12月頃の第2回目の申請で満額を交付することができます。

Q 資金はいつ頃交付されるのか。

A 研修計画の内容等を確認し、道、市長会、町村会、北海道農業会議、JA北海道中央会で構成する事業審査会において研修計画の承認を得た後に、地域担い手育成センターを通じて申請者に計画承認を通知します。

また、承認通知に併せて資金の交付申請を依頼しますが、交付申請書の取りまとめや金融機関との交付手続きを行う必要があることから、資金交付までは承認通知から約2か月の時間を要することとなり、例年は10月および3月に資金交付しています。

Q どのような研修機関で研修を受ければ資金の交付対象になるのか。

A 道が認めた研修機関（農大等の教育機関、指導農業士、先進農家等）において研修するのであれば資金の交付対象になります。

また、一般の農業者であっても、道に先進農家等経営概要書を添付した研修教育機関等認定申請書（道別紙様式第22号）を提出し、研修機関として適当であると道が認めることで認定研修機関となれます。

ただし、過去に研修先と雇用契約を結んでいた場合や、経営主が研修生の親族（三親等以内）の場合は対象にはなりません。

Q どのような研修計画であれば資金の交付対象になるのか。

A おおむね1年かつおおむね年間1,200時間以上の研修期間において、就農に必要な技術や知識を研修できる計画が必要となります。

このため、年間を通じて継続的な研修を行う必要があることから、冬期間の実質的な技術研修が困難な耕種部門であっても、座学を含めた経営管理等に関する研修などにより、ひと月の研修日数・時間を最低でも15日以上かつ60時間以上となるよう、研修計画に則った研修を実施してください。

なお、上記の座学研修のほか、研修先農場内の除雪作業や農業機械の整備、青年等就農計画作成のための準備作業なども研修として認められております（自習は認められません）ので、就農までの貴重な時間を有効に活用してください。

Q 以前、果樹農家で勤務経験のあった者が、今年度から酪農の研修を行うこととなったが、準備型等の対象となるか。

A 過去の営農類型と研修内容が大きく異なる場合は対象になりますが、過去に準備型等を受給している場合は対象にはなりません。

Q 研修期間中にアルバイトをしても構わないか。

A 常勤（週 35 時間以上で継続して労働するもの）する場合は資金の交付対象にはできませんが、おおむね年間 1,200 時間以上の研修に支障のない範囲での短時間のパートやアルバイトなど従事しても構いません。

Q 研修先の農家が研修生に「研修手当」を支払うことが可能か。また、市町村やJAが独自に支援することは可能か。

A 研修先の農家と研修生との取り決めにより、「研修手当」を支払うことは可能ですが、研修と労働との線引きが不明確にならないよう注意する必要があります。
また、市町村等が独自に支援することも可能です。

Q 新たに交付対象者になる要件として、前年の世帯全体の所得が 600 万円以下である者となっているが、事業取扱要領第 2 条の 9 において、600 万円を超過する場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があることを交付主体が認める場合は採択を可能とするがあるが、どのような場合が想定されるか。

A 前年の世帯全体（本人のほか同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当）の所得が 600 万円を超えているにもかかわらず、交付が必要な場合として、前職を離職して収入がない場合や、同一世帯人数が多く生活費に余裕がない場合等、生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情について、理由書及び当該理由を証明できる書類（別添 7-1）を添付願います。

提出された書類をもとに、審査会において切実な事情に該当するか否かを判断します。

Q 傷害保険の契約者は、研修先でもよいか。

A 研修者が保障される内容であればかまいません。

Q 令和 7 年度以降の交付対象者は、交付期間内に農業経営人材育成研修プログラム（農水省作製のオンライン研修プログラム）を受講し、修了するが義務づけられているが、未受講の場合はどうなるか。

A 交付要件の一つに位置付けられていることから、満たさなかった場合、事業取扱要領第 11 条（2）のケのとおり、虚偽の申請に該当し、全額返還となります。

そのため、交付対象者ごとに交付期間内に本研修を修了し、修了証書を提出願います。

また、令和 7 年度以前からの継続者については、要綱上の強制力はないものの、当該規定は交付対象者の経営力向上を図ることを目的としたものであることから、特段の事情がない限り受講願います。

Q 就農状況確認期間とは何か。

A 就農後、資金交付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間（就農中断した場合は実際に就農していた通算期間で判断）を就農状況確認期間といい、この期間において就農を継続しない、就農状況報告等の各種報告を行わないなどの場合は交付金の返還となります。

Q 就農状況報告は研修終了後いつまで提出が必要か。

A 就農状況報告は研修終了後、6年間の報告が必要です。年に2回の提出が必要となっており、1～6月分を7月末までに、7～12月分を翌年1月末までに提出することとなっています。

研修終了後すぐに就農しない場合であっても、提出が必要です。

【就農状況報告（提出例）】

・令和8年3月末に研修終了、同年5月に就農した場合は、令和14年3月分までの提出が必要となります。

1回目：R8.4～6月分、2回目：R8.7～12月分、…11回目：R13.1～6月分、
12回目：R13.7～12月分、13回目：R14.1～3月分

Q 独立・自営就農の要件とは具体的に何か。

A 次の要件を全て満たすことが必要です。

- ①農地の所有権又は利用権を有していること。
- ②主要な農業機械・施設を所有している、又は借りていること。
- ③生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- ④農産物等の売上や経費の支出など、経営収支が交付対象者名義の通帳又は帳簿で管理すること。
- ⑤農業経営に関する主宰権を有していること。
- ⑥就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けること。

Q 雇用就農についての留意点は何か。

A 雇用期間の定めのない正社員としての雇用を基本としています。就農報告に契約書の写しを添付していただき、契約内容の確認をしています。

また、雇用先を退職し、次の雇用先に就農するまでに時間がかかる場合、就農中断届を提出していただきます。就農中断期間は中断した日から原則1年以内とされていますので、注意が必要です。就農を再開する場合は、就農再開届を提出してください。

Q 親元就農についての留意点は何か。

A 就農後5年以内に①親の経営の全体を継承、②法人の（共同）経営、③親の農業経営とは別部門を開始、のいずれかを実施することとされており、実施できなかった場合は、資金を全額返還となります。

Q 研修終了後1年以内に就農することが要件となっているが、貸借予定の農地所有者の事情等により就農できない場合は、やむを得ない理由として就農遅延することは可能か。

A 原則として就農遅延届を承認できるやむを得ない理由には該当しませんが、就農を遅延する事情が就農期限の直前に発生する場合には、やむを得ない理由として承認することがあります。

Q 研修計画（別紙様式第1号）の就農形態について、研修当初は独立・自営就農を計画していたが、就農時における農地の確保が難しくなることが見込まれるため、雇用就農に変更することは可能か。

A 研修期間中における研修計画の変更は可能ですので、変更後の研修計画を申請願います。なお、研修期間終了後における研修計画の変更は、原則できません。

Q 継続研修の考え方は。

A 継続研修は準備型受給終了後、引き続き就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修等を行う場合に、継続研修計画（別紙様式第 10 号）を申請し、公社は事業審査会での承認を得て認可することとなります。

なお、継続研修は準備型受給終了後、原則 1 か月以内に開始するものとし、その期間は原則 4 年以内となります。

Q 夫婦で準備型の交付を受け、研修終了後に夫婦で独立・自営就農した場合、経営主のパートナーの扱いはどうなるのか。

A 準備型の交付を受けていた者が夫婦で農業経営を開始し、次の要件を満たす場合は返還の対象にはなりません。

- ①夫婦が共同経営者であることが規定されている家族経営協定を締結していること。
- ②主要な経営資産を夫婦で共に所有又は借りていること。
- ③当該農業経営から生じる損益が夫婦それぞれに帰属すること。

Q 農業法人に就職したが、農業部門以外に配属された場合は返還の対象になるのか。また、雇用就農の場合、就職先は農業法人のみが対象なのか。

A 法人で生産した農畜産物を使った加工品製造、直接販売、レストラン等、農業に従事していれば返還の必要はありません。

また、就職先は個人農家も対象となるほか、酪農ヘルパー組合やコントラクター組織等の農業サービス事業体であっても、年間を通じて農業生産活動を行う事業体に就職して頂ければ問題ありません。しかし、人工授精師は仕事内容が限定的であり、農業生産活動を行っているとは言えないため、認められません。

Q 毎年国の実施要綱が改正されているが、様式等は最新のものを使うのか。

A 研修生が採択された年度の実施要綱等を適用するため、採択年度の様式等を使用することとなりますが、新しい様式等の方が情報量も多く、また実務上の都合から新しい様式での提出があった場合でも受理することとしています。

Q 資金を返還する場合、どのような手続きが必要か。

A 返還申請書を公社に提出して下さい。その後、公社から市町村段階を経由して対象者に返還額、支払期日、支払口座を記載した返還決定通知書を送付いたしますので、通知書に記載された期日までに支払うよう指導をお願いいたします。

なお、雇用就農の方が離農した場合には、公社が直接対応する場合があります。

Q 交付対象者が研修期間もしくは就農状況確認期間において、病気や災害等により研修中止や離農した場合の資金返還はどうなるか？

A 事業取扱要領第 12 条にあるとおり、病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合は、返還免除申請書（別紙様式 18 号）および診断書、罹災証明書などの関連資料を添付の上、提出願います。

提出された書類等をもとに返還免除に該当するかどうかを公社で判断いたします。

農業経営相談室資料

農業経営者サポート事業資料

農業経営相談の流れ

～相談から課題解決、その後のフォローアップまで伴走支援します～

支援の流れ（相談から解決・フォローアップまでのステップ）



こんなお悩みはありませんか？

- 経営改善**
 - ・収益改善
 - ・コスト削減
- 法人化**
 - ・法人設立
 - ・組織運営の見直し
- 経営継承**
 - ・親族内承継
 - ・第三者承継
- 新規就農**
 - ・就農計画
 - ・経営開始支援
- 雇用・労務**
 - ・人材確保
 - ・労務管理の改善
- 財務・資金**
 - ・資金繰り
 - ・設備投資の検討

経営相談所が調整役となり、関係機関と専門家をコーディネートし、課題解決まで一貫した伴走支援を行います

関係機関の役割と連携体制

北海道農業経営相談所
(北海道農業公社 農業経営相談室)



ひとりでも悩まず、まずはご相談ください！
経営改善・法人化・経営継承・新規就農など、農業経営の課題に応じて専門家と関係機関が連携し、課題解決まで伴走支援します。

お問い合わせ先

北海道農業経営相談所（北海道農業公社 農業経営相談室）

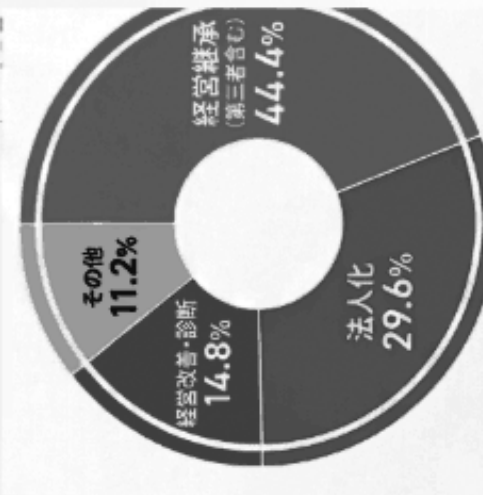
☎011-522-5579

令和7年度 農業経営相談実績：世代交代と経営基盤強化をめざす

経営継承・法人化が全体の約75%を占め、地域農業の喫緊の課題となっている。

相談内容と部門の傾向

相談の約75%が「経営継承」と「法人化」



経営継承 (44.4%) と法人化 (29.6%) が相談の大部分を占めています。



土地利用型・園芸作目が相談の約78%

水稲・畑作・野菜の農家から、生産資材高騰等への構造的課題の相談が集中。



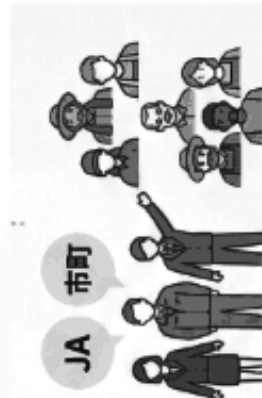
第三者継承を含む専門的サポートの需要急増

円滑な引継ぎに向け、早期段階からの専門的助言が求められています。

経営形態別の課題と今後の支援策

相談者の89%が個人経営体

個人から法人への移行検討期にある層や、将来の組織化を模索する層が中心。



潜在的な経営課題やニーズを掘り起こす活動を展開

JA・市町村と連携し、潜在的な継承ニーズを早期に掘り起こします。



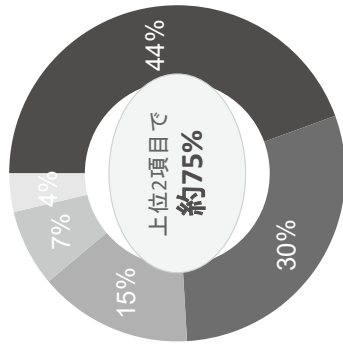
専門家派遣による「伴走型支援」

個々の経営実態に即した支援により、持続可能な地域農業を実現します。

令和7年度 農業経営相談の状況について

令和8年7月15日 北海道農業担い手育成センター事業等推進会議

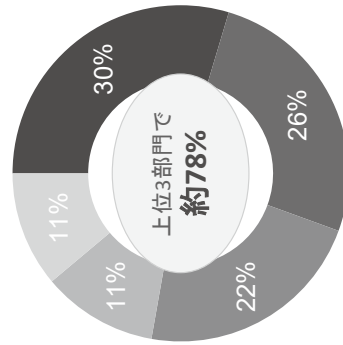
① 相談のテーマ



区分	件数	構成比
経営継承(第三者含)	12件	44.4%
法人化	8件	29.6%
経営改善・診断	4件	14.8%
雇用・労務	2件	7.4%
その他	1件	3.7%
合計	27件	100.0%

経営継承と法人化が全体の約75%を占め、地域農業における世代交代と経営基盤強化への関心の高まりが顕著に表れています。特に第三者継承を含む円滑な事業引継ぎに向け、早い段階からの専門的なサポート需要が増えています。

② 部門別の状況



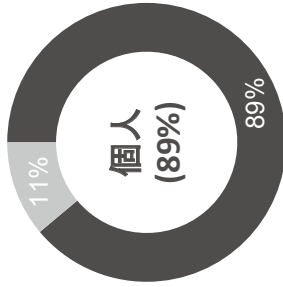
区分	件数	構成比
水稲	8件	29.6%
畑作	7件	25.9%
野菜	6件	22.2%
酪農	3件	11.1%
畜産	3件	11.1%
合計	27件	100.0%

水稲・畑作・野菜の土地利用型および園芸作目が上位を占め、全体の約78%に達しています。昨今の生産資材費高騰を背景とした経営課題に対し、単一作目に留まらない品目横断的な助言が求められています。

令和7年度 農業経営相談の状況について

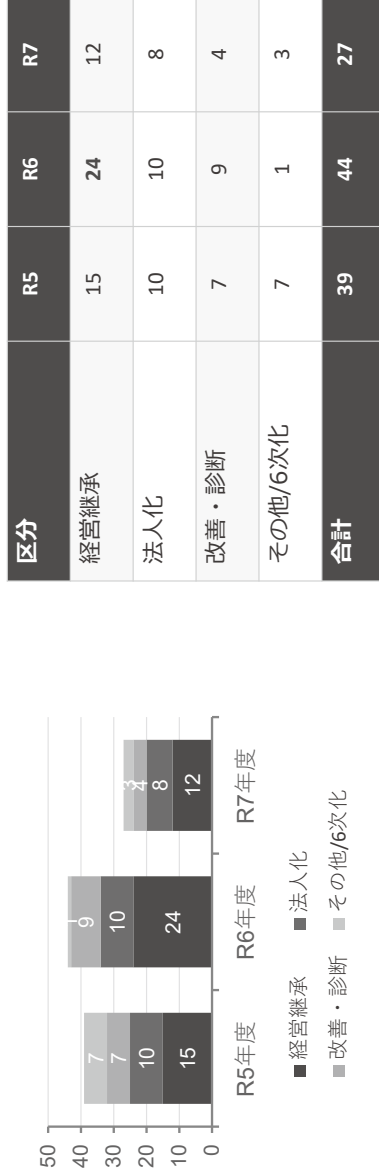
③ 経営形態別の状況

形態	総数	主な相談内容内訳
個人	24件 (89%)	経営継承:11件/法人化:8件 改善・診断:3件/雇用:2件
法人	3件 (11%)	改善・診断:2件/その他:1件



個人経営の将来的な法人化や次世代への事業引継ぎが、地域における経営変革の喫緊の課題です。個人から法人への移行段階にある層と法人化後の経営安定化を模索する層からの相談ニーズが高い状況にあります。

④ 3年間の推移と傾向



本年度の総数は減少したものの、経営継承や法人化といった相談内容は依然として高水準を維持しています。件数の変動は、相談会を通じた関係機関からのアウトリーチ活動（情報提供）の有無が大きく影響しています。

総括および今後の展開

- ✓ 個人経営の将来的な法人化や次世代への事業引継ぎを喫緊の課題とする層と、法人化後の経営安定化を模索する層の相談ニーズが高い状況にあります。
- ◇ 潜在的な継承ニーズを早期に掘り起こすため、関係機関（JA・市町村等）と強固に連携したブッシュ型のアウトリーチ活動（情報提供）を継続します。
- ✓ 専門家派遣制度を効果的に活用し、個々の経営実態に即した継続的な伴走型支援をにより、地域農業の課題解決を支援します。

6次産業化サポート事業資料

北海道6次産業化サポート事業の推進について

1 サポートセンターの開設

令和3年度より道から「北海道6次産業化サポート事業」を受託し、付加価値の増加に取り組む道内農業者等に対し、窓口相談や現地指導による支援を行っています。

今年度は、すでに『北海道6次産業化サポートセンター』を4月15日から開設しており、農業者等からの相談・質問等に対し専門家の「企画推進員」が対応しておりますので、お気軽に連絡（電話・メール・FAX等）してください。

【→ 別添1】

2 支援対象候補者の公募

特に、商品の生産と販売を具体化しようとする農業者等に対しては、支援対象候補者の公募を行い、応募者の中から審査を経て「支援対象者」として選定します。

〔 ◎公募期間：5月28日（木）～8月4日（火）午後5時まで 〕

選定された支援対象者の方々には、企画推進員が作成する支援計画のもと、生産・加工技術や流通販売等の専門的知識・技能を有する「地域プランナー」を現地に派遣するなど、計画の実現を支援しています。

なお、支援対象者の方々においては、そうした現地派遣に伴う費用負担はありません。

【→ 別添2】

3 連絡先

北海道6次産業化サポートセンター（北海道農業公社担い手本部内）

事務局： 坂 上 電話（011）522-5671

FAX（011）271-3776

E-mail：rokusapo@adhokkaido.or.jp

ホームページ：<https://www.adhokkaido.or.jp/torikumi/ninaite/soudan/>



北海道の 6次産業化等を 専門家がサポートします!!

開設期間 令和8年4月15日水 から令和9年3月19日金まで
9時から17時まで(土日休日及び年末年始<12/31から1/5>を除く)

◎ 窓口相談

専門家(企画推進員)が常駐しています。
まずは、電話かメールでお気軽にご相談ください。

☎ 011-522-5671

✉ E-mail:rokusapo@adhokkaido.or.jp

◎ 専門家の現地派遣による支援

専門家(地域プランナー)を派遣し、経営改善戦略の策定・
実行を重点支援します。

詳細はHPまたは窓口にお問い合わせください。

<https://www.adhokkaido.or.jp/torikumi/ninaite/soudan/>

● 支援の流れ(※公募の中から対象者を選定して支援します)

- ① 6次産業化等をより一層進めようとする農業者等に対し、支援対象候補者の公募を行います。
- ② 応募のあった支援対象候補者から、学識経験者等を委員とする地域支援検証委員会が支援対象者を選定します。
- ③ 企画推進員が経営改善戦略支援計画を作成し、地域プランナーを派遣して支援対象者の経営改善戦略の策定・実行を支援します。
- ④ 支援対象者は、支援実施年度の翌年度から自ら定めた目標年度までの間毎年、経営改善状況報告書をサポートセンターに提出します。
- ⑤ 経営改善状況報告書の点検評価を行い、必要に応じて経営改善戦略の見直しなど支援対象者に対して提言を行います。



● 企画推進員のご紹介



いづき やすあき
伊槻 康成

農業技術研究、食品開発、新工場建設を前職で経験。6次産業化支援においては、農業者の技術面・経営面の強みを生かしながら、財務的リスクの少ない事業計画づくりを推進する。

- ATG技術経営事務所 代表
- 技術士(農業部門) ● 中小企業診断士 ● 農業普及指導員 ほか

■ 担当エリア(振興局) / 十勝、釧路、胆振、日高



たけやま たしあき
抜山 嘉友

オホーツク財団勤務時代に加工食品の開発を通じて地域振興に携わる。農林水産省の「6次産業化ボランティア・プランナー」としても活躍し、数多くの支援実績を有する。

- 改良普及員(農業) ● 食品衛生責任者 ほか

■ 担当エリア(振興局) / 宗谷、オホーツク、根室



たけはな まみこ
橋 真美子

経営全体の中長期計画作成や売上アップにつながる情報発信支援等、幅広い支援をおこなっている。

特に女性の経営者の様々な悩みに寄り添い、良き相談相手になるよう努めている。

- 中小企業診断士 ● 農業経営アドバイザー
- 水産業経営アドバイザー ほか

■ 担当エリア(振興局) / 後志、渡島、松山



もりひら ましや
森平 真也

美瑛町農協勤務時代に美瑛選果の設立・運営に従事。独立後、食と農の事業者を中心に、マーケティング戦略策定から新商品開発、新規事業開発など、計画策定から実務まで幅広い支援実績を有する。

- 株式会社農業の未来研究所 代表取締役
- 行政書士・中小企業診断士事務所 経営の未来研究所 代表
- 中小企業診断士 ● 行政書士 ほか

■ 担当エリア(振興局) / 空知、石狩、上川、留萌

北海道6次産業化サポート事業支援対象候補者公募要領

公益財団法人北海道農業公社

公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）は、令和8年度北海道6次産業化サポート事業の実施により、生産・加工技術やマーケティング等に精通した地域プランナーを派遣することで、6次産業化等に取り組む農業者等の経営改善を支援するため、次のとおり支援希望者を募集します。

記

1 支援の目的

農業を主体とする6次産業化等に取り組む農業者等の経営全体の付加価値額（経常利益＋人件費＋減価償却費の合計金額をいう。）を増加するための経営や組織運営の改善方策等（以下「経営改善戦略」という。）の作成及び実行を支援します。

2 支援対象候補者の資格要件

本事業による支援の対象者は、6次産業化等に取り組む農業者等であって、次に掲げる全ての要件を満たす者としてします

- (1) 支援実施後自ら定めた期間（支援開始から3～5年まで）の経営改善目標を自ら掲げる者。ただし、募集段階では、定性的な目標でも可能とする。
- (2) 支援実施年度の翌年度以降自ら定めた期間の間毎年、経営状況報告書（別記様式第3－1号）及び経営改善状況調書（別記様式第3－2号）を作成し、北海道6次産業化サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）に提出することあらかじめ同意する者であること。
- (3) 対象者は、法人事業者及び付加価値額を算出することが可能な会計を実施している個人事業者とする。
- (4) 支援に必要な財務諸表等の経営資料の提供が可能であること。

3 支援対象者への支援内容

サポートセンターの企画推進員がコーディネートを行い、様々な分野の専門的な知識、経験を有する6次産業化地域プランナー等が、6次産業化等に取り組む農業者等に対し助言、指導等を行うとともに、以下の必要項目をまとめた経営改善戦略の作成及び実行を支援します。

- (1) 現状の課題整理及び6次産業化等の取組に向けたビジョン策定
- (2) 6次産業化等の取組に係る生産性向上のための改善
- (3) 6次産業化等に係るマーケティング戦略分野の課題
- (4) 人材育成、知的財産管理、食品衛生管理等の各種専門分野の課題
- (5) 経営改善戦略のための自ら定めた期間の年次計画

4 経費負担

農業者等の支援対象者においては、地域プランナー等の派遣に係る経費負担はありません。

5 申請方法

(1) 提出を要する申請書類

以下の申請書類をサポートセンターへ郵送により提出してください。

- ① 北海道6次産業化サポート事業支援申請書（別記様式第1-1号）
- ② 申込者調書（別記様式第1-2号）
- ③ 宣誓書（別記様式第2-1号）
- ④ 承諾書（別記様式第2-2号）
- ⑤ 添付資料

ア 農業経営等を行う法人の場合

(ア) 履歴事項全部証明書

(イ) 直近3期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表。以下同じ。）の写し

イ 農業経営等を行う個人の場合

(ア) 直近3年分の所得税の確定申告書の写し

ウ 農業者等が組織する団体の場合

(ア) 直近の通常総会議案書等

(イ) 履歴事項全部証明書

(ウ) 構成員に課税されている場合には、直近3年分の各構成員の所得税の確定申告書の写し。団体に課税されている場合には、直近3期分の決算報告書の写し

(2) 申請書類の提出に当たっての注意事項

- ① 申請書類は、様式に沿って作成してください。
- ② 申請書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担となります。
- ③ 提出後の申請書類については、決定、不決定に関わらず返却はいたしませんので、了承願います。
- ④ 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

6 募集期間

令和8年5月28日（木）から令和8年8月4日（火）午後5時まで

7 締め切り

第1次 令和8年6月19日（金）

第2次 令和8年7月10日（金）

第3次 令和8年8月4日（火）

8 選定方法

(1) 書類確認等

- ① 期限までに提出された申請書類については、受付機関において記載内容及び必要書類について確認します。
- ② サポートセンターの企画推進員が、提出された書類について詳細な内容を確認するため、申請者に対し面談等による調査を実施します。
- ③ 別紙様式第1-2号については、上記の面談等により、内容を補足します。

(2) 審査

センターが別に定めるところにより設置する地域支援検証委員会（以下「地域委員会」という。）を開催し、支援対象候補者の審査を行い、支援対象者を選定します。

(3) 支援対象予定者数

9者程度 予定者数に達した場合、以後の募集は停止することとしております。

(4) 審査の主な基準

次に掲げる事項について総合的に判断し、支援対象者に決定します。

評価項目	評価事項
ア 事業実施の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 事業構想の遂行に十分な意欲や能力があるか。 ☞ 財務状況等は、事業遂行に当たって問題ないか。 ☞ 事業実施における課題認識、対応、時間軸が明確か。 ☞ 団体又は他の事業者との連携により事業を実施する場合、役割分担は妥当か。
イ 事業構想内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 事業の内容・目的がある程度具体性があるか。 ☞ 経営規模に見合った事業規模となっているか。
ウ 事業の収益性	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 事業構想上、付加価値額の増加が見込めるか。

(5) 審査結果

支援対象候補者の審査後、申請者全員に対して、速やかに決定又は不決定の結果を通知します。

9 申請書類の郵送先、問い合わせ先

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-23

公益財団法人北海道農業公社 担い手本部農業経営相談室 坂上 行

TEL : 011-522-5671 FAX : 011-271-3776

※ 上記の各様式については、この公募要領とともに農業公社ホームページに掲載しております。

https://www.adhokkaido.or.jp/torikumi/ninaite/soudan/6jisangyo_shientaisho.html

北海道農政部技術普及課資料

新規就農施策の全体像

「農業」の発見



農業の魅力発信支援事業

職業としての農業の魅力発信の取組を支援

就農検討



農業人材確保推進事業

新規就農相談・情報発信、就農相談会の開催等を支援

独立自営就農者への支援

資金面の支援

就農準備



就農準備資金

研修期間中、年間最大165万円を交付（最長2年間）

経営開始資金

新たに経営を開始する者に対して年間最大165万円を交付（最長3年間）

就農開始



機械導入等の支援

経営発展支援事業

新規就農者(49歳以下)の機械・施設の導入等を都道府県と連携して支援

〔・国費上限：最大600万円
・補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国1/2、都道府県1/4）〕

経営発展



新規就農者チャレンジ事業
農業構造転換集中対策として、新規就農者(64歳以下)に機械・施設の導入等を支援
〔・国費上限：個人1,500万円、法人3,000万円
・補助率：3/10〕

青年等就農資金

無利子資金により、機械・施設等の取得、営農資金を支援

受入体制支援

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

地域計画の策定により明らかになった受け手のいない農地に新規就農者を誘致するための
・体制整備
・研修農場の整備
・就農前後の方に対するトータルサポート活動
・農地の整備等を一体的に支援

教育支援

農業教育
高度化事業等

農業大学校や農業高校等における農業教育の高度化・充実に必要な
・カリキュラム強化
・研修用機械・設備の導入
・施設の整備
・現場実習や出前授業
・就農コネクターの設置等を支援

スマート農業研修教育環境整備事業

農業構造転換集中対策として、スマート農業技術を実践的に学べる研修農場の整備、農業大学校等の農業教育機関におけるスマート農業機械の導入やICT環境の整備、現役農業者向けのスマート農業のリスティング等を支援



雇用就農の促進
(農業法人等への支援)

雇用就農資金

・正規雇用に向けたトライアル雇用就農の実施のためのマッチング経費等を支援
・就農希望者を新たに正規雇用する農業法人等に対して、年間最大60万円を交付（最長4年間）

雇用体制強化事業

・就労条件改善による従業員の働きやすさを高める取組を支援
・他産地・他産業との連携等による労働力確保の取組を推進

新規就農者育成総合対策のうち 就農準備資金・経営開始資金

令和8年度予算額 10,427百万円（前年度 10,748百万円）の内数
〔令和7年度補正予算額 5,416百万円の内数〕

<対策のポイント>

次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下**の者に対し、**就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金**を交付します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち**49歳以下**のシニアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

就農準備資金

就農に向けて必要な技術等を習得する**研修期間中の研修生に資金を交付**

交付対象者：就農予定時に**49歳以下**の者

交付額：**13.75万円/月（165万円/年）**注1を最長**2年間**

交付主体：・市町村

- ・都道府県域の研修機関（農大等）の場合は都道府県等
- ・全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

<主な交付要件>

1 **独立・自営就農**※1、**雇用就農**又は**親元就農**※2を旨指すこと

※1 就農後**5年以内**に認定新規就農者又は認定農業者になること

※2 就農後**5年以内**に経営を継承すること（法人の場合は共同経営者になること）
ただし、**5年以内**に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること

2 都道府県等が認めた**研修機関等**注2で**概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上**研修を受けること

3 常勤の雇用契約を締結していないこと

4 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

5 研修中の怪我等に備えて**傷害保険**に加入すること

① 適切な研修を行っていない場合等は、交付停止となります。

② 以下の場合は返還となります。

・研修終了後**1年以内**に**49歳以下**で就農しなかった場合

・就農後、交付期間の**1.5倍（最低2年間）**の期間、農業を継続しない場合 等

<事業の流れ>



経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、**新たに経営を開始する者に資金を交付**

交付対象者：独立・自営就農時に**49歳以下**の者

交付額：**13.75万円/月（165万円/年）**注1を最長**3年間**

交付主体：市町村

※市町村は、サポート体制を整備し、サポート計画を策定

<主な交付要件>

1 独立・自営就農する**認定新規就農者**であること

2 経営開始**5年後**までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること

3 経営を継承する場合、**経営発展に向けた取組**を行い、**新規参入者と同等の経営リスク**を負っていると市町村長に認められること

4 **目標地図**に位置付けられ、若しくは位置付けられることが**確実と見込まれること**、又は**農地中間管理機構**から**農地を借り受けていること**

5 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

① 以下の場合は、交付停止となります。

・原則、前年の世帯所得が**600万円**を超えた場合

・適切な経営を行っていない場合 等

② 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還となります。

注1：支払方法（月毎、半年毎等）は交付主体による選択制

注2：就農に関するポータルサイト（農業を始める.jp）に研修計画等を登録していること

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

新規就農者育成総合対策のうち
経営発展支援事業

令和8年度予算額 10,427百万円 (前年度 10,748百万円) の内数
 [令和7年度補正予算額 5,416百万円の内数]

＜対策のポイント＞

新規就農者に対する経営発展のための機械・施設の導入等を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。

＜事業目標＞

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

＜事業の内容＞

就農後の経営発展のために、都道府県が新規就農者の初期投資の取組に
 対して支援する場合、**都道府県支援分の2倍を国が支援**します。
 ※取組計画に応じた事業採択方式

＜通常枠＞

対象者：**49歳以下の認定新規就農者**
 支援内容：**機械・施設等の導入**（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新
 植・改植、機械リース等が対象）
 支援額：**国費上限500万円**（経営開始資金の交付対象者は上限250万円）
 補助率：国の補助上限1/2
 ※都道府県支援分の2倍を国が支援

＜特別枠（地域計画早期実現支援枠）＞

対象者：**49歳以下の認定新規就農者、認定農業者**
 支援内容：① **機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効
 利用や、法人化、専門家活用等の円滑な経営移譲に向け
 た取組**
 ② **機械・施設等の導入**
 支援額：**国費上限600万円**（①と②の合計）
 補助率：① 国の補助上限1/3
 ② 国の補助上限1/2
 ※都道府県支援分の2倍を国が支援

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



主な交付要件：

＜通常枠＞

- 1 独立・自営就農する**認定新規就農者**であること（令和7年度以降が対象）
- 2 経営開始5年目までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること
 ※ 親元就農者の場合は、**継承する農業経営に従事してから5年以内**
継承し、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること
- 3 **目標地図**に位置付けられ、若しくは位置付けられることが**確実と見込まれること**、又は
 農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 4 機械・施設の取得費用等（本人負担分）について、金融機関から融資を受けていること

＜特別枠（地域計画早期実現支援枠）＞

- 1 **将来像が明確化された地域計画**※若しくは**目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画**に位置付けられ、又は位置付けられることが**確実と見込まれること**
 ※地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域
- 2 **令和5年度以降に農業経営を開始した個人・法人**であること
- 3 青色申告を行うこと
- 4 機械・施設の取得費用等（本人負担分）について、金融機関から融資を受けていること
- 5 経営開始資金との併用は不可

[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

地域農業構造転換支援対策のうち 新規就農者チャレンジ事業

【令和8年度予算額 2,920百万円の内数】
【令和7年度補正予算額 12,856百万円の内数】

<対策のポイント>

地域農業の構造転換に向けて、新規就農者が早期に経営発展するために必要な農業用機械・施設の導入等の取組を支援します。

<事業目標> [2030年まで]

○担い手への農地集積率 7割 ○販売金額に占める担い手のシェア 9割

<事業の内容>

早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者に対し、農業用機械・施設の導入等の取組を支援します。

【対象者】

認定新規就農者（独立・自営就農時の年齢が65歳未満）

【対象となる取組】

- 農業用機械・施設の改良又は取得（中古含む）
- 農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去
- 家畜の導入
- 果樹・茶の新植・改植
- 農業用機械のリース導入 など

【支援額】

国費上限：個人1,500万円 法人3,000万円

【補助率】

購入：3/10以内 リース：定額（取得額相当の3/7）

（対象地区）

営農地が属する地域計画が、以下の①若しくは②の要件を満たしている、又は、地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに要件を満たすことが確実である必要があります。

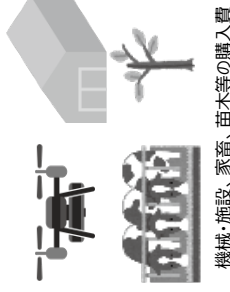
- ① 地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）
- ② 目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加する

<事業の流れ>

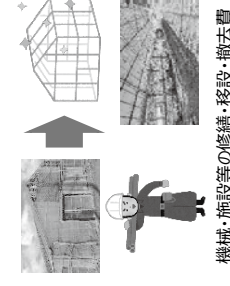


<事業イメージ>

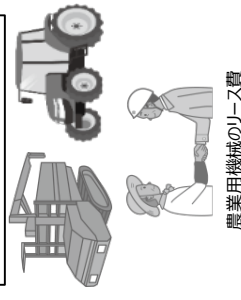
機械・施設等の導入



経営資源の有効利用



農業用機械のリース



<主な要件>

- 青年等就業計画の認定を受けていること
- 地域計画のうち目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込めること
- 導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと
- 経営開始資金との同時受給は不可（資金受給終了後は活用可能）

<成果目標（事業実施年度の翌々年度の目標）>

以下のうち、いずれか1つの成果目標を選択して取り組む必要があります。

- 経営面積の3割以上の拡大
- 付加価値額1割以上の拡大（付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費）
- 労働生産性3%以上の向上（労働生産性 = 付加価値額 ÷ 総労働時間（又は労働人数））

新規就農者育成総合対策のうち

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

令和8年度予算額 10,427百万円（前年度 10,748百万円）の内数

<対策のポイント>

地域計画の策定により明らかになった受け手のない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一体的に支援します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

1. 新規就農者の誘致体制の整備

複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動を支援します。
 (研修農場の整備又は農地整備等関連事業と併せて実施する場合：定額、上限300万円/地区)
 (上記以外の場合：定額、上限200万円/地区)

2. 研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備等を支援します。(1/2以内)

(農地整備等関連事業)

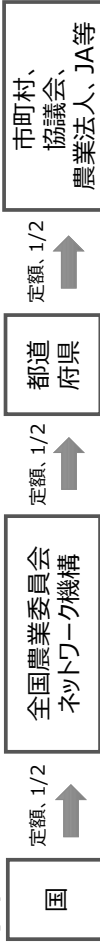
- ・ 遊休農地解消対策事業
 目標地図において受け手が位置付けられていない遊休農地について、農地バンク等による簡易な整備を支援
- ・ 基盤整備事業（農地耕作条件改善事業等）
 畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善への支援等

3. (関連事業)【令和7年度補正予算】

地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業

- スマート農業技術を導入した実践的な研修農場の整備やそのための体制整備を支援
 【補助率：体制整備 定額（上限300万円/地区）、研修農場の整備1/2以内】
- 就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出を支援
 【補助率：定額（補助上限7,000万円/地区）】

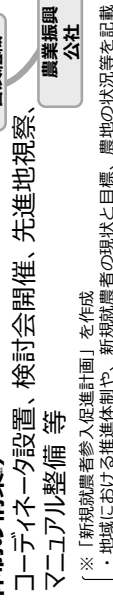
<事業の流れ>



<事業イメージ>

新規就農者の誘致体制の整備

(複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築)
 コーディネータ設置、検討会開催、先進地視察、マニュアル整備等



(誘致の実践)

地域農業のPRコンテンツ作成、現地見学会開催等

(就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施)

- ・ 短期農業研修の実施
- ・ 就農相談員の設置又は地域の先輩農業者への依頼により、就農前後の者に対する農地確保、資金調達、生活面、技術面等についての相談対応・指導等を実施

研修農場の整備

農業用機械・設備の導入、農業用ハウス等の整備

令和7年度補正予算

スマート農業技術を導入した実践的な研修農場の整備や、そのための体制整備を支援。

いずれも実施する場合は優先的に採択

研修農場の用に供する農地又は就農に適した農地の整備

遊休農地解消対策事業 / 基盤整備事業（農地耕作条件改善事業等）

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-6744-2162）

令和7年度 北海道農業次世代人材投資事業等 交付実績

1 準備型

準備型交付対象者の研修先は、北海道立農業大学校が12%、各地域で研修を行っている者が88%で、交付金額は前年度比40%増となっています。交付実績は、上川と十勝管内で全体の39%を占めています。

2 経営開始型

経営開始型の交付金額は前年度比15%減となっています。交付実績は、上川、後志、日高及び胆振管内で全体の52%を占めています。

3 経営発展支援事業

経営発展支援事業の交付金額は前年度比32%増となっています。交付実績は、上川と十勝管内で全体の28%を占めています。

事業内容は作業機械の導入が大半を占めています。ビニールハウスの整備や乳用牛の導入にも活用されています。

(単位:人・千円)

振興局別等	北海道農業次世代人材投資事業				北海道経営発展支援事業	
	準備型等		経営開始型等		交付人数	交付金額
	交付人数	交付金額	交付人数	交付金額		
空知	15	20,625	41	53,225	10	32,973
石狩	12	16,875	38	46,988	13	40,833
後志	9	11,000	63	64,125	15	35,034
胆振	9	12,375	50	61,200	12	30,003
日高	13	20,250	60	62,800	4	13,122
渡島	1	1,500	21	23,613	1	3,750
檜山	2	3,000	8	8,400	5	17,412
上川	22	31,750	85	103,825	14	46,414
留萌	0	0	6	6,900	0	0
宗谷	7	8,750	12	12,750	6	16,125
オホーツク	11	13,625	26	33,080	6	26,905
十勝	26	38,125	46	49,185	10	34,402
釧路	1	1,500	18	21,900	2	4,611
根室	0	0	6	9,750	2	7,500
合計	128	179,375	480	557,740	100	309,084

事務連絡
令和6年8月30日

一般社団法人全国農業会議所農政・経営対策部
地方農政局経営・事業支援部経営支援課
北海道農政部生産振興局技術普及課
内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課
就農準備資金等事業担当者 殿

農林水産省経営局就農・女性課
経営専門官（就農支援グループ）

就農準備資金・経営開始資金における実施要綱に基づく手続きの徹底及び
交付情報等の登録について

日頃より新規就農の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金（農業次世代人材投資事業等を含む。以下同じ。）においては、交付対象者は、定められた期限までに研修状況報告や就農状況報告等の各種報告を行うこととされており、これを行わなかった場合、資金の一部又は全部を返還しなければならないとされているところです。

しかしながら、今般、農業次世代人材投資事業において、研修状況報告や就農状況報告等が実施要綱上定められた期限までに提出されず、全額返還となる事案が確認されました。（実施要綱第6の1（7）に規定する報告は、定められた期限までに提出しない場合、原則全額返還となります。）

つきましては、就農準備資金・経営開始資金の交付主体及び交付対象者において、各種報告の期限までの提出等、実施要綱に基づく手続きを徹底していただくよう、改めて周知いただくとともに、交付主体においては、以下の対応をとっていただくようお願いいたします。

1 交付対象者の手続き状況の把握・管理

交付対象者が必要な手続きを実施しているか、確実に把握・管理するようお願いいたします。なお、この度、交付主体における手続き状況の把握・管理に資するよう、別添「就農準備資金・経営開始資金交付対象者の手続きチェックリスト」を新たに作成しましたので、ご活用ください。

2 データベースへの交付情報等の登録

実施要綱において、交付主体は、交付対象者に係る交付情報等（就農状況報告や離農報告等の各種手続きに係る情報等）を「就農準備資金・経営開始資金交付対象者データベース」に速やかに登録することとしています。当該データベースに登録された交付情報等は、交付対象者の営農状況のフォローアップや資金の交付状況等の確認、事業の検証等を行う上で極めて重要な情報です。交付主体におかれては、必要な情報が登録されているか今一度確認するとともに、交付対象者から報告を受けた情報については速やかに登録するようお願いいたします。

北海道、地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局の担当者の皆様におかれては、本件について、管内都府県及び市町村に対し、ご連絡いただきますようお願いいたします。

【参考】新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け 3経営第3142号 農林水産事務次官依命通知）（別記2）就農準備資金・経営開始資金 抜粋

第5 就農準備資金及び経営開始資金の交付要件等

1 就農準備資金

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付主体は就農準備資金の交付を停止する。

エ 第6の1の(4)の研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合

(4) 次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は就農準備資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると交付主体が認めた場合（イの(ク)に該当する場合は除く。）はこの限りでない。

ア 一部返還

(イ) (3)のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の就農準備資金を返還する。

イ 全額返還

(キ) 就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内（第6の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内）に第6の1の(7)の報告を定められた期間内に行わなかった場合。

第6 交付対象者の手続

1 就農準備資金

(4) 研修状況報告

就農準備資金の交付を受けた者（以下「準備資金交付対象者」という。）は、研修状況報告書（別紙様式第4号）を交付主体に提出する。提出は半年ごととし、半年経過後、1か月以内に行う。

(7) 研修終了後の報告

ア 就農状況報告

準備資金交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（別紙様式第9号）を交付主体に提出する。ただし、・・・（以下、略）

イ 住所等変更報告

準備資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号）を交付主体に提出する。

ウ 就農遅延報告

準備資金交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・

自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、交付主体に就農遅延届（別紙様式第 13 号）を提出する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則 2 年以内とする。

エ 就農報告

準備資金交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後 1 か月以内に就農届（別紙様式第 14 号）を交付主体に提出する。

オ 就農中断報告

準備資金交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後 1 か月以内までに交付主体に就農中断届（別紙様式第 15 号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則 1 年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第 16 号）を提出する。

カ 離農報告

準備資金交付対象者は、交付期間終了後 6 年の間に離農した場合は、離農後 1 か月以内に離農届（別紙様式第 21 号）を交付主体に提出する。

2 経営開始資金

(6) 就農状況報告等

ア 就農状況報告

開始資金交付対象者は、交付期間中、毎年 7 月末及び 1 月末までにその直前の 6 か月の就農状況報告（別紙様式第 9 号）を交付主体に提出する。

また、交付期間終了後 5 年間（ウの手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて 5 年間とする。以下同じ。）、毎年 7 月末及び 1 月末までにその直近 6 か月の作業日誌（別紙様式第 9 - 1 号 - 1）を交付主体に提出する。

イ 住所等変更報告

開始資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後 5 年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後 1 か月以内に住所等変更届（別紙様式第 12 号）を交付主体に提出する。

ウ 就農中断報告

開始資金交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後 1 か月以内までに交付主体に就農中断届（別紙様式第 15 号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則 1 年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第 16 号）を提出する。

エ 離農報告

開始資金交付対象者は、交付期間終了後 5 年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後 1 か月以内に離農届（別紙様式第 21 号）を交付主体に提出する。

第7 交付主体の手続等

1 就農準備資金

(11) 交付情報等の登録

交付主体は、研修計画、交付申請書等の提出があった場合、就農準備資金・経営開始資金交付対象者データベース（以下「データベース」という。）に交付情報等を速やかに登録するものとする。

2 経営開始資金

(10) 交付情報等の登録

交付主体は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があった場合、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

就農準備資金手続きチェックシート（交付期間中）

チェック日： 年 月 日

交付対象者名： _____

交付期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

交付主体名： _____

チェック担当者名： _____

○ 全ての項目の実施状況（「実施」又は「該当なし」）を確認して✓をすること

No.	項目	ポイント	実施	該当なし
1	【共通】 研修状況報告をしている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付対象となる研修期間の半年ごとに実施 ・ 上記の期間経過後、1か月以内に実施 注意：定められた期間内に報告しなかった場合、一部返還に該当します。		—
2	中止届を提出している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金の受給を中止する場合に実施 注意：中止する時点が既に交付された資金の対象期間中である場合、一部返還に該当します。		
3-1	休止届を提出している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合に実施 注意：休止する期間が既に交付された資金の対象期間中である場合、一部返還に該当します。		
3-2	研修再開届を提出している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休止届を提出した者が研修を再開する場合に実施 注意：休止期間は原則1年以内（妊娠・出産の場合は3年以内）		
4	住所等変更報告をしている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、居住地、電話番号等を変更した場合、変更後1か月以内に実施 		

- ・ 平成24年度～令和3年度の準備型及び補正予算での採択者を含む。
- ・ 【共通】の項目は全ての交付対象者が実施すること。それ以外の項目は必要に応じて実施すること。
- ・ 未実施の項目がある場合、交付主体は必要に応じて、交付対象者に**返還免除申請**の意思を確認すること。

就農準備資金手続きチェックシート（交付終了後）

チェック日： 年 月 日

交付対象者名： _____

交付期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

交付主体名： _____

チェック担当者名： _____

○ 全ての項目の実施状況（「実施」又は「該当なし」）を確認して✓をすること

No.	項目	ポイント	実施	該当なし
1	【共通】 就農状況報告をしている	・ 研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までに実施 注意：就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内に報告しなかった場合、全額返還に該当します。		—
2	【共通】 就農報告をしている	・ 研修終了後1年以内、就農後1か月以内に実施（就農遅延報告をした場合は、研修終了後原則2年以内に延長） 注意：研修終了後1年以内に就農していないことが確認された場合、全額返還に該当します。		—
3	継続研修届を提出している	・ 継続研修開始後1か月以内に実施 ・ 継続研修を行う場合は交付期間終了後、原則1か月以内に開始すること ・ 事前に継続研修計画を作成し、交付主体に申請すること		
4	就農遅延報告をしている	・ やむを得ない理由により研修終了後1年以内に就農が困難な場合、速やかに実施		
5-1	就農中断報告をしている	・ やむを得ない理由により就農を中断する場合、中断後1か月以内に実施		
5-2	就農再開届を提出している	・ 就農中断報告をした者が就農を再開する場合に実施 ・ 就農中断期間は原則1年以内		
6	住所等変更報告をしている	・ 交付期間終了後6年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合、変更後1か月以内に実施		
7	離農報告をしている	・ 交付期間終了後6年間に離農した場合、離農後1か月以内		
その他の主な項目				
8	親元就農の確約内容を実施している（親元就農した者）	・ 就農後5年以内に実施 ・ 項目No.1の就農状況報告で報告 注意：未実施の場合、全額返還に該当します。		
9	農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けている（独立・自営就農した者）	・ 就農後5年以内に実施 ・ 項目No.1の就農状況報告で報告 注意：未実施の場合、全額返還に該当します。		
10	農地の所有権移転が完了している（平成30年度以前の採択者）	・ 研修終了後に親族から貸借した農地が主で独立・自営就農した者のみ実施 ・ 就農後5年以内に実施 ・ 項目No.1の就農状況報告で報告 注意：未実施の場合は全額返還に該当します。 親元就農した者が親元の経営を継承する場合も、農地の所有権移転が必要です。		

- ・ 平成24年度～令和3年度及び補正予算での準備型の採択者を含む。
- ・ 【共通】の項目は全ての交付対象者が実施すること。それ以外の項目は必要に応じて実施すること。
- ・ 未実施の項目がある場合、交付主体は必要に応じて、交付対象者に**返還免除申請**の意思を確認すること。

※1 項目No.1については、平成28年度以前の採択者は、研修終了後に親元就農する場合又は親族から貸借した農地が主で独立・自営就農する場合を除き、研修終了後5年間実施すること。

経営開始資金手続き等チェックシート（交付期間中）

チェック日： 年 月 日

交付対象者名：

交付期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

交付主体名：

チェック担当者名：

○ 全ての項目の実施状況（「実施」又は「該当なし」）を確認して✓をすること

No.	項目	ポイント	実施	該当なし
1	【共通】 就農状況報告をしている	・ 毎年7月末及び1月末までに実施 注意：定められた期間内に報告しなかった場合、一部返還に該当します。		—
2	中止届を提出している	・ 資金の受給を中止する場合に実施 注意：中止する時点が既に交付された資金の対象期間中である場合、一部返還に該当します。		
3-1	休止届を提出している	・ 病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合に実施 注意：休止する期間が既に交付された資金の対象期間中である場合、一部返還に該当します。		
3-2	経営再開届を提出している	・ 休止届を提出した者が就農を再開する場合に実施 ・ 休止期間は原則1年以内（妊娠・出産の場合は3年以内）		
4	住所等変更報告をしている	・ 氏名、居住地、電話番号等を変更した場合、変更後1か月以内に実施		
その他の主な項目				
5	農地の所有権移転が完了している (平成30年度以前の採択者)	・ <u>親族から貸借した農地が主で独立・自営就農した者のみ</u> 実施 ・ 交付期間中に実施 注意：未実施の場合、全額返還に該当します。		

- ・ 平成24年度～令和3年度の経営開始型の採択者を含む。
- ・ 【共通】の項目は全ての交付対象者が実施すること。それ以外の項目は必要に応じて実施すること。
- ・ 未実施の項目がある場合、交付主体は必要に応じて、交付対象者に**返還免除申請**の意思を確認すること。

経営開始資金手続きチェックシート（交付終了後）

チェック日： 年 月 日

交付対象者名：

交付期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

交付主体名：

チェック担当者名：

○ 全ての項目の実施状況（「実施」又は「該当なし」）を確認して✓をすること

No.	項目	ポイント	実施	該当なし
1	【共通】 就農状況報告をしている	・ 毎年7月末及び1月末までに実施 注意：交付期間と同期間、同程度の営農継続が確認できない場合、一部返還に該当します。		—
2-1	就農中断報告をしている	・ やむを得ない理由により就農を中断する場合、中断後1か月以内に実施		
2-2	就農再開届を提出している	・ 就農中断報告をした者が就農を再開する場合に実施 ・ 就農中断期間は原則1年以内		
3	住所等変更報告をしている	・ 交付期間終了後5年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合、変更後1か月以内に実施		
4	離農報告をしている	・ 交付期間終了後5年間に離農した場合、離農後1か月以内		

- ・ 平成24年度～令和3年度の経営開始型の採択者を含む。
- ・ 【共通】の項目は全ての交付対象者が実施すること。それ以外の項目は必要に応じて実施すること。
- ・ 未実施の項目がある場合、交付主体は必要に応じて、交付対象者に**返還免除申請**の意思を確認すること。

※1 項目No.1については、平成28年度以前の採択者は、交付期間終了後3年間実施すること。

令和8年度 新規就農、雇用就農イベント情報

北海道では、農業の未来を担う人材の確保・育成を目的として、新規就農及び雇用就農に関するイベントを開催します。自治体及び農業法人の皆様には出展をご検討いただき、イベントへの参加周知にもご協力をお願いします。

■ 独立自営・就農を目指す方へ 北海道新規就農フェア

独立・自営就農希望者向けの就農相談イベントです。全道の自治体などがブース出展し、担当者や先輩就農者と面談して、直接質問することが出来ます。なお、フェアでは、先輩新規就農者をお招きし農業を始めたいきっかけなどが聞けるトークセッションも予定しています。

[日時]
11月下旬
[場所]
札幌市内
[出展申込]
詳細が決まり次第お知らせ
します。



先輩就農者トークセッション

※自治体メインですが農業法人等のブースも一部ご利用しています。

■ 農業に就職したい方へ 農業法人等就職・転職フェア

農業法人等への就職・転職希望者を対象とした就職相談イベントです。一般企業出展イベントと合同開催し、今までアプローチ出来ていなかった求職者と農業法人等とのマッチングの創出に取組むフェアです。

[日時]
12月上旬
[場所]
札幌市内
[出展申込]
詳細が決まり次第お知らせ
します。



個別相談会

雇用
就農

■ 農業法人でじっくり働きたい方へ 北海道雇用就農フェア

農業法人等への就職希望者向けの就職相談イベントです。出展ブースでは、働きやすい環境づくりに取り組んでいる農業法人等を予定しています。会場では個別相談（オンライン含む）のほか、出展農業法人等の経営者から農場の魅力を聞ける農場PR発表会、移住に関するセミナーを予定しています。

[日時]
11月上旬
[場所]
札幌市内
[出展申込]
詳細が決まり次第お知らせ
します。



農場PR発表会

雇用
就農

■ 農業のリアルを知りたい方へ 農業インターナシッ

農業法人等への就職希望者向けに、短期就業体験イベントを実施します。現地でしか知ることが出来ない貴重な農作業体験や、体験先の従業員との交流会などを予定しています。

[受入期間]
6月1日～翌年1月末
[体験期間]
2泊3日程度
[受入先事業者申込]
右記のQRコードから
お申込みください
[問い合わせ先]
北海道雇用就農サポート事務局



【ご注意】 各出展ブースには限りがございます。定員を超えた際は抽選となります。

雇用
就農

北海道立農業大学校資料

道立農業大学校を活用した 地域農業の担い手の育成・確保

令和8年6月 道立農業大学校

- ・ 企業・自治体推薦(新設)や各種研修など、農大を活用して地域農業の担い手を育成しませんか？
- ・ オープンキャンパスのほか、視察・見学は随時受入していますので、お気軽にお問い合わせください。

1 農業大学の実践教育

広大なキャンパスで、自ら課題設定した実習に取り組み、農業経営者としての力を養成します！

課程	学科	部門・専攻	定員	修業年数	受験資格
養成課程	畜産経営学科	乳牛・肉牛	60名 (各学科 概ね30名)	2年	高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校卒業者(見込みを含む)
	畑作園芸経営学科	畑作・野菜			
	稲作経営学科	稲作	10名	2年	
研究課程	農業経営研究科	畜産専攻 畑園専攻	10名	2年	農大養成課程、短期大学等卒業者(見込みを含む)

畜産経営学科

乳牛や肉牛、飼料作物管理について学びます。農場では約80頭の乳牛・肉牛を飼育し、家畜の飼養管理、衛生管理、繁殖技術、飼料作物の栽培や経営管理を学びます。

畑作園芸経営学科

作物栽培技術、機械操作、生産管理について生産から販売までを体系立てて学びます。1年生は作物栽培を総括的に、2年生は自ら立案したプロジェクトに応じて農場運営を行います。

稲作経営学科

令和8年4月開設

令和8年度新設。水稲に加え、畑作物・園芸作物を含めた複合的な水田農業経営を学びます。来年度から校内で水稲の学習を開始するため、現在水田の整備を進めています。

農業経営研究科

農業経営者としての手腕を高める専攻ゼミ制により、研究テーマに応じて先進農家や研究機関などでスキルを高めます。

2 学生の状況等

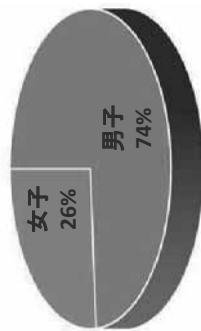
普通科高校や工業高校などの出身者も多数在籍。農業の知識がなくとも大丈夫！

【2025年度の状況】

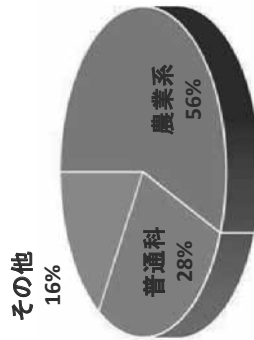
	畜産経営学科	畑作園芸経営学科	稲作経営専攻コース※	農業経営研究科	合計
1学年	19	26	5	4	54
2学年	22	18	10	3	53
合計	41	44	15	7	107
女子	18	6	2	2	28

※稲作経営専攻コースは今年度入校生から稲作経営学科に移行

男女比



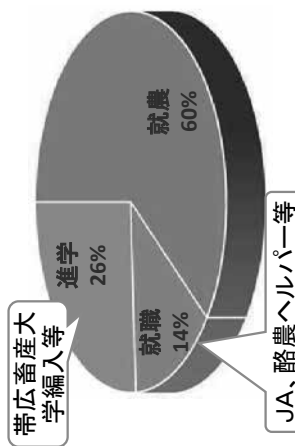
出身高校



出身地



卒業生の進路

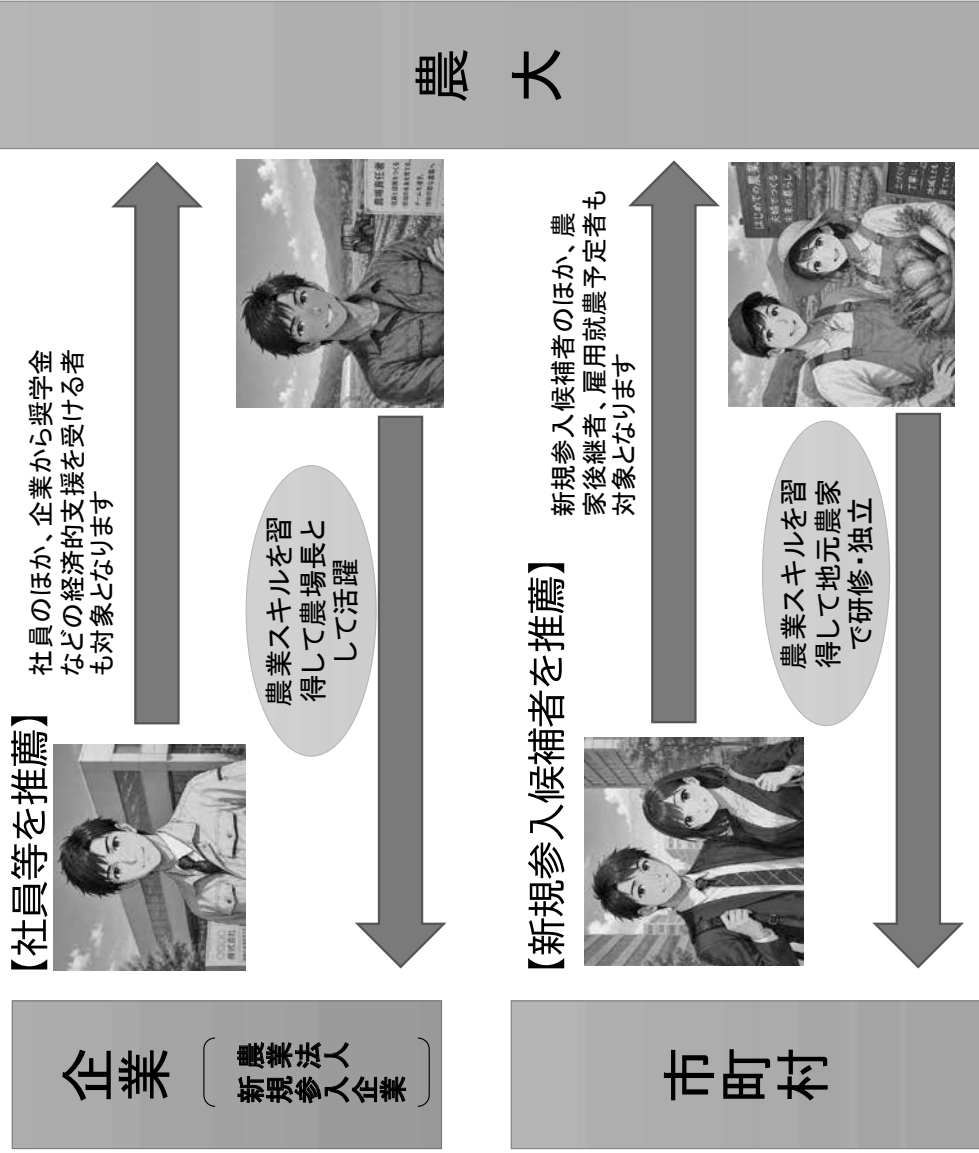


＜資格取得＞ 講習費用の追加徴収はありません！
 ・家畜人工授精師(牛) ・2級認定牛削蹄師
 ・ガス溶接/アーク溶接 ・フオークリフト
 ・車両系建設機械(整地等) ・玉掛け 等

＜年間費用(想定)＞
 1年次:116万円、2年次:140万円
 (授業料、寮光熱費、教材費、資格取得費用、食費等込)
 → 就農準備資金(年165万円)を活用している学生多数(要件あり)

3 企業・自治体推薦入学(新設)

- ・ 企業や自治体が受験者を推薦する制度を創設。農業法人の社員や新規参入候補者等が本校で農業のスキルを習得し、地域農業を支える人材として活躍することを目的としています。
- ・ 推薦を受けた方の入学試験は、書類選考と面接のみです。



<農大での学び>

- ・ 農業の基本知識(土壌・肥料・病害虫)
- ・ トラクタの構造・基本操作
- ・ 農作業安全
- ・ 農業簿記から経営分析、経営設計
- ・ 課題解決能力(プロジェクト学習)
- ・ 浴接、フオークリフト運転等資格取得
- ・ 農業を志す仲間づくり

※既婚者の寮生活については個別に相談に応じます

地域農業を支える人材として育成

詳しくは、「北海道 農大 受験生の皆さんへ」で検索

4 一般研修

新規就農者・若手農業者の経営スキルの習得を支援！

宿泊施設完備

令和8年4月1日現在

研修名	期間	研修対象者	研修の特徴	経費(研修当日から研修宿泊施設を利用する場合)
新規参入者研修	4日間・年2回 (10/13-16、1/12-15)	「農業に従事しようとする者」	就農に向けての経営計画及び経営戦略について習得	7,710円
	スクーリング年2回(2日間) ＋通信講座 【R8受付終了】	「農業者」又は農業研修中の「農業に従事しようとする者」	通信講座は場所・時間が自由スクーリングでは基礎から実務処理を演習	4,450円
農業経営 育成 研修	栽培経営 基礎コース	農業に従事して概ね3年未満の「農業者」	農業者として必要な基礎的農業知識・技術及び経営管理能力を習得	13,790円
	農業経営 分析コース	農業に従事して概ね3年以上で、自家の経営内容を把握している「農業者」	自家等の経営実態を把握・分析し、経営計画(5か年)を策定しながら、農業経営に関する知識や技術を習得	14,980円
	農業経営 実践コース	就農後5～10年前後の農業者並びに法人経営の中核的な従業員等	経営理念の醸成と経営理念を実現するためのビジネス戦略の作成及び財務分析・キャッシュフロー分析方法を習得	受講無料 (札幌市内での開催につき宿泊料等は各自負担)

「他の参加者との情報交換が有意義」との声多数

「課題設定が理解できた」

「税申告について詳しく知ることが出来た」
「他地域の参加者と議論でき有意義」

詳しくは、「北海道 農大 研修」で検索

5 農業機械研修

一人一人の理解度に応じ丁寧に指導します

宿泊施設完備

令和8年4月1日現在

研修名	期間	研修対象者	研修の特徴	経費(研修当日から研修宿泊施設を利用する場合)
農業機械研修	トラクタ基本操作 3日間・年3回【R8受付終了】	農業機械の作業の経験がおおむね1年未満の「農業者」「農業に従事しようとする者」又は「指導機関・団体等職員」	農作業安全やトラクタの構造に関する基礎知識、トラクタの基本的な操作方法	5,750円
	スキルアップ 3日間・年2回【R8受付終了】	農業機械作業の経験がおおむね1年以上ある「農業者」,「農業に従事しようとする者」又は「指導機関・団体等職員」	農作業安全管理やスマート農業に関する知識、作業機の着脱・耕起作業の実践	5,750円
	プランニング 3日間・年2回【R8受付終了】	農業機械の作業体系及び利用状況を把握している「農業者」,「農業に従事しようとする者」又は「指導機関・団体等職員」	土地利用型農業における、農業機械化体系の改善及び機械導入計画の作成	4,950円
技能講習	車両系建設機械運転技能講習(整地等) 3日間・年2回【R8受付終了】	大型特殊自動車免許(農耕車、カタピラ等)の限定のないものに限る「農業者」,「農業に従事しようとする者」又は「指導機関・団体等職員」	各種技能講習修了証(作業免許)の取得	10,920円
	フォークリフト運転技能講習 2日間・年2回			8,130円
	玉掛け技能講習 3日間・年2回	「農業者」,「農業に従事しようとする者」又は「指導機関・団体等職員」		10,900円
	小型移動式クレーン運転技能講習 3日間・年1回【締切間近7/31】	「玉掛け技能講習」の資格を有する「農業者」,「農業に従事しようとする者」又は「指導機関・団体等職員」		10,900円
	ガス溶接技能講習 2日間・年4回	「農業者」,「農業に従事しようとする者」又は「指導機関・団体等職員」		7,050円
アーク溶接特別教育 3日間・年4回			10,160円	

「親には今更聞けないことも理解できた」との声も

農業機械研修

詳しくは、「北海道 農大 研修」で検索

6 お知らせ

(1)オープンキャンパス等の開催

北海道立農業大学校

オープンキャンパス

第1回 6/20 (土)
 第2回 7/24 (金)
 第3回 8/1 (土)

北海道立農業大学校は北海道で農業を志す人のための学校です。



申込はこちら!!!

- ・学校説明会
- ・農大生トークセッション
- ・体験授業
- ・施設見学
- ・個別相談
- ・帯広駅前から本校までの無料送迎バス運行 (要申込)
- ・家族や同行者も昼食の試食が無料

※視察・見学は上記に限らず対応します。お気軽にお問い合わせください。

(2)2026年度入校試験の日程

課程	学科	定員	修業年数	推薦入校試験		一般入校試験	
				願書受付	試験日	願書受付	試験日
養成課程	畜産経営学科	60名 (各学科 概ね30名)	2年	9/7(月)~ 9/18(金)	東京会場 10/5(月) 名古屋会場 10/6(火) 大阪会場 10/7(水) 本校・札幌 10/8(木)	< I 期 > 9/7(月)~ 9/18(金)	< I 期 > 10/27(火) 本校
	知作園芸経営学科			< II 期 > 1/20(水)~ 1/28(木)	< II 期 > 2/10(水) 本校		
	稲作経営学科			-	-		
研究課程	農業経営研究科	10名	2年	-	-	-	-

(3) 農業大学校の情報発信

農大の情報を発信しています!!



HP



Instagram



Facebook

見学・入校等のお問い合わせ

○ 教務部教務課教務係
0156-24-2122

農業研究本部 花・野菜技術センター資料

研修の目的 花・野菜技術センター

全国各地の消費者に届けられる道産の花きや野菜は、本道農業の戦略的目として一層の発展が期待されています。
花・野菜技術センターでは、本道の気候や土壌にあった「品種」や「生産技術」の開発を行うとともに、「開かれた農業試験場」として、成果の迅速な普及定着や生産を担う人材の育成を目的に「北海道花き・野菜技術研修」を行っています。

総合技術研修 花き・野菜の栽培技術をじっくり学びたい方を支援します。

特長

- ◆ 専用のほ場・温室を使って、栽培から収穫まで実践的に学べます。
- ◆ 6か月間のカリキュラムで、講義・実習・演習・視察研修により段階的に基礎理論から実践技術まで習得できます。
- ◆ 経験豊富な当センター研究員をはじめ、第一線で活躍中の技術指導者が講師を担当。基礎から最新の技術まで幅広く学べます。少人数制なので、きめ細かく丁寧な指導が受けられます。

受講コース

◆ 花きコース ◆ 野菜コース

研修期間

2026年4月～2026年10月

※希望品目の試験栽培が可能です
※経費・資格は不要です
※ご相談に応じて研修期間の変更も可能です

募集人数

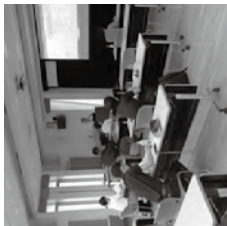
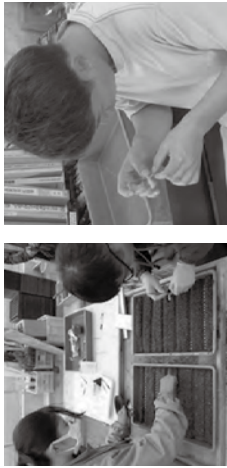
両コース合わせて10名

研修の主な内容

- 講義** 主要作物の栽培技術、土壌肥料、病害虫防除、花き・野菜の鮮度保持、経営管理、営農に必要な各種制度など
- 実習** ほ場・ハウス等の作物栽培、パイプハウス組立など
- 演習** 主要作物の栽培技術、土壌分析調査、病害虫診断、雑草防除など
- 視察研修** 卸売市場、花き・野菜集出荷施設、特徴的な取組を行う農業者など

こんな方にお勧めです!

- ◆ 花き・野菜生産を目指す農業後継者（Uターン、新規卒業者）
- ◆ 新規就農（予定）者（認定就農者の手続中の方や農家研修前の方を含む）



項目	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	備考
開講式		○							
講義	各品目、土壌肥料、病害虫、資材、経費等の基礎		●	●	●	●	●	●	基本的に開講前に実施しますが、内容等に応じて遅期に実施します。
	播種・育苗		●	●	●	●	●	●	品目により苗作り後移植するもの、畑に直接播種するもの等様々です。
実習・演習	定植作業		●	●	●	●	●	●	品目によっては移植機も使用します。
	栽培管理		●	●	●	●	●	●	自分たちで進行管理しながら進みます。
視察研修	収穫・調査		●	●	●	●	●	●	各品目に応じ適期収穫、調査を実施。
	その他演習		●	●	●	●	●	●	土壌分析、パイプハウス組立等。
自主研修	報告書作成		●	●	●	●	●	●	調査結果をまとめ、報告書を作成します。
	卸売市場、集出荷施設、生産農家等		●	●	●	●	●	●	2～3回程度を予定しています。
修了式	計画立案、収穫調査		●	●	●	●	●	●	収穫調査から研修、収量調査まで自主的に行います。
	報告書作成、集出荷施設、報告会実施		●	●	●	●	●	●	報告書作成と合わせ、まとめの発表を報告会にて発表します。

※研修生自らが選定した作物を栽培し課題研究を行います

専門技術研修 花き・野菜生産のスペシャリストづくりを支援します。

花き・野菜生産に関する高度な専門技術を有する生産者や指導者の養成を目的に、研究員などによる濃密な個別指導を通じて、課題解決や各種技術習得を図ります。

特長

- ◆ 1年以内の期間で、学びたい項目や指導体制を考慮し、開始時期や期間を決定します。

こんな方にお勧めです!

- ◆ 既に営農されており、今後、新たな品目・品種の導入を検討されている生産者
- ◆ 地域農業技術センターや農協等で技術指導をされている方
- ◆ 大学や専門学校等で農業を専攻された農業後継者

北海道農業協同組合中央会資料

令和8年度北農5連JA営農サポート協議会 「第3者継承支援事業」について



JA北海道中央会 JA支援部

1. これまでの経過

- ✓ 道内では、担い手が経営規模拡大することにより経営中止者の農地を引き受けてきた。しかしながら、後継者が確保できていない農業者が多く、今後、規模拡大が限界に達した場合、地域によっては農地を確保できなくなる懸念がある。
- ✓ 将来に向けて地域の農地を維持・確保していくためには、土地利用型農業の担い手確保対策が重要となっているが、土地利用型農業においては、新規参入時の投資額が課題となっている。

土地利用農業をめぐる情勢と課題

- ▣ 経営中止者の農地は周辺農業者の規模拡大で確保してきたが限界が近い
- ▣ 後継者不足により今後農地の維持・確保が困難となる地域がある
- ▣ 農地以外の資源保全・地域農業維持のため新規参入も必要



新規参入の課題

- ▣ 十分な所得確保にはまとまった農地取得が必須
- ▣ 離農跡地の一括購入は経済負担が大きくリスクも高い
- ▣ 資金調達も容易ではない

1. これまでの経過

- ✓ JAグループ北海道では、第31回JA北海道大会において、担い手育成・確保・定着体制の強化を図ることを決定した。
- ✓ 酪農畜産分野では、JA畜産経営継承支援事業により、全国的に継承を支援している。北海道では令和7年までに延べ255件の継承を実現したものの、土地利用型農業の支援は十分な規模となっていない状況にある。
- ✓ このことから、北農5連JA営農サポート協議会では、初期投資の大きい土地利用型農業・酪農を対象に、第三者継承の環境整備へ取り組むJAを支援し、取り組み事例の横展開を図ることを目的に令和7年度より新規に「第三者継承支援事業」の立ち上げを行った。



JAグループ北海道の対応方向

- ▮ 全国段階の「JA畜産継承支援事業」を参考にする新規参入支援を強化
- ▮ 土地利用型農業・酪農の第三者継承の環境整備に取り組むJAを支援
- ▮ 事例の横展開により農地確保と適正利用を促進

2. 第3者継承支援事業(令和8年度事業の概要①)

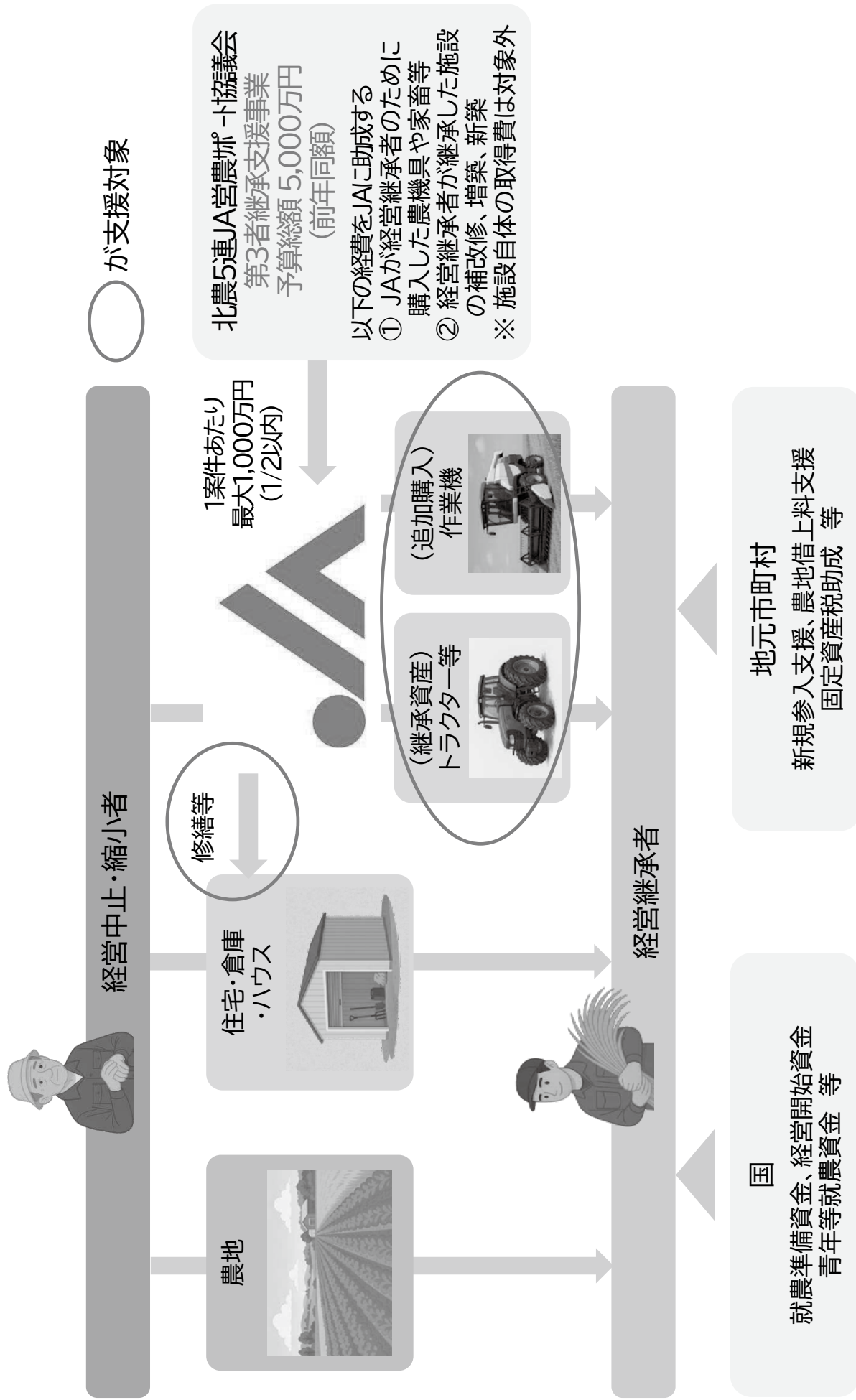
✓ 令和8年度においても、引き続き第3者継承支援事業をJAグループ北海道独自の支援策として継続する。

項目	概要
事業名	第3者継承支援事業
事業目的	初期投資の大きい土地利用型農業、および酪農業において、経営継承する新規参入者が円滑に継承することのできる環境整備へ取り組むJAを支援する。 支援を通じて取り組み事例の横展開を図り、「農地の確保と適正利用の強化による農業生産の展開」を目指す。
事業規模	5,000万円(予算上限)
実施主体	以下の要件を満たすJA ①経営継承者が円滑に継承することのできる環境整備へ取り組むこと ②推進指導体制があること ③自治体と連携し、地元独自の支援を本事業と同等程度の支援に向け努めること
事業内容	経営継承者の初期投資負担の軽減等に向けた ① 機械・器具の購入および修繕、借り上げに要する経費の一部助成 ② 経営中止・縮小者から買入れまたは借り入れた施設の補改修・増築・新築の経費の一部助成 ③ 経営継承者に貸付および譲渡する搾乳目的の乳用雌牛の購入価格等の一部助成 (補助率:2分の1以内、1案件あたり上限1,000万円)

2. 第3者継承支援事業(令和8年度事業の概要②)

項目	概要
<p>経営中止者の要件</p>	<p>(耕種) JAの組合員で、原則として、経営を中止若しくは縮小し、土地、施設や機械等を売却処分する等の経営移譲を行った経営</p> <p>(畜種) JAの組合員で、原則として、経営の中止に伴い、全ての家畜や土地、畜舎・施設、機械等を売却処分する等の精算処理を行った経営をいう。</p>
<p>経営継承者の要件</p>	<p>① JAの組合員である個人 ② 経営中止者と第3者(4親等以上)の関係にあること ③ 耕種において経営規模が畑作(20ha以上)、稲作、露地野菜(10ha以上)であること また、酪農経営も対象とする(耕種を優先)</p>
<p>備考</p>	<p>酪農の第3者継承については、「JA畜産経営継承支援事業」へ申請することとする。なお、耕種を優先採択した上で予算残が発生した場合には、JA畜産経営継承支援事業へ申請した案件のうち、本年度採択できなかったものなどへの活用を行う</p>

2. 第3者継承支援事業(支援のイメージ)



2. 第3者継承支援事業(助成計算期間)

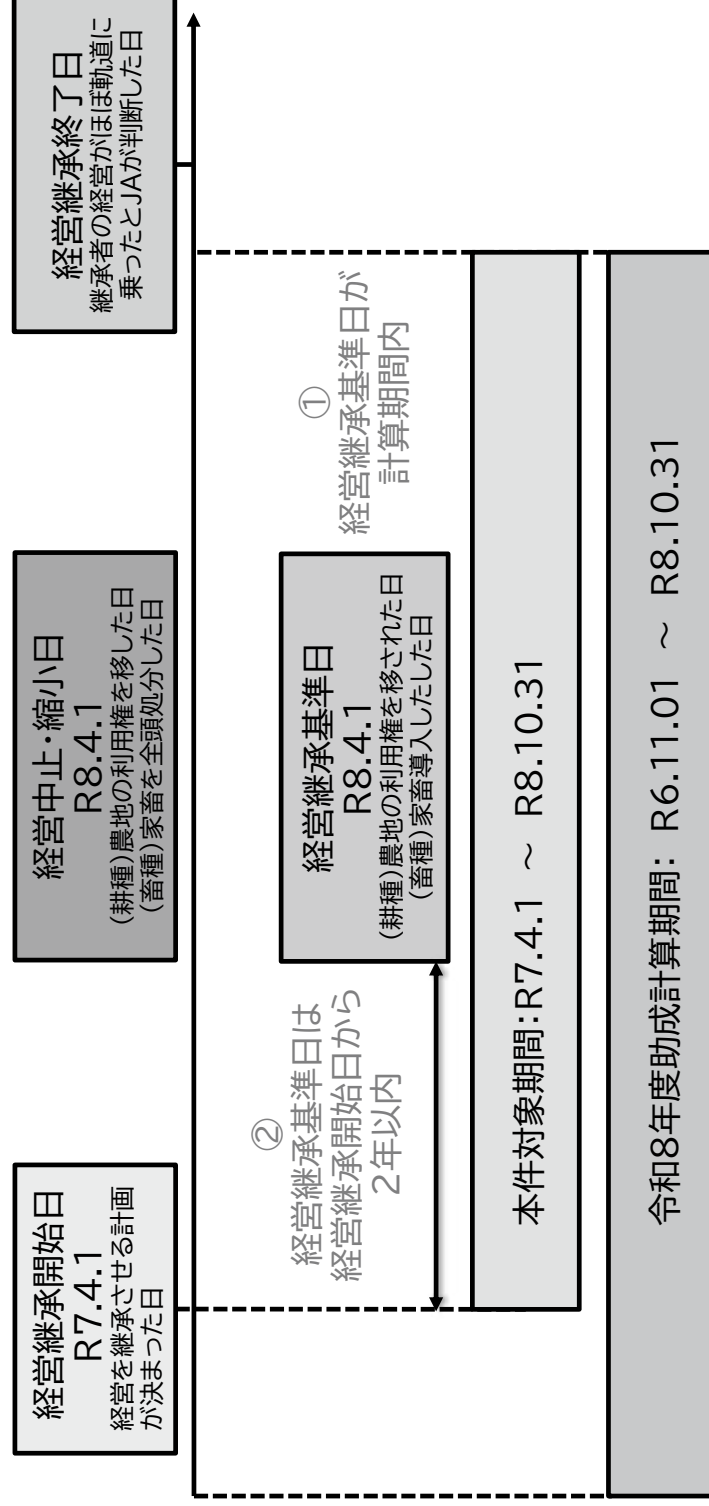
✓ 助成計算期間は、事業年度を含む2年間とし、この期間内の経営継承に関わる対象経費を助成対象とする。その中で、以下の要件を満たす場合、事業の対象となる、

■ 助成計算期間 事業年度を含む2年間(令和6年11月～令和8年10月)

■ 事業対象となる要件

- (1) 助成計算期間内に経営継承が完了していること、すなわち経営継承基準日が助成計算期間内であること。
- (2) また経営継承基準日は経営継承開始日から原則として2年以内であること

【令和8年度 第3者継承支援事業における継承スケジュール例】



一般社団法人北海道農業会議資料

令和8年度版

農林水産省補助事業

雇用就農資金

全国で

約**4,000**の
経営体が活用!!

全国農業会議所は、50歳未満の就農希望者を新たに雇用する農業法人等(個人・コントラクター等の農業支援サービス事業者を含む)に対して資金を助成する「雇用就農資金」を実施します。

農業者の
みなさまへ

雇用就農資金
「雇用就農者育成・独立支援タイプ」のご案内

● 助成内容

農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を助成します。

- ※1 新規雇用就農者が多様な人材(障がい者等)の場合は年間15万円が加算されます
- ※2 事業実施期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません
- ※3 事業実施期間中に要件を満たさなくなった場合には、速やかに中止届を提出してください
- ※4 雇用就農者育成・独立支援タイプは、1経営体当たり新規採択人数は年間5人までかつ3人目以降の助成額は年間20万円(多様な人材の場合、年間15万円の加算)

助成
金額

240万円※
(年間60万円×4年間)

助成
期間

4年間

● 募集期間等

募集回	募集期間	支援対象となる 新規雇用就農者の採用日(勤務開始日)	助成対象期間
第1回	2026年3月4日～4月7日	2025年6月1日～2026年2月1日	2026年6月1日～2030年5月31日
第2回	2026年6月18日～7月22日	2025年10月1日～2026年6月1日	2026年10月1日～2030年9月30日
第3回	2026年10月22日～11月25日	2026年2月1日～2026年10月1日	2027年2月1日～2031年1月31日

※募集期間は応募の状況により変更することがありますことをご了承ください。

事業実施にあたっての主な要件

必ず募集要領で
詳細をご確認ください！

農業法人等の要件

- 1 おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業支援サービス事業者等）であること。
- 2 十分な指導を行うことのできる指導者（当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。
- 3 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
- 4 働きやすい職場環境整備に係る項目（年間総労働時間 2,445 時間以内と規定・休憩所の整備等）の 2 つ以上に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- 5 雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。
- 6 原則 1 週間の所定労働時間が年間平均 35 時間以上であること（新規雇用就農者が障がい者の場合は 20 時間以上で可）。
- 7 過去 5 年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が 2 名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が 2 分の 1 以上であること。
- 8 原則地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること。

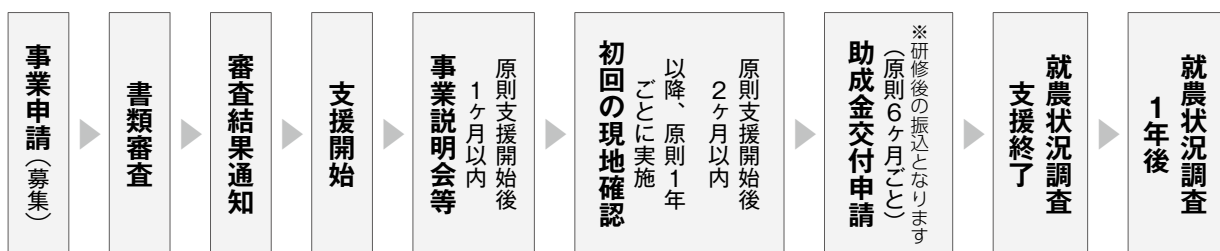
35 時間未満でも、
フルタイム勤務の場合等は
ご相談ください

新規雇用就農者の要件

- 1 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する 50 歳未満（採用時点）の者であること。
- 2 支援開始時点で、採用（勤務開始）されてから 4 ヶ月以上 12 ヶ月未満であること。
- 3 過去の農業就業期間が 5 年以内であること。
- 4 原則として農業法人等の代表者の 3 親等以内の親族でないこと。
- 5 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと。（但し、道府県農業大学校等は除く）



● 応募～採択後の流れ



違う支援タイプもあります

■ 新法人設立支援タイプ

助成内容

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を助成

助成額・期間

1～2年目 年間 120 万円 3～4年目 年間 60 万円
(多様な人材の場合は、年間 15 万円が加算されます)

募集期間

「雇用就農者育成・独立支援タイプ」と同じ

■ 次世代経営者育成タイプ

助成内容

農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するため、先進的な農業法人や異業種の法人に派遣して研修を行う際の派遣研修経費及び代替職員の人件費を助成

助成額・期間

月額最大 10 万円
最短 3 ヶ月～最長 2 年間

募集期間

2027 年 1 月 29 日まで随時募集



応募方法 (雇用就農者育成・独立支援タイプの場合)

応募は、以下 HP からの申請となります。

雇用就農資金の
ホームページ

URL

[https://www.be-farmer.jp/farmer/
employment_fund/original/](https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/) ▶



要件の詳細や応募に必要な申請内容については、雇用就農資金のホームページにある「▶募集要領・チェックリスト・事業申請書」をご確認ください。

なお、募集要領に掲載している申請様式にあらかじめご記入のうえ、応募フォームへ入力いただくと、スムーズに応募申請を行うことができます。

申請方法

雇用就農資金のホームページの応募申請フォームから申請してください。

雇用就農者育成・独立支援タイプ

■申請手順

募集要領を確認し、以下のフォームをクリックして、申請してください。
(令和8年4月7日締切)
※応募フォームの活用が難しい場合は、募集要領内にある事業申請書に手書きでご記入の上、農業会議等に郵送もしくはメールで提出してください。

▶ 募集要領・チェックリスト・事業申請書

応募申請フォームはこちら

雇用就農資金 応募申請フォーム

提出書類

1 必ず提出が必要な書類

- 事業申請書
- 新規雇用就農者の履歴書

2 該当する場合に提出が必要な書類

- 研修指導者の履歴書
- 耕作証明書等の写し
- 就業規則の写し
- 「みどりチェック」チェックシート等

まずはお住まいの地域の窓口へご相談を

一般社団法人全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル (TEL :03-6265-6891)

書類の申請については、所在地の都道府県農業会議等へお願いいたします

2026年3月現在

農業会議等	〒	住所	電話番号	メールアドレス
北海道	060-0005	札幌市中央区北5条西6-1-23 北海道通信ビル5階	011-281-6761(直)	koyo@hca.or.jp
青森県	030-0802	青森市本町2-6-19 青森県土地改良会館4階	017-774-8580(直)	a02kaigi003@beach.ocn.ne.jp
岩手県	020-0884	盛岡市神明町7-5 パルソビル4階	019-626-8545(直)	info@iwate-ca.or.jp
宮城県	981-0914	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎9階	022-275-9164(直)	04agri-miyagi@nca.or.jp
秋田県	010-0951	秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内	018-823-2785(直)	05akita001@nca.or.jp
山形県	990-0041	山形市緑町1-9-30 緑町会館6階	023-622-8716(直)	nounokoyou@yca.or.jp
福島県	960-8043	福島市中町8-2 県自治会館8階	024-524-1201(直)	koyou@fnkaigi.com
茨城県	310-0852	水戸市笠原町978-26 県市町村会館内	029-301-1236(直)	nounokoyou@ibanou.com
栃木県	320-0047	宇都宮市一の沢2-2-13 とちぎアグリプラザ2階	028-648-7270(直)	tochikaigi@tochikaigi.or.jp
群馬県	379-2147	前橋市亀里町1310 群馬県農協ビル	027-280-6171(直)	gn-koyou@nca.or.jp
埼玉県	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-12-9 埼玉県農林会館内	048-829-3481(直)	saiagri@sai-agri.com
千葉県	260-0855	千葉市中央区市場町1-1 県庁南庁舎9階	043-223-4480(直)	chibakoyou@sirius.ocn.ne.jp
東京都	151-0053	渋谷区代々木3丁目25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル10階	03-3370-7146(直)	tonokog@tokaigi.com
神奈川県	231-0023	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル10階	045-201-0895(直)	koyoshuno@k-nk.or.jp
山梨県	400-0034	甲府市宝1-21-20 県農業共済会館内	055-228-6811(直)	sannougi@carrot.ocn.ne.jp
岐阜県	500-8384	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058-268-2527(直)	gifu-koyou@nca.or.jp
静岡県	420-0884	静岡市葵区大岩本町15-21	054-294-8321(直)	17koyou@nca.or.jp
愛知県	460-0001	名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎8階	052-962-2841(直)	koyoshuno@nougyoukaigi.or.jp
三重県	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル2階	059-213-2022(代)	mieagri@juno.ocn.ne.jp
新潟県	951-8116	新潟市中央区東中通一番町86番地51 新潟東中通ビル4階	025-223-2186(直)	koyou@niikaigi.or.jp
富山県	930-0096	富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館6階	076-441-8961(代)	tominou7@movie.ocn.ne.jp
石川県	920-0362	金沢市古府1-217 農業管理センター内	076-240-0540(直)	koyou@noukai.net
福井県	910-8555	福井市松本3-16-10 福井合同庁舎2階	0776-21-8234(直)	info@f-kaigi.jp
長野県	380-0826	長野市大字南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル11階	026-217-0291(直)	24nounokoyo-nagano@nca.or.jp
滋賀県	520-0807	大津市松本1-2-20 滋賀県農業教育情報センター2階	077-523-2439(直)	shiganou@nca.or.jp
京都府	602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁西別館3階	075-417-6848(直)	koyou@agr-k.or.jp
大阪府	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-33 JAバンク大阪信連事務センター3階	06-6941-2701(直)	27koyou@nca.or.jp
兵庫県 ^{*1}	650-0011	神戸市中央区下山手通4-15-3 兵庫県農業共済会館3階	078-391-1222(直)	koyou@forest-hyogo.jp
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30 県庁分庁舎5階	0742-27-7419(直)	nokaigi@silver.ocn.ne.jp
和歌山県	640-8263	和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館6階	073-428-4165(直)	koyou@wnk.or.jp
鳥取県 ^{*2}	680-0011	鳥取市東町1-271 県庁第2庁舎8階	0857-26-8337(直)	tnk@t-agri.com
島根県	690-0876	松江市黒田町432番地1 島根県土地改良会館3階	0852-22-4471(直)	webmaster@shimane-21.gr.jp
岡山県	703-8282	岡山市中区平井7-9-23	086-234-1093(直)	okanogyo@orange.ocn.ne.jp
広島県	730-0051	広島市中区大手町4-2-16 農業共済会館2階	082-545-4146(直)	koyou@h-kaigi.jp
山口県	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館2階	083-923-2102(直)	koyoshuno.yamaguchi@hyper.ocn.ne.jp
徳島県	770-0011	徳島市北佐古一番町5-12 徳島県JA会館8階	088-678-5611(直)	36koyoshuno@tokukaigi.or.jp
香川県	761-8078	高松市仏生山町甲263-1 3階	087-813-7751(直)	kk37006@kgwagri.or.jp
愛媛県	790-0067	松山市大手町一丁目7-3 松山大手町ビル3階	089-943-2800(直)	enk@themis.ocn.ne.jp
高知県	780-0850	高知市丸ノ内1-7-52 県庁西庁舎3階	088-824-8555(直)	39nounokoyou@nca.or.jp
福岡県	810-0001	福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館2階	092-711-5070(直)	n9faca@bronze.ocn.ne.jp
佐賀県	849-0925	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀総合庁舎4階	0952-20-1810(直)	sanoukai@sanoukai.jp
長崎県	850-0035	長崎市元船町17-1 長崎県大波止ビル3階	095-822-9647(直)	nca05@bronze.ocn.ne.jp
熊本県	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県庁本館9階	096-384-3333(直)	43koyousyuunou@nca.or.jp
大分県	870-0044	大分市舞鶴町1-3-30 STビル701号	097-532-4385(直)	n-koyou@agri-oita.net
宮崎県	880-0913	宮崎市恒久1-7-14	0985-73-9211(直)	mnk32@miyazaki-nk.net
鹿児島県	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1 県庁11階	099-286-5815(直)	noukoyo46@po.minc.ne.jp
沖縄県	901-1112	島尻郡南風原町字本部453-3 土地改良会館3階	098-889-6027(直)	nougyou@opca.or.jp

※1 兵庫県は兵庫県農業会議ではなく、(公社) ひょうご農林機構です。※2 鳥取県は鳥取県農業会議ではなく、(公財) 鳥取農業農村担い手育成機構です。

令和8年度の主な変更点について

I 応募申請における変更点

- 1 助成対象期間が4年間に固定
- 2 所定労働時間は週35時間を「原則」とする
※就業規則で規定されたフルタイムと同等であれば、要件適合とする
- 3 従業員10人未満の経営体は就業規則の提出を原則不要
- 4 研修時間300時間の基準の廃止
※助成金交付申請書において「年間を通じて研修しているか」を確認し、時間数は問わない
※既採択者は2026年2月研修分から適用

II 助成期間における要件の変更点

- 1 助成金の交付
 - (1) 週35時間→週35時間（原則）
 - (2) 研修指導者の出勤簿の提出不要
- 2 研修
年間300時間→おおむね年間を通じて実施

「雇用就農資金」のねらい

- ① 農業従事者の高齢化・後継者不足と、規模拡大・経営多角化による幅広い人材の確保が急務
- ② とりわけ、世代間バランスのとれた農業就業構造にするため新規就農者の定着を拡大し、40代以下の農業従事者の確保が必要
- ③ 雇用就農者や独立を目指す新規就農者を確保・育成し、40代以下の農業人材の確保と地域農業の発展を目指し支援する



次世代の農業を担う人材の 育成・確保および定着率の向上

「雇用就農資金」の支援の概要

雇用就農の促進のため、50歳未満の就農希望者を

新たに雇用し、実践的な研修を行う

農業法人等に対して資金を助成する

法人等雇用就農者による 他事業（新規就農）の活用について

- 採択された法人等雇用就農者に必ず伝えてください。

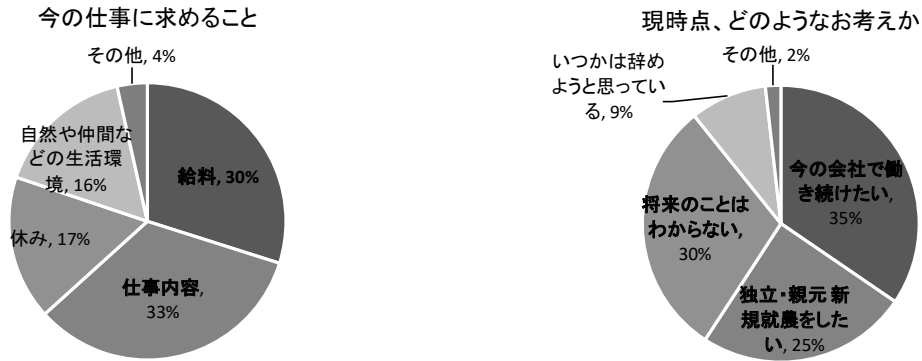
	事業名	可否
「雇用就農資金」 (法人等へ就職・研修) 年間60万円×4年 法人等に支給 ※今回の事業	「就農準備資金」 (新規就農前に研修) 年間最大165万円×最長2年 研修生本人に支給	原則不可 交付主体の都道府県 (公社)等に確認が必要。 ※雇用就農資金、就農準備資金は、 どちらも研修の実施を前提(要件) としているため
	「経営開始資金」 (新規就農後に交付) 年間最大165万円×最長3年 研修生本人に支給	原則可能 交付主体の市町村に 確認が必要

【雇用就農資金】雇用就農者の確保・育成を推進するため、就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成
【就農準備資金】次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）を交付
【経営開始資金】次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付

雇用就農資金研修生・雇用就農者 レポート集計結果

2026年4月1日

1 今の仕事に求めていることや将来について、現時点のお考えを教えてください。

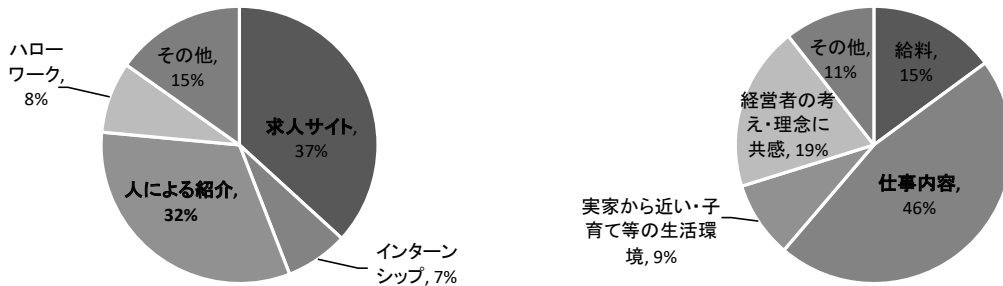


その他の具体的内容
職場環境、経験、知識、技術の修得、スキルアップ、適切な労務管理
怒鳴ることやミスに対する叱責の是正、労働安全保持の実施

その他の具体的内容
独立とともに会社にも所属
新規就農まで転々として経験を積みたい
待遇次第

2 今の就職先(会社・農家)をどうやって探しましたか。就職の決め手は何ですか。

どうやって今の就職先を見つけたか 就職することへの決め手



求人サイトの具体例
インディード、アグレ、マイナビ
リクナビ、アグリナビ、Bokujob
北海道DE農業をはじめ
Engage、Farm Agent、タイミ
シゴトガイド、ファームエージェ
ント
高卒就職情報Web提供サード

その他の具体的内容
農場見学、農場のウェブサイト
東京農業人フェア、新規就農フェア
企業合同説明会、社長の声掛け
市役所の就農研修、客として利用
会社からの学校訪問、SNS
学生時代のバイト先、夫の実家

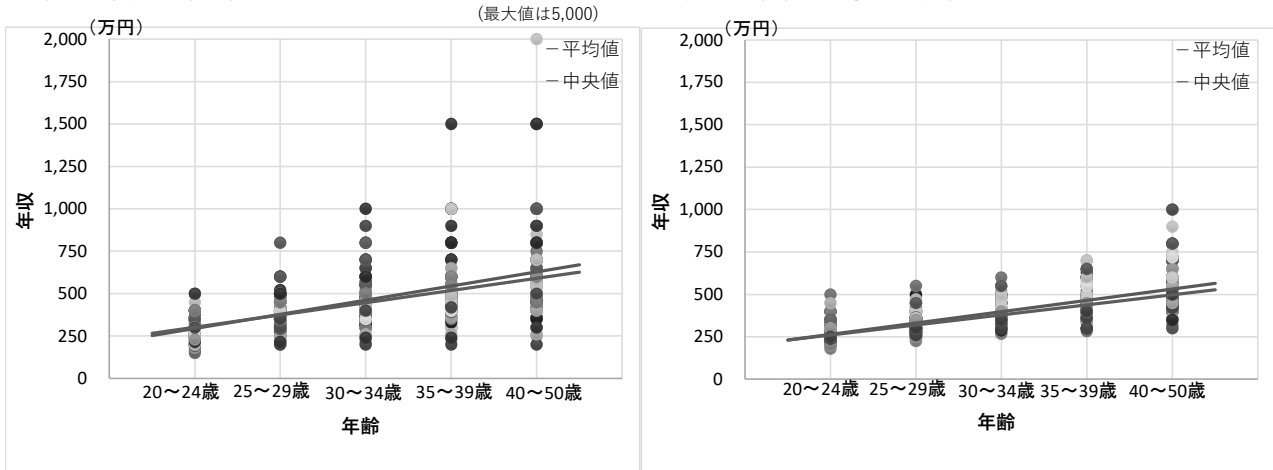
その他の具体的内容
職場環境、福利厚生
冬季特別休暇 休日
数
農業に興味があった
移住希望地域にあつ
た職場の雰囲気

職場の雰囲気
経営者の人柄
成り行き 労働時間
独立就農までのプラン
独立を支援して貰える

地元から遠い、能力給
6次産業への興味
就農予定地が近い
通年雇用、自由度
プライベートとのバランス

3 あなたが受け取りたい年間給与を想像して下さい。

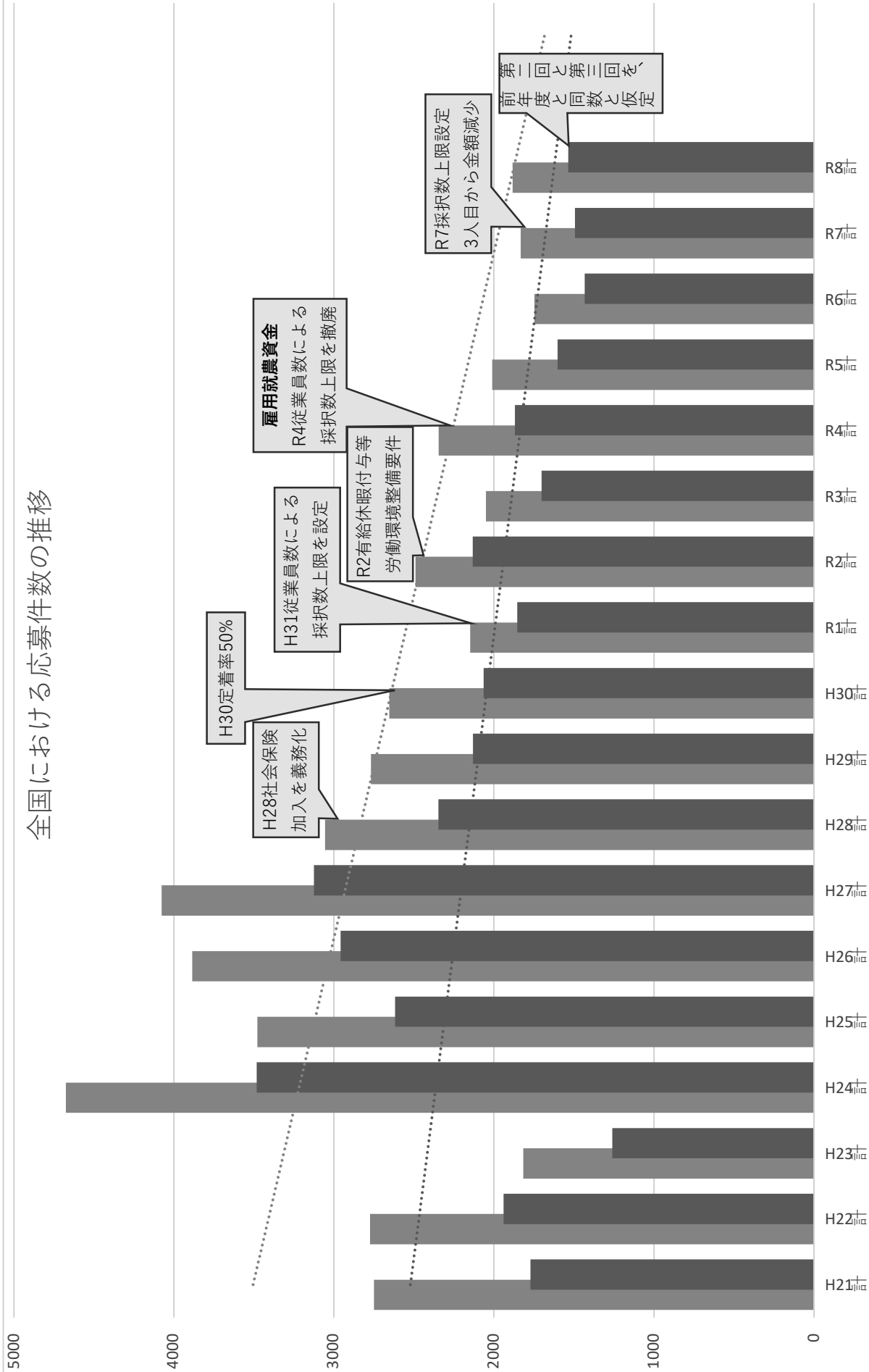
雇用就農者の希望給与 (参考)経営体の支払い想定給与



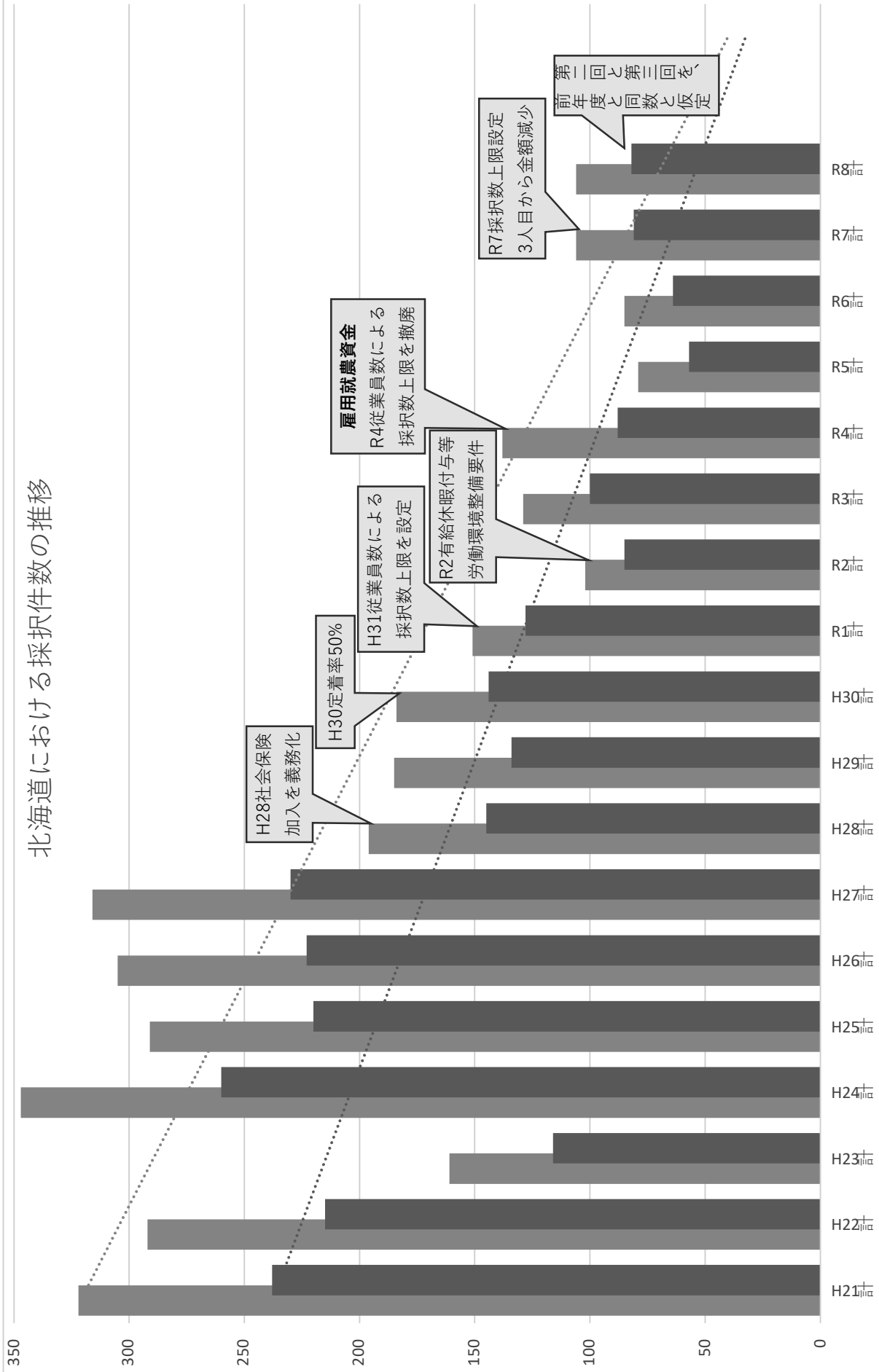
令和4年度第3回募集～令和7年度第3回募集
サンプル数 168

令和4年度第3回募集～令和7年度第3回募集
サンプル数 125

全国における応募件数の推移



北海道における採択件数の推移



日本政策金融公庫資料

青年等就農資金

新たに農業経営にチャレンジする
認定新規就農者を応援する無利子
の資金です。

ご利用いただける方

認定新規就農者

※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人

資金の使いみち

青年等就農計画の達成に必要な次の資金

ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。

施設・機械

農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や、販売施設も対象となります。

果樹・家畜等

家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費も対象となります。

借地料などの一括支払い

農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払いなどが対象となります。
※農地の取得費用は対象なりません。

その他の経営費

経営開始に伴って必要となる資材費などが対象となります。

ご融資条件

融 資 期 間：17年以内（うち据置期間5年以内）

融 資 限 度 額：3,700万円（特認1億円）

※最低限度額は50万円です。

金 利：無利子（お借入の全期間にわたり無利子です）

担 保：原則として、融資対象物件のみ

保 証 人：原則として個人の場合は不要、法人の場合に必要な場合は代表者のみ

資金ご利用のイメージ

会社員だったAさん。就農相談会に参加したことを機に農業の魅力にひかれ、就農を決意。
普及指導センターから紹介された受入農家で2年間の研修を受けた後、妻とともに就農。
青年等就農計画の認定を受け、ハウス30aのイチゴ経営を目指す。

(計画1年目) ハウス20a建設、経営開始に必要な資材代等
(計画3年目) ハウス10aの増設、規模拡大に必要な資材代等) ← 青年等就農資金を利用
(計画5年目) イチゴ直売所の設置
:
(計画期間満了後) 認定農業者となり、更なる経営発展を目指す ← スーパーL資金等を利用

農地等の取得にご利用いただける資金

認定新規就農者の方が農地等を取得される場合には、経営体育成強化資金(有利子)をご利用いただけます。

ご利用条件等

借入額が1,000万円以下の場合

①融資率100% ②償還期限25年以内(うち据置期間5年以内)

就農準備と資金のご利用にあたっては、地域の相談窓口が皆さまを応援します

◆新たに就農(農業経営の開始)を希望される方には、農地・資金・技術習得など就農に向けたお役立ち情報を提供するほか、研修など就農に向けた準備や青年等就農計画の作成をスムーズに進められるよう、地域の相談窓口が皆さまをサポートします。

◆事業の具体的な内容や収支の内容を記載する経営改善資金計画の作成にあたって、都道府県(普及指導センター)等の地域の機関が、お手伝いします。

【ご相談窓口】:市町村、都道府県(普及指導センター)、農業経営・就農支援センター等のほか最寄りの窓口機関(日本公庫・農協・銀行等)でも相談を受け付けます。

ご留意いただきたい事項

■国の補助金を財源に含む補助事業(事業負担金を含む)は、本資金の対象となりません。ただし、融資残補助事業や経営発展支援事業、新規就農者チャレンジ事業は対象となります。

■審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。

■本資金は、毎年度国の予算の範囲内で実施されるものであるため取扱額に限りがあり、ご融資の実行時期によっては、ご希望に沿えない場合がございます。

■上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業までお問い合わせください。



<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

支店一覧はこちら





経営体育成強化資金

意欲と能力をもって農業を営む方の前向き投資や償還負担の軽減を支援する資金です。

ご利用いただける方

- 1 主業農業者 (個人) 農業所得が総所得の過半を占める、または農業粗収益が200万円以上であって、青壮年の家族農業従事者がいること等の一定の要件を満たす個人
(法人) 農業売上高が総売上高の過半を占める、または農業売上高が1,000万円以上であって、常時従事者の構成員がいる法人
- 2 認定新規就農者 青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人
- 3 その他 農業参入法人・集落営農組織 等

資金の使いみち

経営改善資金計画または経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金
前向き投資

農地等

取得のほか、改良・造成も対象となります。

施設・機械

農産物の生産、流通、加工、販売等に必要な施設・機械等が対象となります。

家畜・果樹等

購入費、新植・改植費用のほか、育成費も対象となります。

利用料の一括支払い等

農地の利用権を取得する場合における権利金等の一括支払い等が対象となります。

償還負担の軽減

再建整備

農地等の取得・改良・造成や、農業経営に必要な資材・施設等の取得・設置のために生じた負債（制度資金等を除く）の整理に必要な資金が対象になります。

償還円滑化

既往借入金等の負債（制度資金、土地改良事業負担金等）に係る支払いの負担を軽減するために、経営改善計画期間中の当該負債の支払いに必要な資金が対象になります。

ご融資条件

融 資 期 間: 25年以内（うち据置期間3年以内）

融 資 限 度 額: ①～③の範囲内かつその合計額が個人1億5,000万円、法人・団体5億円以内

- | | |
|---------|---|
| ① 前向き投資 | 負担額の80% |
| ② 再建整備 | 個人 1,000万円（特認1,750万円、特定2,500万円）
法人 4,000万円 |
| ③ 償還円滑化 | 経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間）において支払われる既往借入金等に係る負債の各年の支払金の合計額に相当する額 |

※最低限度額は50万円です（ただし再建整備・償還円滑化を除く）。

金 利: . %（農地等を取得する場合は . %、 年 月 日現在）

※借入時の金利は金融情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

担保・保証人: ご相談の上、決めさせていただきます。

経営体育成強化資金の認定新規就農者向けの特例制度

市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者が、農地等を取得する場合に、ご利用いただけます。

ご利用いただける方

次の要件を満たす方

- ① 青年等就農計画の認定を受けていること
- ② 認定された青年等就農計画において、農地等※1を取得する計画が含まれていること
- ③ 経営改善資金計画について特別融資制度推進会議※2の認定を受けていること

※1 農地等とは、農地のほか採草放牧地及び未墾地を含みます。

※2 特別融資制度推進会議とは、認定新規就農者が青年等就農計画に基づき経営体育成強化資金等の制度資金を借入れようとする際に作成する経営改善資金計画に対し、収支計画の達成可能性や市町村の農業施策との整合性等について審査を行う、市町村を始めとする関係機関から構成される合議体のことです。

ご融資条件

事業内容が農地等の取得の場合、融資額のうち1,000万円以下の部分について、以下の特例制度が利用できます。

なお、融資額が1,000万円を超える部分については、表面のご融資条件を適用いたします。

融 資 期 間 : 25年以内(うち据置期間5年以内)

融 資 限 度 額 : 負担額の100%

※資金の使いみちによってご融資の最低限度額が異なります。

金 利 : 借入時の金利は金融情勢により変動します。最新の金利は融資機関にご照会ください。

担 保 ・ 保 証 人 : ご相談の上、決めさせていただきます。

ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業までお問い合わせください。



日本政策金融公庫

農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

金利一覧はこちら

支店一覧はこちら



スーパーL資金

[農業経営基盤強化資金]

認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に応援する資金です。

ご利用いただける方

認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた個人・法人）

※なお、個人の場合、簿記記帳を行っていること、または今後簿記記帳を行うことが条件となります。

資金の使いみち

農業経営改善計画の達成に必要な次の資金

ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。

農地等

取得のほか、改良・造成も対象となります。

施設・機械

農産物の処理加工施設、店舗などの流通販売施設も対象となります。

果樹・家畜等

購入費、新植・改植費用のほか、育成費も対象となります。

その他の経営費

規模拡大や設備投資などに伴って必要となる原材料費、人件費などが対象となります。

経営の安定化

負債（公庫※資金以外の制度資金は除く）の整理などが対象となります。

※公庫農林水産事業及び旧農林漁業金融公庫

法人への出資金

個人が法人に参加するために必要な出資金などの支払いが対象となります。

ご融資条件

償還期限：25年以内（うち据置期間10年以内）

融資限度額：【個人】 3億円（特認 6億円）

【法人】 10億円（特認20億円 [所定の要件を満たす場合30億円]）

- ※1 経営の安定化（公庫の融資に係る負債の整理を除く）については、上記金額の5分の1に相当する額とし、かつ、本資金の他の貸付金残高との合計額が上記金額を超えないものとします。
- ※2 法人の場合、特認のご利用に際しては、民間金融機関からの資金調達などの要件があります。
- ※3 ご融資の最低限度額は50万円です。

金利： . . . %（融資期間 . . . 年の場合、 . . . 年 . . . 月 . . . 日現在）
※借入時の金利は金利情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

担保・保証人：ご相談の上、決めさせていただきます。

融資事例

スーパーL資金は、認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に応援する資金です。施設・機械の取得や経営改善のための経営の安定など、次のような場合にご利用いただいています。

資金の使いみち	ご融資事例
施設・機械 家畜等	肉用牛肥育経営を営む認定農業者A社は、子牛の安定確保とコスト削減を図るため、一貫経営への転換を計画し、日本公庫に相談。繁殖牛100頭の導入資金と牛舎の増設にスーパーL資金を利用。
その他経営費	米の直売を行う認定農業者B社は、利益率の高い直売の割合を増加させ経営改善を図るため、売れ筋のブレンド米の販売を計画し、日本公庫に相談。ブレンドする米の仕入れ代、宣伝広告費などに充てるためスーパーL資金を利用。
経営の安定 (負債の整理)	認定農業者C社は、従前から生産方式合理化のための設備投資を計画していたが、近年の大規模災害等の影響を受け、借入金が増加。現在も償還は続けているが、投資に踏み切れない状況のため、日本公庫に相談。公庫とメイン行であるX銀行の支援のもと、経営改善のための計画を策定し、計画達成までの間の定期的なフォローアップを前提に、メイン行からの追加融資を受けて生産方式合理化のための投資を実施。併せて、既往公庫資金の償還負担を長期平準化するためスーパーL資金を利用し、資金繰りを改善。

クイック融資制度

ご提出いただいた決算書等をもとに、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用し、1週間以内に無担保・無保証人融資の適用可否を回答します。

対象となる方	企業経営診断手法（スコアリング手法）による判定が一定水準以上 など
対象となる事業	農地等、施設・機械、果樹・家畜等、その他の経営費、法人への出資金 ※経営の安定化（負債の整理など）はクイック融資制度の対象となりません。
利用限度額	1回あたりのご融資額が500万円以下

税制上の特例措置

登録免許税の特例措置（免除）〔登録免許税法〕

債権者を日本政策金融公庫として（根）抵当権を設定する場合には、債権額の4/1000の登録免許税が全額免除されます（資本金5億円以上の普通法人を除く）。

ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店 農林水産事業までお問い合わせください。



<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

金利一覧はこちら 支店一覧はこちら



(令和6年4月)

日本政策金融公庫 農林水産事業
北海道内支店 業務内容一覧

支店名	住所・電話番号・FAX	担当課・業務内容
札幌支店	〒060-0001 札幌市中央区北一条西2-2-2 北海道経済センタービル4階 TEL 011-251-1261 FAX 011-221-0434	融資第一課 石狩・後志・胆振・日高の農林漁業者、食品加工・流通業者への融資
		融資第二課 上川・留萌・宗谷の農林漁業者、食品加工・流通業者への融資
		融資第三課 空知の農林漁業者、食品加工・流通業者への融資
		融資第四課 渡島・檜山の農林漁業者、食品加工・流通業者への融資
		融資第五課 オホーツク・十勝・釧路・根室の農業基盤整備事業への融資
北見支店	〒090-0036 北見市幸町1-2-22 2階 TEL 0157-61-8212 FAX 0157-61-8215	融資課 オホーツクの農林漁業者、食品加工・流通業者への融資
帯広支店	〒080-0010 帯広市大通南9-4 帯広大通ビル3階 TEL 0155-27-4011 FAX 0155-27-4014	融資第一課 十勝東部の農林漁業者、食品加工・流通業者への融資
		融資第二課 十勝西部の農林漁業者、食品加工・流通業者への融資
		融資第三課 釧路・根室の農林漁業者、食品加工・流通業者への融資

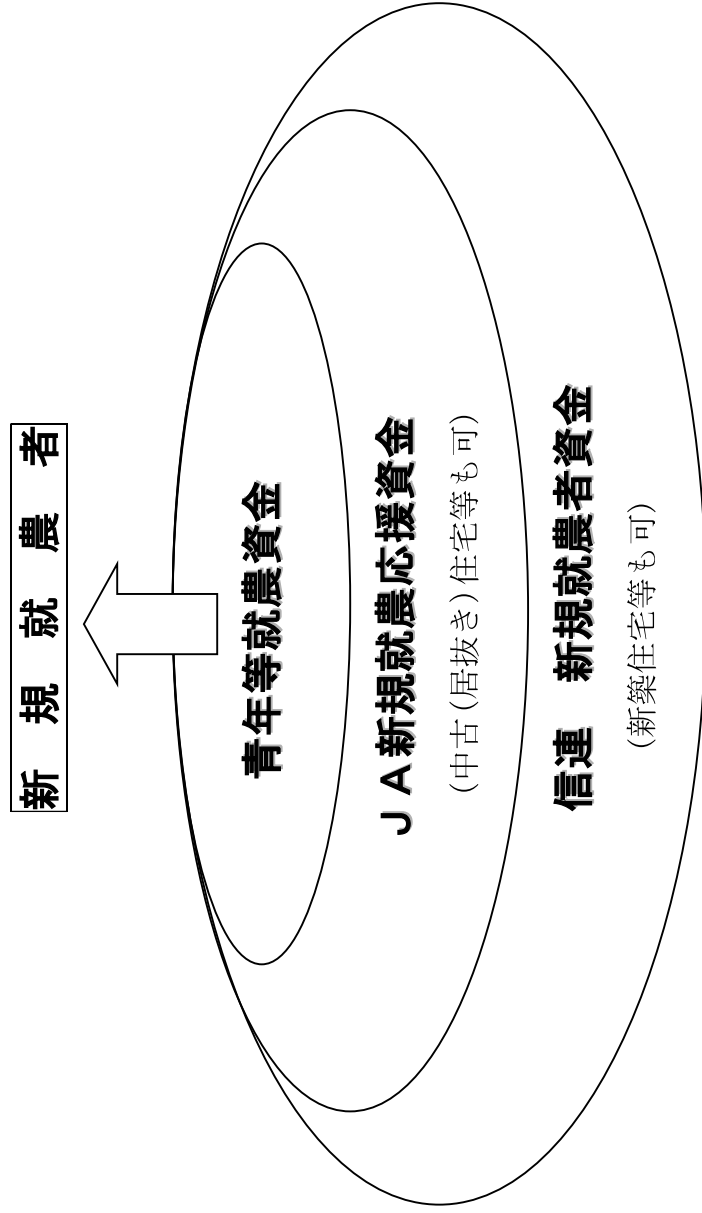
—	住所・電話番号・FAX	担当課・業務内容
北海道地区	〒060-0001 札幌市中央区北一条西2-2-2 北海道経済センタービル4階 TEL 011-251-1264 FAX 011-221-0434	北海道地区総括課 関係機関との連絡・調整、道内支店の業務支援

北海道信用農業協同組合連合会資料

JAバンク北海道の新規就農者向け資金について

JAバンク北海道（全道JAと北海道信連）は、新規就農者の就農定着を支援することを目的に、青年等就農資金などの制度資金の補完として新規就農者向けの資金を用意しています。

就農にあたっては、農地・施設等の資本整備が必要であるため、一般的には日本公庫資金の青年等就農資金を活用していますが、制度上の制限から対応できない部分については、JAの「JA新規就農応援資金」及び北海道信連の「信連 新規就農者資金」を用意し、JAバンク北海道で新規就農者の就農定着を支援する体制を整えています。



JA 新規就農応援資金の ポイント!

新規就農者の 資金ニーズに対応

新規就農者が農業経営に必要な
設備資金や運転資金に幅広く対応い
たします。

※生活資金や既往負債の借換えは除きます。
ただし、前所有者の経営を継承する場合の
居抜き住宅は対象となります。

JAバンク独自の低利対応

JAバンク独自の取組として、JAに利
子補給を行い、低金利での対応に努
めています。

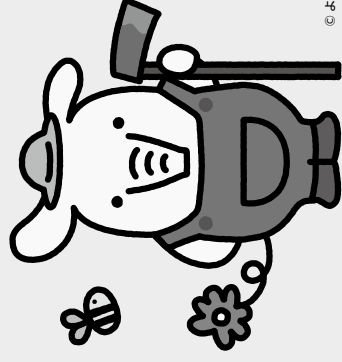
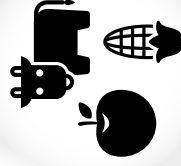
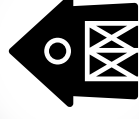


農業資金のご相談は、お近くのJAの「担い手金融リーダー」まで

2022.04

JA新規就農 応援資金

新規就農者の方の設備資金や
運転資金などに。



© よいぞろ





『JA新規就農応援資金』は
新規就農者の方の設備資金や運転資金で、
農業経営の開始及び就農定着を支援します。

制度資金の
補完資金に

農業経営に
必要な
設備資金に

前所有者の経営を
居抜き住宅付きで
継承する場合に

家畜や飼料の
購入に

〔JA新規就農応援資金〕商品概要

ご利用 いただける方	原則55歳未満で就農開始5年目までの 新規就農者 (当JAの正組合員に限ります。)
お使いみち	(1) 農業経営に必要な設備資金 農業経営用施設・機械の取得・改良・ 造成等(前所有者の経営を継承する 場合の居抜き住宅を含む) ※制度資金の補完資金となります。 (2) 農業経営に必要な運転資金 肥料・農薬・飼料・各種負担金等の農業 経営費等
ご融資金額	1,000万円以内とします。
ご融資の利率	当JAの定める利率とします。 ^(※) ※JAバンク独自の取組として、JAに利 子補給を行い、低金利での対応に努め ています。
ご返済期間	最長17年以内とします。 (うち最長据置5年以内)
ご返済方法	長期資金は元利均等償還、元金均等償還 のいずれか、短期資金は期日一括返済と します。 ※返済サイクルはご相談させていただきます。
担保・保証人	当JAの定める基準によります。 借入者が法人の場合は、原則として代表 者を連帯保証人とします。但し、経営者 保証ガイドラインに基づき連帯保証人 を必要としない可能性を検討します。

ご用意いただく書類

- 注文書又は見積書等
- 事業計画書(就農計画書)
- 登記事項証明書及び定款等(法人の場合)
- ご印鑑
- その他JAが必要とする書類

ご融資までの流れ



※審査の結果、ご希望に添いかねる場合もございますので、
予めご了承ください。

ご不明な点などがありましたら、お近くのJAの
「担い手金融リーダー」までお問い合わせください。

JA北海道信連 新規就農者資金

- ✓ 食の「安全」「安心」への意識の高まりや、ライフスタイル・価値観の多様化などから、農業への関心の高まり、職業として農業を開始される方も多くおられますが、農業経営の開始にあたっては、経営の基盤となる農地や機械等を揃えるために多額な資金が必要となります。
- ✓ JA北海道信連では、このような新たに農業を始める方々の農地・施設・機械の購入、経営資金、住宅の購入などの資金の調達にあたり、新規就農者向けの補助事業や制度資金で対応出来ないものなどを新規就農者資金でバックアップします。

■ 信連 新規就農者資金の商品概要

1.ご利用いただける方

- 認定就農者の方で、自ら農業を始められる方
- 認定就農者の方で、農業を始められてから通年での経営実績が3期未満の方

2.お使いみち

- 農地や施設、農機具取得などの設備資金に
- 農業経営に必要な長期運転資金に
- 新築や改修などの住宅資金に

3.ご融資金額

- 500万円以内とします（但し、運転資金は500万円以内、住宅資金は新築の場合は200万円以内、中古住宅の購入・修繕の場合は100万円以内とします）

4.ご返済期間

- 設備資金・住宅資金は25年以内とします
- 運転資金は10年以内とします

5.ご返済方法

- 元金均等償還、元金不均等償還のいずれかとします

6.担保・保証人

- 借入者の状況や事業内容等により異なりますので、お問い合わせください

参 考 资 料

(令和8年7月15日現在)

I 北海道農業公社担い手本部の設立及び変遷

近年、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が急速に進行する中、今後とも農業・農村の健全な発展と活性化を図るためには意欲に溢れ優れた経営能力を有する青年等の就農促進が重要である。

このため、国は平成7年2月「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」(平成26年4月1日廃止)を制定し、就農支援資金の貸付をはじめとする就農促進に関する対策を知事の指定する公益法人を通じて推進することとした。

これを受け本道においては、道、市町村、農業関係機関・団体が総力を結集して次代の北海道農業を担う青年農業者等を育成・確保するため、共同で設置・運営する新たな農業の担い手育成・確保対策の推進機関として「社団法人北海道農業担い手育成センター」が平成7年9月に設立された。

センターでは、北海道で新たに農業を始めたいと考える青年等の様々な相談に専任相談員が対応するほか、農村での研修や体験実習の紹介、研修等に必要な資金の貸付など、北海道で就農を志す青年等への総合的な支援を行っている。

一方、平成21年4月には「人」を担う農業担い手育成センターと、「農地」を担う財団法人北海道農業開発公社(平成24年に公益財団法人の認定を受け、北海道農業公社に名称変更)との統合による効率的な事業運営を行うことを目的に両団体は合併し、以降、センター事業は公社に担い手本部担い手支援部を新設して行われることとなった。

また、国は平成24年度から青年等の就農を一層促進するため青年就農給付金事業を開始し、センターは研修段階での準備型事業給付金の給付主体となるほか、平成25年12月に「農業経営基盤強化促進法」の一部改正を行い(平成26年4月1日施行)、就農希望者の就農計画認定を従来の知事から市町村長に移行するとともに、就農支援資金に代わる青年等就農資金(日本政策金融公庫資金)を新たに措置し、青年等の就農の一層の促進を図ることとされた。

さらに令和2年度から担い手本部に「農業経営相談室」を設置し、新規就農などを含む地域の農業者が抱える農業経営の法人化、規模拡大や円滑な経営継承等の課題に対して経営相談に対応する専門家の派遣などを行う「北海道農業経営相談所」を、加えて令和3年度からは6次化に取り組む農業者等を支援するため、農業経営相談室内に「北海道6次産業化サポートセンター」を開設した。

令和5年4月には、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、改定した基本方針の中で「青年農業者等育成センター」に代わり、「北海道農業経営・就農支援センター」の業務を行う拠点として公社は位置付けられており、経営支援業務は北海道農業経営相談所、就農支援業務は北海道農業担い手育成センターが行い、それぞれ情報発信等を行うとともに、両業務の結びつきを強め、関係機関と連携することにより、就農から定着、経営発展までの一貫した支援を行っている。

II 組織・業務体制

1 組織	平成 7年 2月	青年就農促進法制定
	平成 7年 9月	同法に基づき、社団法人北海道農業担い手育成センター設立
	平成 21年 4月	財団法人北海道農業開発公社と合併、担い手支援部を設置
	平成 24年 4月	公益財団法人の認定を受けるとともに、公益財団法人北海道農業公社に名称を変更
	平成 26年 4月	青年就農促進法が廃止、農業経営基盤強化促進法に組み込まれ、北海道農業経営基盤強化促進基本方針の青年農業者等育成センターに公社を位置付け
	令和 2年 4月	農業経営相談室を設置、北海道農業経営相談所を開設
	令和 3年 6月	農業経営相談室内に、北海道6次産業化サポートセンター開設
	令和 5年 4月	基盤強化法の改正に伴い、農業経営・就農支援センターの業務を行う拠点として公社を位置付け(担い手センターの名称は存続)

- 2 名 称 担い手支援部（北海道農業担い手育成センター）
農業経営相談室（北海道農業経営相談所）
- 3 会 員 数 211 会員(174 市町村・10 関係機関団体・27 賛助団体)
- 4 執行体制 評議員（12 名）
役 員（14 名）＜理事 12 名 監事 2 名＞うち常勤理事 4 名
- | | | |
|-------|---------|----------------|
| 理 事 長 | 小田原 輝 和 | 学識経験者 |
| 副理事長 | 橋 本 弘 幸 | 佐呂間町農業協同組合会長理事 |
| 常務理事 | 尾 居 清 一 | 学識経験者 |
| 専門理事 | 大 高 秀 之 | 学識経験者 |
- 担い手育成委員（8 名）
- | | | |
|-----|---------|-------------------|
| 委 員 | 萱 嶋 富 彦 | 北海道農政部農業経営局長 |
| 委 員 | 松 野 哲 | 岩見沢市長 |
| 委 員 | 石 塚 隆 | 新篠津村長 |
| 委 員 | 小 椋 茂 敏 | 北海道農業協同組合中央会副会長理事 |
| 委 員 | 乾 泰 司 | 一般社団法人北海道農業会議専務理事 |
| 委 員 | 東 山 寛 | 北海道大学大学院農学研究院教授 |
| 委 員 | 千 葉 澄 子 | 北海道指導農業士協会顧問 |
| 委 員 | 橋 本 弘 幸 | 公益財団法人北海道農業公社副理事長 |

5 業務体制



Ⅲ 新規就農優良農業経営者表彰事業歴代受賞者

○第28回[令和7年度表彰]-表彰式開催日 R7.11.18

表彰区分	振興局	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	十勝	清水町	遠藤 耕作	42歳	平成25年	酪農	新規参入(個人)

○第27回[令和6年度表彰]-表彰式開催日 R6.11.21

表彰区分	振興局	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	オホーツク	美幌町	吉田 武薫	50歳	平成27年	畑作	新規参入(個人)

○第26回[令和5年度表彰]-表彰式開催日 R5.11.15

表彰区分	振興局	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	石狩	当別町	齊藤 義也	40歳	平成27年	花き	新規参入(個人)

○第25回[令和4年度表彰]-表彰式開催日 R4.12.15

表彰区分	振興局	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	オホーツク	遠軽町	江面 暁人	43歳	平成24年	畑作	新規参入(個人)
	石狩	新篠津村	福尾 拓	41歳	平成26年	野菜	新規参入(個人)

○第24回[令和3年度表彰]-コロナ禍により地元で表彰式開催

表彰区分	振興局	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	胆振	厚真町	安達 博司	50歳	平成26年	施設野菜(ホウレン草)	新規参入(個人)

○第23回[令和2年度表彰]-コロナ禍により地元で表彰式開催

表彰区分	振興局	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	十勝	広尾町	成田 芳樹	45歳	平成23年	酪農	新規参入(個人)
	石狩	千歳市	大川 聖士	41歳	平成23年	畑作・野菜	新規参入(個人)

○第22回[令和元年度表彰]-表彰式開催日 R1.11.20

表彰区分	振興局	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	上川	士別市	中村 光昌	53歳	平成23年	畑作	新規参入(個人)
	上川	下川町	吉田 公司	58歳	平成22年	施設野菜(トマト)	新規参入(個人)

○第21回[平成30年度表彰]-表彰式開催日 H30.11.13

表彰区分	振興局	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	十勝	士幌町	小野寺 雅	36歳	平成20年	酪農	新規参入(個人)
	石狩	千歳市	假屋 智博	40歳	平成22年	畑作・野菜	新規参入(個人)
優秀賞	十勝	幕別町忠類	大石 幸男	42歳	平成24年	酪農	新規参入(個人)

○第20回[平成29年度表彰]-表彰式開催日 H29.11.9

表彰区分	振興局	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	十勝	広尾町	菊池 亮太	36歳	平成21年	酪農	新規参入(個人)
優秀賞	後志	余市町	廣岡 篤	46歳	平成21年	野菜・果樹	新規参入(個人)

○第19回[平成28年度表彰]-表彰式開催日 H28. 11. 15

表彰区分	振興局	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	胆振	安平町	高橋康二	47歳	平成18年	野菜・メロン専業	新規参入(個人)
	上川	下川町	中田豪之介	56歳	平成19年	畑作・施設野菜	新規参入(個人)

○第18回[平成27年度表彰]-表彰式開催日 H27. 11. 18

表彰区分	振興局	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	十勝	大樹町	河口健人	40歳	平成20年	酪農	新規参入(個人)
優秀賞	ホーツ	美幌町	荒木千夏	40歳	平成21年	露地・施設野菜	新規参入(個人)
	根室	中標津町	中澤憲一	43歳	平成23年	酪農	新規参入(個人)

○第17回[平成26年度表彰]-表彰式開催日 H26. 11. 19

表彰区分	振興局	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	ホーツ	美幌町	新庄正明	47歳	平成19年	畑作・野菜	新規参入(個人)
優秀賞	日高	平取町	渡邊邦衡	47歳	平成20年	施設野菜	新規参入(個人)
	根室	羅臼町	稗田徹也	31歳	平成21年	酪農	新規参入(個人)

○第16回[平成25年度表彰]-表彰式開催日 H25. 11. 13

表彰区分	振興局	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	上川	下川町	鈴木和夫	52歳	平成13年	酪農	新規参入(個人)
	後志	真狩村	小林昌男	46歳	平成14年	畑作・野菜	新規参入(個人)
優秀賞	上川	下川町	本田政久	63歳	平成13年	畑作・野菜	新規参入(個人)
	ホーツ	美幌町	中原伯樹	39歳	平成19年	畑作・野菜	新規参入(個人)
	根室	別海町	大仲孝昌	38歳	平成17年	酪農	新規参入(個人)
	空知	雨竜町	長谷部朋	36歳	平成19年	水稲・畑作	新規参入(個人)
	上川	旭川市	守屋大輔	33歳	平成18年	畑作・野菜	新規参入(個人)

○第15回[平成24年度表彰]-表彰式開催日 H24. 11. 14

表彰区分	振興局	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	ホーツ	津別町	小林正弘	42歳	平成15年	酪農	新規参入(個人)
優秀賞	ホーツ	美幌町	本庄孝之	51歳	平成16年	畑作・野菜	新規参入(個人)
	空知	長沼町	押谷行彦	42歳	平成13年	露地・施設野菜	新規参入(個人)

○第14回[平成23年度表彰]-表彰式開催日 H23. 11. 16

表彰区分	振興局	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	日高	新ひだか町	宮田直希	27歳	平成16年	施設花卉	新規参入(個人)
優秀賞	上川	旭川市	森山博明	46歳	平成12年	花卉	新規参入(個人)
	ホーツ	美幌町	井口康夫	38歳	平成15年	畑作・野菜	新規参入(個人)

○第13回[平成22年度表彰]-表彰式開催日 H22. 11. 24

表彰区分	振興局	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	北見	北見市	高松正忠	39歳	平成13年	酪農・畑作	新規参入(個人)
優秀賞	上川	旭川市	小原隆	50歳	平成11年	施設野菜	新規参入(個人)
	日高	平取町	香田文雄	47歳	平成14年	施設野菜	新規参入(個人)

○第12回[平成21年度表彰]-表彰式開催日 H21. 12. 11

表彰区分	支庁名	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	十勝	清水町	棚田利次	48歳	平成10年	酪農専業	新規参入(個人)
優秀賞	石狩	千歳市	三浦賢悟	41歳	平成13年	野菜・養鶏	新規参入(個人)
	後志	ニセコ町	多田勉	45歳	平成15年	畑作・野菜	新規参入(個人)
奨励賞	留萌	天塩町	中村康宏	29歳	平成15年	酪農専業	農家後継(個人)・Uターン

○第11回[平成20年度表彰]-表彰式開催日 H20. 5. 26

表彰区分	支庁名	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	石狩	恵庭市	濱田誠	33歳	平成14年	畑作・野菜	新規参入(個人)
	十勝	足寄町	吉川友二	43歳	平成13年	酪農専業	新規参入(個人)
優秀賞	渡島	知内町	北島道男	37歳	平成9年	園芸・畑作	農家後継(個人)
	上川	下川町	及川幸雄	49歳	平成7年	野菜専業	新規参入(個人)
	十勝	帯広市	藪田秀行	51歳	平成14年	野菜専業	新規参入(個人)
	根室	別海町	玉置健三	50歳	平成14年	酪農専業	新規参入(個人)
奨励賞	空知	雨竜町	遠藤淳史	43歳	平成12年	稲作・畑作	新規参入(個人)
	上川	美瑛町	竹中節	36歳	平成12年	稲作・野菜	新規参入(個人)
	網走	遠軽町	岡村貴幸	30歳	平成10年	野菜専業	農家後継(個人)
		興部町	竹内寛	46歳	平成9年	酪農専業	新規参入(個人)
	釧路	標茶町	和田岳志	33歳	平成12年	酪農専業	新規参入(個人)

○第10回[平成19年度表彰]-表彰式開催日 H19. 5. 21

表彰区分	支庁名	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	石狩	千歳市	蘆田裕介	35歳	平成12年	野菜専業	新規参入(個人)
優秀賞	空知	由仁町	重田順栄	31歳	平成10年	畑作・稲作	農家後継(個人)
	宗谷	枝幸町	今尚春	30歳	平成9年	酪農専業	農家後継(個人)
	日高	新ひだか町	吉田邦博	37歳	平成9年	稲作・野菜	農家後継(個人)・Uターン

○第9回[平成18年度表彰]-表彰式開催日 H18. 5. 22 ※当年より表彰年度を表彰式開催年度に変更

表彰区分	支庁名	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	日高	平取町	新井貞則	31歳	平成12年	花き専業	新規参入(個人)
優秀賞	渡島	森町	根田一紀	65歳	平成10年	花き専業	新規参入(個人)
	網走	佐呂間町	西岡俊和	42歳	平成11年	酪農専業	新規参入(個人)
	胆振	安平町	新井真人	35歳	平成12年	野菜専業	新規参入(個人)
	日高	新ひだか町	飯岡拓也	30歳	平成10年	花き専業	新規参入(個人)

○第8回[平成16年度表彰]-表彰式開催日 H17. 5. 27

表彰区分	支庁名	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	十勝	豊頃町	田頭保	35歳	平成10年	酪農専業	新規参入(個人)
優秀賞	日高	三石町	金森哲也	30歳	平成7年	稲作・花き	農家後継(個人)・Uターン
	上川	下川町	豊嶋猛	64歳	平成6年	野菜専業	新規参入(個人)
	釧路	白糠町	松永康彦	33歳	平成3年	酪農・肉牛	農家後継(個人)

○第7回[平成15年度表彰]-表彰式開催日 H16. 5. 24

表彰区分	支庁名	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
優秀賞	留萌	天塩町	赤塚冬樹	29歳	平成7年	酪農専業	農家後継(個人)
	宗谷	枝幸町	石田幸也	38歳	平成7年	酪農専業	新規参入(個人)
		豊富町	高橋邦夫	42歳	平成8年	酪農専業	新規参入(個人)
	上川	愛別町	鉛口裕二	31歳	平成7年	稲作・園芸	農家後継(個人)
奨励賞	日高	新ひだか町	猪野毛哲次	38歳	平成12年	養豚・稲作	農家後継(個人)
	後志	余市町	梅田徹	25歳	平成11年	果樹専業	農家後継(個人)
		黒松内町	三浦義也	50歳	平成5年	畑作・農産加工	新規参入(個人)
	空知	由仁町	金山和則	30歳	平成5年	園芸・稲作	農家後継(個人)
	胆振	追分町	小路健男	40歳	平成3年	養鶏・野菜	新規参入(個人)
	留萌	天塩町	蜂須賀俊光	43歳	平成14年	酪農専業	新規参入(個人)
上川	名寄市	水間健詞	36歳	平成10年	稲作・畑作	農家後継(個人)	

○第6回[平成14年度表彰]-表彰式開催日 H15. 5. 26

表彰区分	支庁名	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	十勝	広尾町	小田治義	34歳	平成8年	酪農専業	新規参入(個人)
優秀賞	上川	名寄市	後藤隆春	31歳	平成7年	酪農専業	農家後継(個人)
	胆振	伊達市	野田智嘉	40歳	平成9年	花き専業	新規参入(個人)
	日高	三石町	土居稔明	24歳	平成9年	花き専業	農家後継(個人)
	十勝	帯広市	馬場勝二	30歳	平成9年	畑作専業	農家後継(個人)
奨励賞	後志	京極町	藤波志伸	28歳	平成9年	酪農専業	農家後継(個人)
	宗谷	豊富町	菅原真幸	21歳	平成10年	酪農専業	農家後継(個人)
	根室	中標津町	藤田晋	28歳	平成6年	酪農専業	農家後継(個人)
中標津町		中林誠司	24歳	平成11年	酪農専業	農家後継(個人)	

○第5回[平成13年度表彰]-表彰式開催日 H14. 5. 28

表彰区分	支庁名	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	日高	三石町	前川忠昭	41歳	平成5年	肉牛専業	農家後継(個人)
優秀賞	網走	白滝村	宮原信孝	46歳	平成3年	酪農専業	新規参入(個人)
	空知	月形町	平尾元一	38歳	平成10年	花き専業	新規参入(個人)
	十勝	広尾町	加藤太朗	34歳	平成6年	酪農専業	新規参入(個人)

○第4回[平成12年度表彰]-表彰式開催日 H13. 5. 24

表彰区分	支庁名	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	渡島	知内町	大嶋 貢	31歳	平成2年	稲・畑・野菜	農家後継(個人)
優秀賞	渡島	七飯町	寺谷 富夫	59歳	平成3年	花き専業	新規参入(個人)
	根室	別海町	穴吹 威	34歳	平成6年	酪農専業	新規参入(個人)
	十勝	幕別町	田村 寛興	34歳	平成5年	酪農専業	新規参入(個人)
	上川	旭川市	水口 仁志	27歳	平成8年	稲作・野菜	農家後継(個人)

○第3回[平成11年度表彰]-表彰式開催日 H12. 5. 22

表彰区分	支庁名	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	釧路	浜中町	海野 泰彦	39歳	昭和63年	酪農専業	新規参入(個人)
優秀賞	空知	由仁町	西村 博徳	31歳	平成3年	稲作・野菜	農家後継(個人)
	上川	美深町	庄司 村尾	42歳	平成元年	畑作・野菜	新規参入(個人)
	留萌	幌延町	日野 勝信	32歳	平成3年	酪農専業	農家後継(個人)
	釧路	標茶町	藤吉 博光	32歳	平成6年	酪農専業	新規参入(個人)
奨励賞	宗谷	枝幸町	赤坂 一弘	29歳	平成元年	酪農専業	農家後継(個人)
	胆振	豊浦町	久保 健一	28歳	平成3年	畑作・野菜	農家後継(個人)
	日高	平取町	武田 浩則	36歳	平成8年	稲作・野菜	農家後継(個人)・Uターン

○第2回[平成10年度表彰]-表彰式開催日 H11. 5. 20

表彰区分	支庁名	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	上川	中川町	小林 治雄	43歳	平成2年	酪農専業	新規参入(個人)
優秀賞	十勝	帯広市	太田 充英	35歳	平成元年	肉牛(素牛)	新規参入(個人)
	上川	名寄市	夏井 明弘	31歳	平成2年	野菜専業	農家後継(法人)
	宗谷	稚内市	石黒 茂雄	29歳	平成4年	酪農専業	農家後継(個人)
奨励賞	釧路	浜中町	高岡 透	40歳	平成2年	酪農専業	新規参入(個人)
	根室	標津町	猪狩 浩一	38歳	平成8年	酪農専業	新規参入(個人)
	十勝	帯広市	山本 善之	35歳	平成7年	畑作専業	農家後継(個人)・Uターン

○第1回[平成9年度表彰]-表彰式開催日 H10. 5. 25

表彰区分	支庁名	市町村名	氏名	年齢	就農年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	根室	中標津町	蓮見 成尋	33歳	平成3年	酪農専業	新規参入(個人)
優秀賞	十勝	清水町	竹中 隆利	28歳	平成3年	酪農専業	農家後継(個人)
	胆振	伊達市	富田 雪	39歳	平成6年	花き園芸	新規参入(法人)
	上川	風連町	東野 秀樹	26歳	平成5年	稲・畑・花	農家後継(法人)
	宗谷	豊富町	向井 健二	32歳	平成5年	酪農専業	新規参入(個人)
奨励賞	上川	名寄市	伊東 浩次	26歳	平成6年	畑作・野菜	農家後継(個人)
		上川町	関 行男	41歳	平成5年	酪農・加工	新規参入(法人)
	釧路	浜中町	上田 浩	34歳	平成4年	酪農専業	新規参入(個人)
	胆振	伊達市	小野 裕一	27歳	平成6年	野菜・畑・花	農家後継(個人)
			石井 兼広	50歳	平成6年	養鶏(平飼い)	新規参入(個人)
	空知	南幌町	白倉 博幸	26歳	平成6年	稲作・畑作	農家後継(個人)
	十勝	帯広市	田中 靖人	24歳	平成4年	畑作専業	農家後継(個人)
		中札内村	長谷川 竹彦	44歳	平成3年	酪農専業	新規参入(個人)
網走	上湧別町	緑川 将仁	28歳	平成5年	酪農専業	農家後継(個人)	

(※敬称略)

Ⅳ 職員等メールアドレス及び主な担当業務一覧

職	氏名	メールアドレス	内線	主な担当業務
担い手本部長	白旗 哲史	shirahata.satoshi@adhokkaido.or.jp	649	○本部の総合調整に関する事

担い手支援部 直通電話番号 011-271-2255

担い手支援部長	木村 一字	kimura@adhokkaido.or.jp	641	○部の統括に関する事
就農支援課長	伊勢谷 巧	iseya@adhokkaido.or.jp	646	○課の統括に関する事 ○北海道農業担い手育成センター事業等の企画立案・調整に関する事 ○担い手育成委員会に関する事 ○就農啓発基金事業に関する事 ○青年農業者海外研修事業の企画・立案に関する事
副 審 議 役	古館 義則	furudate.yoshinori@adhokkaido.or.jp	648	○就農支援資金の債権管理(条件変更を含む)・償却に関する事 ○就農支援資金の償還免除・償還金回収に関する事 ○青年等就農資金に関する事
副 考 査 役	腰越 聡	koshigoe@adhokkaido.or.jp	646	○北海道農業担い手育成センター事業等に関する事 ○担い手育成会員に関する事 ○各種事業遂行状況の把握、実績取りまとめ ○部・室の会計事務に関する事
国際交流 コーディネーター	河井 久実	kawai.kumi@adhokkaido.or.jp	642	○青年農業者海外研修事業の研修生募集及び派遣に関する事(国際農業者交流協会事業を含む)
臨時職員	安井 直美	yasui.naomi@adhokkaido.or.jp	647	○部内庶務 ○部・室の会計事務に関する事
就農相談課長	森田 晃弘	morita.akihiro@adhokkaido.or.jp	631	○課の統括に関する事 ○新規就農に関する企画立案・実施に関する事 ○指導農業士協会事務局(会計)
職 員	山本 実莉	yamamoto.minori@adhokkaido.or.jp	623	○就農研修者等への各種助成に関する事 ○無料職業紹介業務に関する事 ○就農関連情報・資料作成に関する事 ○広報に関する事 ○農業士協会事務局(会計)
就農コーディネーター	山羽 法子	yamaha.noriko@adhokkaido.or.jp	643	○就農相談業務 ○第三者継承業務 ○就農関連情報・資料の企画立案・作成に関する事
就農コーディネーター	秋松 祐子	akimatsu.yuuko@adhokkaido.or.jp	645	○就農相談業務 ○第三者継承業務 ○学生等に対する就農関連情報の周知に関する事
就農コーディネーター	渡邊 和重	watanabe.kazushige@adhokkaido.or.jp	644	○就農相談業務 ○就農関連情報の訪問調査・資料作成に関する事 ○グリーンパートナー研修会の開催に関する事
就農コーディネーター	伊與田 まや	iyoda.maya@adhokkaido.or.jp	635	○就農相談業務 ○就農関連情報の訪問調査・資料作成に関する事 ○新規就農者セミナーの開催に関する事

就農研修課長	大岡 清司	ooka.seiji@adhokkaido.or.jp	650	○課の統括に関する事 ○農業次世代人材投資(準備型)事業の管理に関する事
副 審 議 役	宇野 和敏	uno.kazutoshi@adhokkaido.or.jp	651	○農業次世代人材投資(準備型)事業の推進に関する事
職 員	鈴木 透	suzuki.tooru@adhokkaido.or.jp	652	○農業次世代人材投資(準備型)事業の推進に関する事
職 員	内田 秀一	uchida@adhokkaido.or.jp	652	○農業次世代人材投資(準備型)事業の研修等現地確認に関する事

農業経営相談室

直通電話番号 011-522-5579

職	氏名	メールアドレス	内線	主な担当業務
農業経営相談室長	大塚 真一	otsuka.shinichi@adhokkaido.or.jp	666	○室の統括に関する事 ○農業経営センター事業に関する事
副 審 議 役 (経営相談コーディネーター)	多田 優彦	tada.masahiko@adhokkaido.or.jp	653	○相談受付及びコーディネーターとの調整に関する事 ○普及組織及び農大との連絡調整に関する事 ○相談カード及び支援状況の取りまとめ
副 審 議 役	坂上 悟	sakagami.satoru@adhokkaido.or.jp	659	○6次産業化センター事業の推進方針及び計画の立案に関する事 ○地域支援検証委員会などの開催に関する事 ○6次産業化センターの運営・管理に関する事
臨 時 職 員	村上 千代枝	murakami.chiyoe@adhokkaido.or.jp	653	○室内庶務 ○農業経営センター事業事務に関する事

担い手育成会員名簿

(令和8年4月1日現在)

■会員数

総 会 員 数	211
関係機関・団体	10
市 町 村	174
賛 助 団 体	27

■関係機関・団体名 (10)

機 関 ・ 団 体 名
北海道
北海道農業協同組合中央会(100農協を含む)
北海道信用農業協同組合連合会
ホクレン農業協同組合連合会
全国共済農業協同組合連合会北海道本部
北海道厚生農業協同組合連合会
一般社団法人北海道農業会議
北海道土地改良事業団体連合会
公益財団法人道央農業振興公社
一般財団法人ピンネ農業公社

■市町村名 (174市町村)

市町村名	市町村名	市町村名	市町村名	市町村名	市町村名	
空知総合振興局	夕張市	後志総合振興局	小樽市	宗谷総合振興局	稚内市	
	岩見沢市		島牧村		士別市	猿払村
	美唄市		寿都町		名寄市	浜頓別町
	芦別市		黒松内町		富良野市	中頓別町
	赤平市		蘭越町		鷹栖町	枝幸町
	三笠市		ニセコ町		東神楽町	豊富町
	滝川市		真狩村		当麻町	礼文町
	砂川市		留寿都村		比布町	利尻町
	深川市		喜茂別町		愛別町	利尻富士町
	南幌町		京極町		上川町	幌延町
	南井江町		倶知安町		美瑛町	北見市
	由仁町		共和町		上富良野町	網走市
	長沼町		岩内町		中富良野町	紋別市
	栗山町		積丹町		南富良野町	美幌町
	月形町		古平町		占冠村	津別町
	浦臼町		仁木町		和寒町	斜里町
	新十津川町		余市町		剣淵町	清里町
	石狩振興局		妹背牛町		胆振総合振興局	赤井川村
秩父別町		室蘭市	訓子府町			
雨竜町		苫小牧市	置戸町			
沼竜町		登別市	佐呂間町			
沼田町		伊達市	遠軽町			
札幌市		豊浦町	湧別町			
千歳市		壮瞥町	滝上町			
江別市		白老町	興部町			
恵庭市		厚真町	西興部村			
北広島市		洞爺湖町	雄武町			
石狩市		安平町	大空町			
当別町		むかわ町				
新篠津村						
		日高振興局	旭川市		十勝総合振興局	帯広市
		渡島総合振興局	士別市			音更町
			富良野市			士幌町
			鷹栖町			上士幌町
			東神楽町			鹿追町
			当麻町			新得町
			比布町			清水町
			愛別町			芽室町
			上川町			中札内村
			美瑛町			更別村
			上富良野町			大樹町
			中富良野町			広尾町
			南富良野町			幕別町
			占冠村			池田町
			和寒町			豊頃町
			剣淵町			本別町
			下川町			足寄町
			美深町			陸別町
			音威子府村			浦幌町
			中川町			釧路市
			幌加内町			釧路市
			留萌市			厚岸町
			増毛町			浜中町
			小平町			標茶町
			苫前町			弟子屈町
			羽幌町			鶴居村
			初山別村			白糠町
			遠別町			根室市
			天塩町			別海町
						中標津町
						標津町
						羅臼町

■賛助団体名 (27団体)

団 体 名	団 体 名
よつ葉乳業株式会社	株式会社J A北海道情報センター
一般社団法人ジェネティクス北海道	北海道農業団体健康保険組合
一般社団法人北海道酪農畜産協会	北海道ホルスタイン農業協同組合
北海道農業信用基金協会	サツラク農業協同組合
北海道農業共済組合	公益社団法人北海道獣医師会
公益社団法人北海道酪農検定検査協会	北海道オリオン株式会社
公益社団法人北海道畜産物価格安定基金協会	雪印種苗株式会社
公益社団法人北海道農産基金協会	学校法人酪農学園
一般社団法人北海道農産協会	十勝農業協同組合連合会
一般社団法人北海道土地改良建設協会	根室生産農業協同組合連合会
一般社団法人北海道土地改良設計技術協会	公益社団法人国際農業者交流協会
一般社団法人北海道酪農協会	株式会社コーンズ・エージー
一般社団法人北海道地域農業研究所	釧路農業協同組合連合会
	オホーツク農業協同組合連合会